

計画の策定にあたって

新宿区社会福祉協議会（新宿社協）は、平成 17 年 12 月に「経営計画 2006～2008」を策定し、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現を目標に掲げ、事業を展開してまいりました。この 3 年間における事業は、一定の成果を挙げることができたと考えておりますが、事業・組織の小地域展開など、計画通りに進まなかったものもありました。

そしてこのたび、第二次計画として「経営計画 2009～2013」を策定するため、各分野から計画策定委員会の委員として 10 名の方を委嘱し、計画の策定作業をお願いしました。

各委員には、ご多忙を極められる中、熱心に協議を重ねていただきました。この場をお借りしてお礼申し上げる次第でございます。

経営計画策定委員会では、「経営計画 2009～2013」の策定に際し、新宿区の人口構成、世帯規模、世帯構成等の現状と将来の動向、さらに新宿区内を町丁目別に見た小地域における人口等の動き、特徴的な住宅環境等の状況をつぶさに見る中で、家庭や地域コミュニティの変容をもたらす背景を浮き彫りにしました。この状況は今後も続くと見込まれ、家庭や地域コミュニティが果たしてきた「自助」を支える役割や環境がますます脆弱になっていくことが予測され、「共助」の領域は今後も一層広がっていくものと考えます。

このような状況の下、住民が主体となって家庭や地域コミュニティが抱える様々な課題の改善・解決をめざす取り組みの支援を行ってきた新宿社協には、これまで以上の取り組みが求められることとなります。

特に、社協は地域に密着して活動する中間支援組織として、社協の専門性であり、独自性であるコーディネート機能をいかに発揮できるかということが大命題であると考えます。

「経営計画 2009～2013」は、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現という「経営計画 2006～2008」の理念・目標を継承しつつ、住民の生活圏域（小地域）に基づいた事業・組織展開を新たな視点と戦略で進めてまいります。

計画事業を着実に実施していくためには、役職員一同が最大限の努力をしていくことは当然のことではありますが、地域住民の方々、町会・自治会、民生委員・児童委員、各種地域団体、ボランティア・NPO、社協の各種事業協力員、行政機関など多くの方々のご理解とご協力が欠かせません。

皆様方のさらなるご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
会 長 北 中 誠

目 次

第 章 「経営計画 2009～2013」策定の前提として	3
1．新宿社協を取り巻く環境	4
2．新宿社協に期待される役割 ～提案・調整・協働型社協へ～	11
3．新宿区におけるボランティア・市民活動推進の方向性	12
4．「経営計画 2006～2008」の取り組み成果・課題から	13
5．「経営計画 2009～2013」策定の意義	14
第 章 「経営計画 2009～2013」の概要	15
1．計画の理念・将来の目標	16
2．経営方針	16
3．計画の性格	17
4．計画の期間	17
5．計画全体の構成	18
6．「経営計画 2009～2013」における新宿社協の事業展開の視点	18
7．「経営計画 2009～2013」の評価について	19
第 章 事業実施計画	21
1．総合調整事業	25
2．地域活動支援事業	29
3．個別生活支援事業	37
4．法人経営事業	43
第 章 組織改革計画	49
1．社協会員制度	50
2．理事会・評議員会のあり方の明確化	55
3．部会のあり方の明確化と新たな部会運営	56
4．事務局組織の改革	56
第 章 人材育成計画	59
1．新宿社協の求める人材像	60
2．人材育成方針	61
3．人材育成環境の整備	62
第 章 総務強化・財務管理方針	65
1．総務について	66
2．人事について	67
3．新宿社協の財政方針について	69
4．財務管理方針について	69
資 料	
用語等の説明	74
参考文献・資料	80
策定作業の経過	81
社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員名簿	82
社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会設置要綱	83

概要 Summary

第 章 「経営計画 2009～2013」 策定の前提として

一般的に、家庭や地域コミュニティのあり方が大きく変わったと言われていますが、新宿区の場合、東京の都心部という環境が大きな変容要因をもたらしているものと思われます。本章では、新宿区の人口構成、世帯規模、世帯構成等の現状と将来の動向、さらに新宿区内を町丁目別に見た小地域における人口等の動き、特徴的な住宅環境などの状況にふれ、家庭やコミュニティの変容をもたらす背景を浮き彫りにしました。新宿区では、今後も家庭や地域コミュニティの本来の役割や機能を低下させるような状況が続いていくと考えられます。

このように、今後も家庭や地域コミュニティとして果たしてきた生活課題や地域課題の解決機能、いわゆる「自助」を支える環境が脆弱になっていくことから、「共助」の領域が一層広がっていくものと考えられます。

行政もこうした状況等を受けて、平成 20 年 3 月、住民と行政の協働によるこれからの地域福祉のあり方について、考え方や取り組みの方向性を示しました。

これらを背景に、今後、新宿社協が果たしていかなければならない特に重要な役割を本章に掲げています。家庭や地域コミュニティの抱える様々な課題の改善・解決に向けての住民主体の取り組みを支援するため、特に、地域に密着して活動する中間支援組織として、社協の専門性であり、独自性であるコーディネート機能について重点をおいて述べています。

第 1 次社協強化プランとしての「経営計画 2006～2008」3 カ年の取り組みは、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざす新たな新宿社協への改革の第一歩となりました。今後は、緒についたばかりの各取り組みをさらに推しすすめるステップとして、「経営計画 2009～2013」を策定するものです。

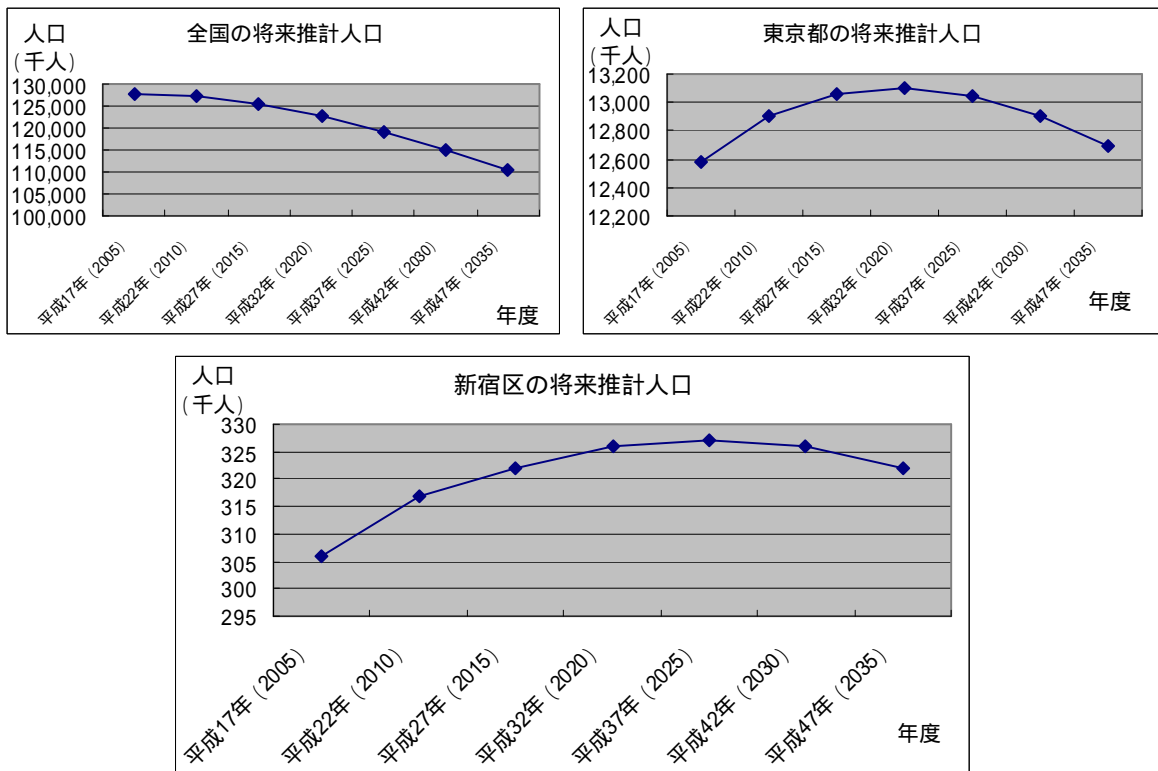
1. 新宿社協を取り巻く環境

(1) 新宿区の現状とこれから

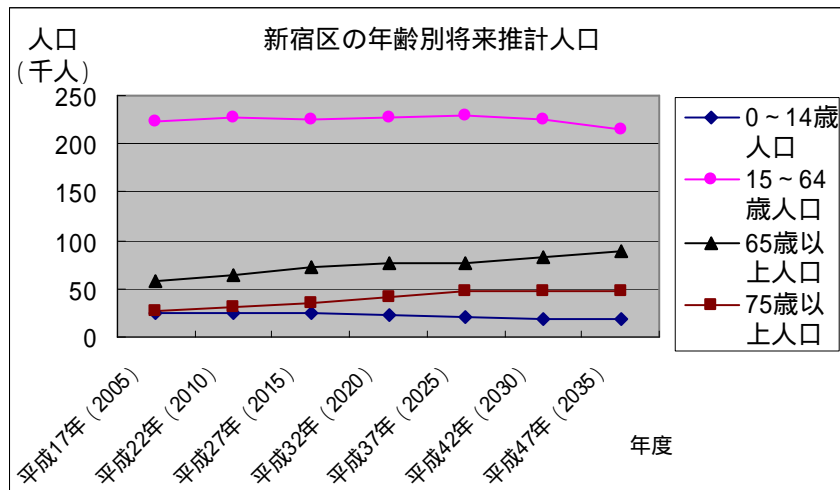
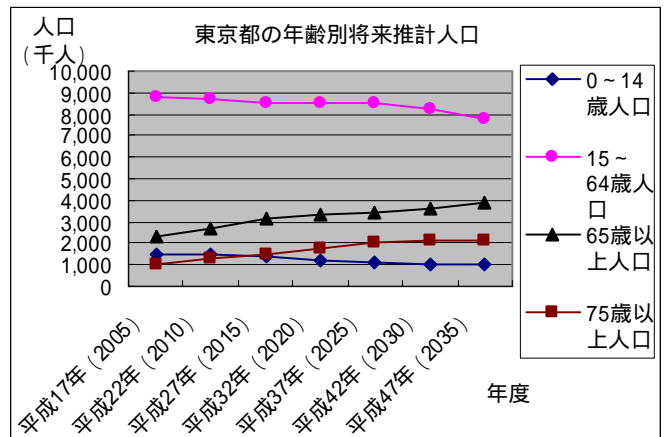
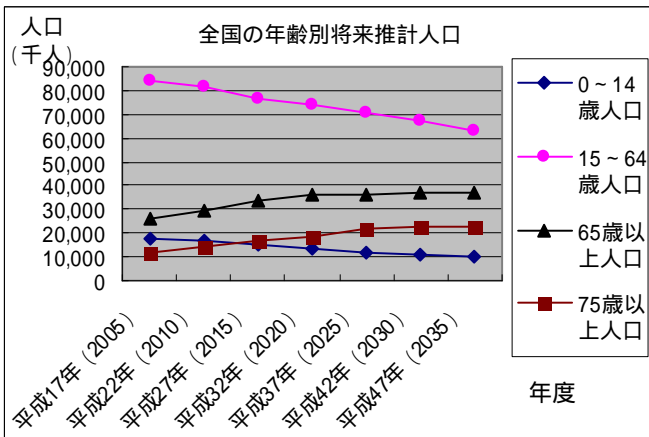
わが国は、高度経済成長とともに、都市化、核家族化、少子高齢化が急速にすすみました。すでに人口減少時代に入り、まさに成熟社会を迎えたといえます。こうした社会背景において、新宿で暮らす人々の現状とこれからについてまず理解しておく必要があります。

新宿区全体の人口の動き

全国的に人口減少傾向に向かう中、全国から人口が集中する東京都においても、将来、平成 32 年の約 1310 万 4 千人をピークに人口減少に転じると予測されています。新宿区はそれにやや遅れて、平成 37 年頃の約 32 万 7 千人をピークに、人口が少しずつ減少していくと推測されています（日本の都道府県別将来推計人口・平成 19 年 5 月及び日本の市区町村別将来推計人口・平成 20 年 12 月）。

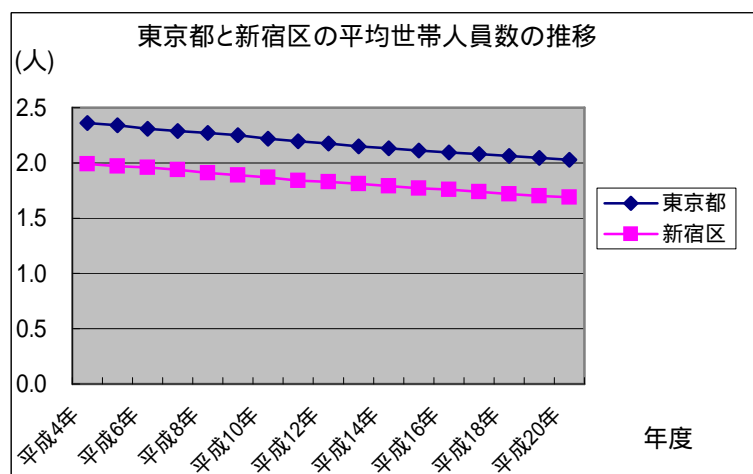


人口構成比をみると、高齢人口は、東京都全体では、平成 19 年 9 月時点で 18.3%（約 230 万人）ですが、平成 47 年には 30.7%（390 万人）にまで増加すると予測されています。新宿区の高齢化率は、平成 20 年 1 月で 20.1%（約 5 万 6 千人）となっており、その後、平成 27 年頃から平成 37 年頃にかけては 22～23%台で安定して推移しますが、再び上昇し平成 47 年には 27.6%（約 8 万 9 千人）にまで上昇すると予測されています。（日本の都道府県別将来推計人口・平成 19 年 5 月及び日本の市区町村別将来推計人口・平成 20 年 12 月）

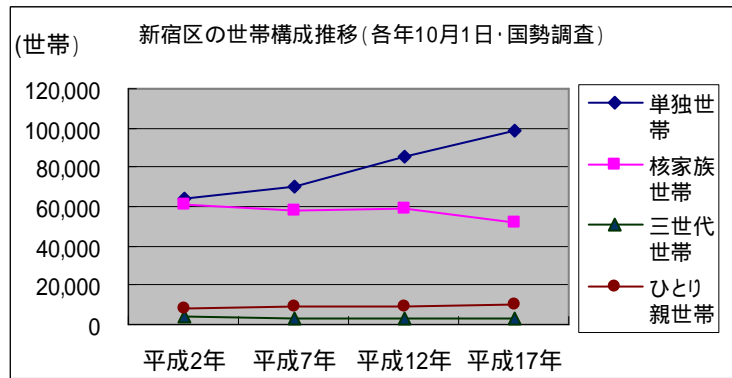
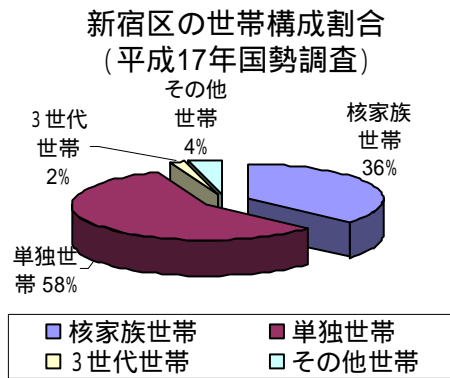


年少人口（15歳未満人口）は、東京都全体では平成17年に11.5%（約144万人）でしたが、平成27年には約10.4%（約136万人）になると予測されています。新宿区では、平成17年で8.0%（約2万4千人強）ですが、平成27年は約7.4%（約2万4千人弱）と見込まれています。

世帯規模についてみると、東京都の平均世帯人員数は、他の道府県にさきがけて平成37年に2人未満になると推測されています。しかし、新宿区は、平成4年にすでに2人をきり、平成20年1月現在で1.69人にまで減少しましたが、今後も減少傾向が続くと見込まれています。（新宿区の統計、各年1月1日現在）



世帯構成については、東京都では、単独世帯が全世界帯の42.5%を占め、全国平均の29.5%を大きく上回っています（平成17年国勢調査）。新宿区は平成20年1月現在で全世界帯中の61.1%（99,392世帯）が単独世帯で、このうち15.3%は65歳以上の世帯です。今後高齢者の単独世帯はさらに増加すると見込まれます。

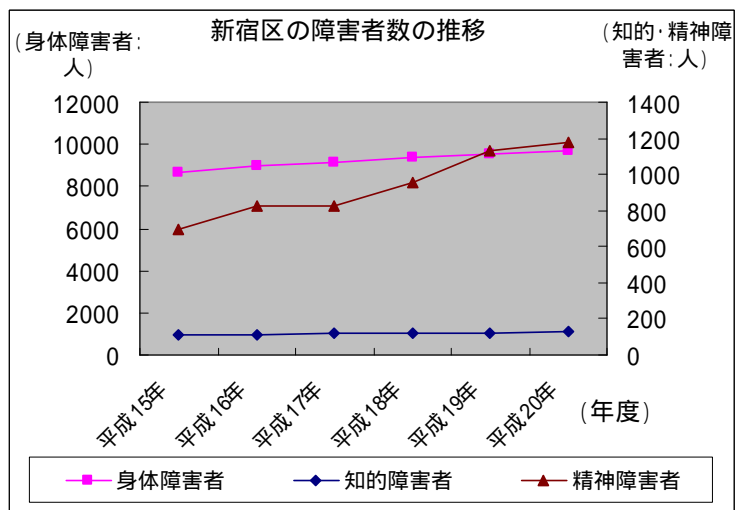


18歳未満の子どもがいる世帯は、ひとり親世帯が増加傾向にある一方で、三世帯世帯が減少しています。

以上をまとめると、新宿は東京全体より早いスピードで高齢化が進んでいましたが、長期的にみると、東京都の高齢化がいつそう進行するのに対し、新宿は22%～23%台で一旦安定した状態になると見込まれます。少子化の進展も、これまで新宿区は、東京都の平均に比べ年少人口の比率がかなり激しく低下してきましたが、次第に東京都の平均に近づいていく傾向にあります。つまり、新宿区は、まもなく人口の実数の面でも、人口構成比率の面でも安定して変動の少ない状態になるといえるでしょう。

しかし、世帯数の増加、特に単独世帯の増加、平均世帯人数の縮小など、生活単位としての世帯の変化は、今後も続いていくと予想されます。

また、新宿区の障害者人口は、平成20年4月1日現在、身体障害者（身体障害者手帳所持者）は9,727人、知的障害者（愛の手帳所持者）は1,094人、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は1,181人であり、身体・知的・精神障害者を合わせて12,002人となっています。



平成15年4月1日現在の障害者人口は、身体・知的・精神障害者を合わせて10,321人でしたが、その後の各障害者人口は年々増加しており、今後も新宿区の障害者人口は増加の傾向にあります。（上図参照）

地域別の人口の動き

高齢人口

新宿区内の各地域の人口の動きを町丁目別に見ていくと、高齢化率は地域によってかなり異なっていることがわかります。高齢化率30%を超える地域は152町丁目中に13あり、このうち40%以上の高齢化率となっているのが6地域です。中でも、百人町四丁目はずで平成15年の時点で50%を超え、地方の過疎化のすすむ地域

と変わらない数字となっています。(下記の表参照・新宿区の統計)

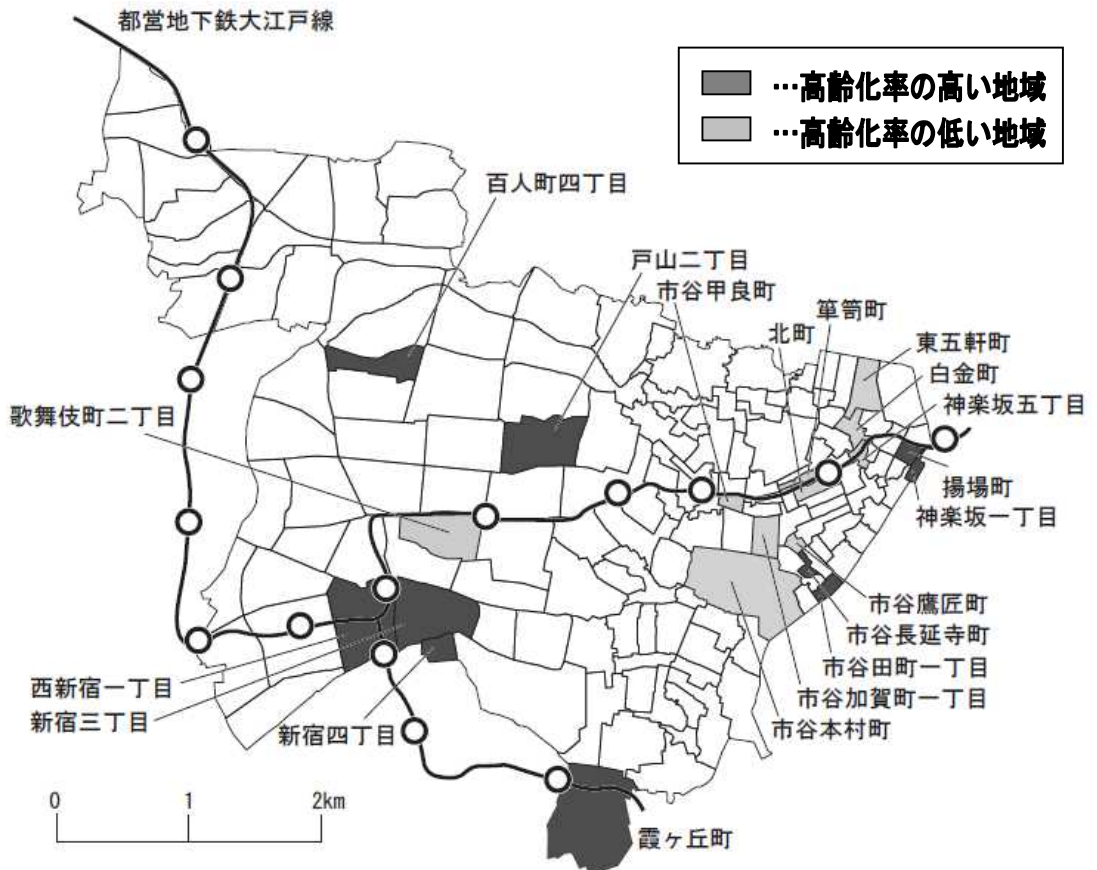
後期高齢人口は、特に大都市圏で増加の傾向にあり、東京都の後期高齢人口は、高齢人口 2,410,095 人の 43.8%にあたる 1,054,516 人(平成 20 年 1 月 1 日現在・住民基本台帳による東京都の世帯と人口)で、平成 12 年の高齢人口に占める後期高齢人口の割合 38.1%から 7 年間で 5.7 ポイント上昇しています。同様に、新宿区の後期高齢人口をみると、高齢人口 56,028 人の 47.3%にあたる 26,477 人(平成 20 年 1 月 1 日現在・新宿区の統計)で、平成 12 年の高齢人口に占める後期高齢人口の割合 42.5%から同じ 7 年間で 4.8 ポイントの上昇で、東京都の上昇率のほうがわずかに高くなっています。

高齢化率の高い地域と低い地域(平成 20 年 1 月 1 日現在)

高齢化率の伸びについて町丁目別にみていくと、平成 11 年から平成 15 年の 4 年間で新宿四丁目、市谷船河原町、百人町四丁目それぞれ約 10 ポイント、平成 16 年から平成 20 年の 4 年間では本塩町 9.5 ポイント、神楽坂一丁目 12.4 ポイントという高齢化の伸びを示しており、特に戸山二丁目に関しては平成 11 年から 4 年間で 5.9 ポ

	町丁目名	(%)
1	百人町四丁目	52.3
2	市谷長延寺町	45.7
3	霞ヶ丘町	45.1
4	西新宿一丁目	44.8
5	戸山二丁目	40.5
6	市谷田町一丁目	40.2
7	新宿四丁目	37.3
8	神楽坂一丁目	36.8
9	揚場町	36.3
10	新宿三丁目	36.2

	町丁目名	(%)
1	市谷本村町	2.2
2	市谷加賀町一丁目	3.2
3	東五軒町	8.0
4	市谷鷹匠町	8.1
5	白銀町	8.9
6	北町	10.8
7	神楽坂五丁目	10.9
8	歌舞伎町二丁目	11.0
9	市谷甲良町	11.9
10	筆筈町	12.0



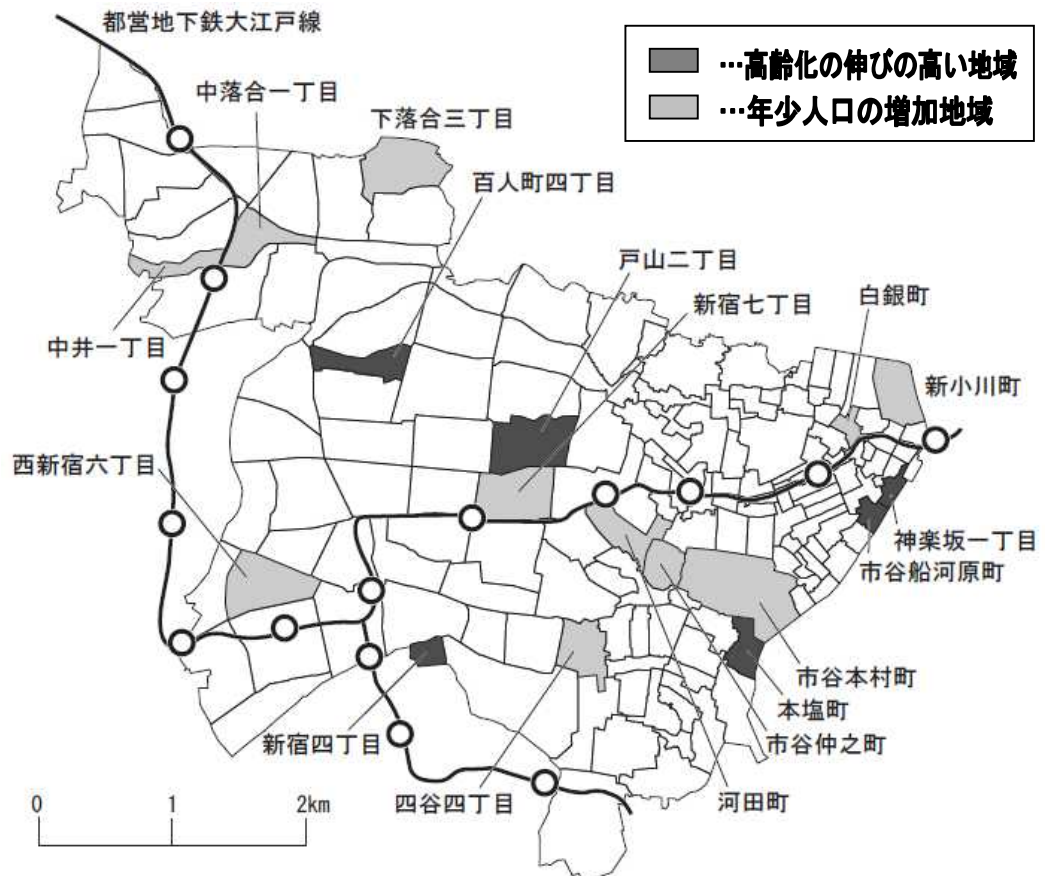
イント、以降平成 20 年までの 5 年間に 8.7 ポイントと継続して高齢化のスピードが

速い地域があることがわかります。なお、新宿区全体では、平成 11 年の 17.5% から平成 20 年の 20.1% へ 2.6 ポイントの上昇となっています。(各年 1 月 1 日現在・新宿区の統計)

年少人口

年少人口(0~14 歳)については、東京都、新宿区ともに微減の傾向にありました。平成 20 年 1 月 1 日現在の都内の年少人口は、1,471,628 人で都民全体の 11.8% ですが、新宿区の年少人口は、23,773 人で区民全体の 8.5% で東京都よりも低い割合になっています。新宿区の平成 18 年の合計特殊出生率は 0.83 で、全国の 1.32、東京都の 1.02 と比較してみるとかなり低いことがわかります。新宿区の出生数は、今後微増傾向となるものの、年少人口割合、合計特殊出生率ともにほぼ横ばいの状況が続いていくと予測されています。

そして、区内を町丁目別にみていくと、高齢人口と同様に増減のばらつきがあることがわかります。平成 16 年から平成 20 年の 4 年間に年少人口が増加した地域は、四谷四丁目、新宿七丁目、市谷本村町、白銀町、新小川町、市谷仲之町、河田町、下落合三丁目、中落合一丁目、中井一丁目、西新宿六丁目などで平均 1.2~1.5 倍の増加を示していますが、白銀町だけは 4.5 倍と突出しています。こうした地域の多くは、生産年齢人口も増加しており、地域の高齢化率を低減させています。これらの地域は、近年開通した地下鉄大江戸線沿線地域とおおむね重ね合わせることができます。(各年 1 月 1 日現在・新宿区の統計)



外国人登録人口

また、新宿区の外国人登録人口は、平成 20 年 1 月 1 日現在 31,856 人で、総人口の 10.3% を占め、今後も増加傾向が続くと予測されています。外国人登録人口は 23

区で最も多く、国籍は 100 か国以上にのぼっています。外国人登録者の多くは、新宿七丁目、百人町一丁目、百人町二丁目、大久保一丁目、大久保二丁目、北新宿一丁目、北新宿三丁目のほか歌舞伎町、西早稲田、高田馬場等の地域に偏在して居住しています。

人口移動

人の動きでみてみると、新宿区は平成 7 年以降、転入者と転出者の差が縮まり、平成 9 年以降は転入等が転出等を上回っています。1 年間に移動する人の数は約 58,000 人で人口の 2 割近くとなっており、新宿は人口流動の激しいまちという状況は今後も続くと思込まれます。

新宿区の住宅環境

次に、こうした人口動向を背景とする新宿区の住宅環境についてみてみます。

平成 5 年以降、住宅総数も居住世帯のある住宅数も急速に増え、共同住宅、一戸建住宅いずれも増加しています。平成 10 年には、共同住宅の割合が 8 割を超え、区民の多くの世帯が共同住宅に住んでいる状況がわかります。住宅の建て方区分をみると、一戸建が 28,316、長屋建 1,481、共同住宅 135,220 となっており、特に共同住宅の中でもマンションの中高層化がすすみ、6 階以上の共同住宅の戸数が平成 5 年から平成 15 年の 10 年間で 2 倍以上に伸びました。さらに、住宅の所有の関係をみると、民営の借家が 51.7%と最も多く、持ち家は 35.6%、公営・都市機構・公社の借家が 5.5%などとなっています（平成 17 年国勢調査）。

また、区内の町丁目別人口推移や人口増加率を見ると、年少人口のところでもふれたように、大江戸線、副都心線沿線地域で各線開通前後に年少人口や生産年齢人口が増加している地域があります。単年で 100 人以上の規模で人口増があったこれらの地域は、中高層マンションの建設が集中しており、比較的若い世代が新たに建設されたマンション等へ入居したことなどが影響しているものと推測されます。

コミュニティの変容

人口や世帯構造の変化に加え、経済環境の変化、高齢社会の到来などによって、人々の住まい方や働き方など生活形態の多様化がすすんでいます。特に都市部では、人間関係のしがらみや煩わしさを回避し、個を大切にするといった個人主義的傾向が一般的に強く、加えて多様な価値観・人生観などが人と人とのつながりづくりを困難な状況にしているといわれています。

しかし一方で、「戸山団地・くらしとコミュニティ 8 についての調査」報告（平成 20 年 3 月・新宿社協）でも見られるように、高齢になるほど近隣づきあいなど団地内での関係性が深く、また、他の世帯よりもひとり暮らし世帯の人のほうが関係性が深いことなど、地域とのつながりを有している人々も少なくありません。

新宿区ではすでに、単独世帯が 6 割にのぼり、また、その 15%は 65 歳以上の世帯です。3 割の核家族（P6、新宿区の世帯構成割合参照）においても、ひとり親世帯が増加傾向にあることからわかるように、従来、家庭が果たしてきた役割・機能は大きく変化しているといえます。こうした状況は、地域で生活課題の多様化・複雑化をすすめ、地域コミュニティのあり方に大きな影響を与えているものと思わ

れます。

現在、新宿区の町会加入率は、全世帯の46.45%（平成20年8月現在）で平成18年度より約3,000世帯増加していますが、活動を休止したり、解散する町会・自治会も現れ始めています。賃貸マンション等の比較的居住年数の短い住民は、地域にあまり関心を示さず、一方、地域で長く暮らし、コミュニティ活動に参加してきた人たちの高齢化がすすみ、これからの地域コミュニティの変容が危惧されています。

しかし、コミュニティは住民の様々な努力によって、現在でも「生きている」といえます。「戸山団地・くらしとコミュニティについての調査」報告は、大規模都営住宅を対象としているという点で新宿の地域一般の状況を示したものではありませんが、コミュニティの現状と課題について考えるべきことを明らかにしています。

たとえば、50%を超える高齢化率と単独世帯が多い都営住宅でも、都市部に居住しているという多くのメリットによって、個々の生活は一応は成り立っています。また、都営住宅では入居者自身による共益活動⁴が必須のものとなっており、住民同士が関係をもつようしくみがあるため、コミュニティも保たれています。しかし、共益や自治活動を中心的に支える人たちの多くは70代となっており、単独世帯もさらに増加すると見込まれるので、今のレベルの活動を今後も継続し、コミュニティのつながりを維持していくのは難しい状況になると思われます。

共同住宅居住世帯が8割という新宿区の現状を考えれば、公営住宅、民間マンションを問わず、集合住宅を巻き込んだコミュニティづくりこそ、まさに新宿ならではの課題だといえます。戸山団地のコミュニティが抱えるような課題が、今後区内の多くの地域で起きて来ると考えられます。今まさに、これからのコミュニティのあり方が問われているのではないのでしょうか。

(2) 行政の動き

これからの地域福祉の方向性

平成20年3月に厚生労働省社会・援護局長の下に置かれたこれからの地域福祉のあり方に関する研究会が、「地域における『新たな支え合い』を求めて - 住民と行政の協働による新しい福祉 - 」をまとめ、これからの地域コミュニティ再生の軸としての地域福祉のあり方について提言を行いました。

前述のように、今日、社会状況がめまぐるしく変わってきた中で、家庭や地域コミュニティの姿も変容を遂げてきました。家庭の機能の低下は、地域コミュニティへ多大な影響を与え、地域コミュニティも従来の機能を果たしきれない状況が起きてきています。

また、まとめの中では、地域における共助の領域を拡大、強化していくことが求められており、住民参加によるきめ細かな相互支援が極めて重要であるとしています。地域が、地域を構成する個々の家庭を支える共助の力を有し、家庭は地域の共助の機能をより活性させていく相互の関わりが重要、不可欠です。

こうした中で、新宿社協が考える「新たな支えあい」とは、東京という都市部の特性と新宿区の住民性や地域性に立脚したものであって、これまでのようなサービス提供型の一方向的な支えあいではなく、新たな発想と視点による地域の関係支援型の多方向的な支えあいのしくみづくりを実現していくことと捉え、新たな取り組

みとして早急に着手すべきと考えます。

新宿区の方向性

新宿区は、平成 20 年度からの「基本構想」、「総合計画」を策定しました。「総合計画」には、10 の特別出張所管轄区域ごとに地域別まちづくり方針が示され、地域の課題や地域特性に応じた考え方・方向性が示されました。

また、新宿区は各特別出張所単位に、区民の区政参画と地域課題の解決の場として地区協議会 24 を設置し、区民との協働 5 をすすめるとともに住民自治の充実を図る場として運営を行っています。

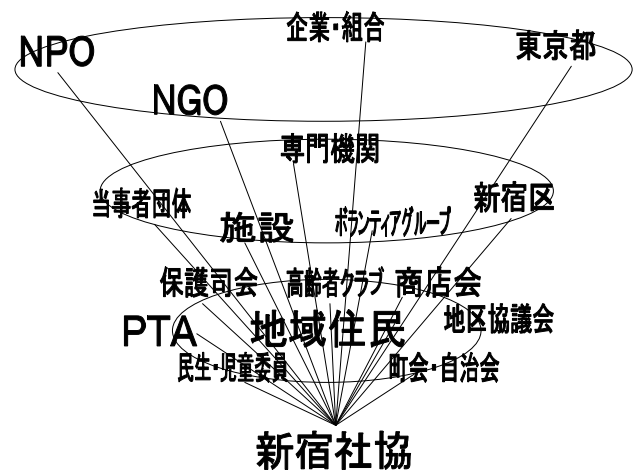
このように、新宿区も地域単位の取り組みをすすめており、区内 201（活動休止中の 2 町会含む。）の町会・自治会、民生・児童委員協議会も 10 地区で連合体、協議体ができており、行政と地域が共通の活動地域で統合が図られています。地域における暮らしの課題を行政も共有し、課題解決に向けて支援が行える体制が構築されています。

新宿社協は、今後も住民の生活圏域（小地域） 18 で住民、地域とともに取り組み（小地域展開）をすすめてまいります。地区協議会の機能・役割と多分に重なる部分が多く出てくることが考えられることから、今後は、新宿区、特別出張所、新宿社協、地区ボランティア・地域活動サポートコーナー（以下、地区ボランティアコーナー）、地区協議会の位置づけや役割を整理する必要があると考えます。とりわけ、社協地区パートナー（P51 以降参照）の組織化においては、地区協議会との関係を明らかにし、連携を図っていくことが重要であると考えます。

2. 新宿社協に期待される役割 ～提案・調整・協働型社協へ～

(1) 地域に密着した中間支援組織として

地域福祉 21 は、住民の暮らしの課題に即して、縦割的な制度や対応を超え、地域に存在するあらゆる資源を活用し、地域住民組織、ボランティア、NPO、企業、行政等、様々な機関・団体が連携・協働することで、だれもが安心して暮らせる地域づくりを実現しようとするものです。社協は長年にわたり、このような様々な個人・組織とかかわりを持ってきましたが、多様な個人・組織との関係性とかかわりこそが、まさに社協の公共性・公益性であり、こうした社協ならではの特性を活かして「新たな公共」 1 の領域を広げていけるよう、提言機能や調整力を活かし、新たな領域の課題に対しても先駆けて取り組んでいくことが期待されています。



そして、これらの地域で活動する個人や組織・団体等の活動主体からは、地域の多様な社会資源との橋渡しと活動主体間のネットワークづくり、新たな社会資源 14 の

開発、地域の人材育成、情報の共有環境づくり、地域活動拠点の確保や資金的支援、行政などへの政策提言などの役割が期待されています。

さらに、今後求められる役割は、これまで町会・自治会をはじめとする地縁型組織と、連携・協働の機会がもたれることが少なかったNPOなど、新たな活動組織・専門組織をつなぎ、地域課題の改善・解決に向け、協働の機会を積極的に提案したり、具体的に調整を図るといった地域に密着型の中間支援組織 23 としての機能です。

(2)地域福祉をコーディネートする総合的・包括的支援組織として

地域福祉の推進は、そこに住む住民の抱える暮らしの課題（ニーズ）の把握から始まります。これまで新宿社協では、潜在化された個別の課題を地域共有の問題として、地域の人々の気づきや共感を促し、顕在化させることによって地域での課題解決に向けて主体的に動き出す人々を応援してきました。また、地域の人々の支えあいや助けあいで改善・解決が図れるよう地域活動への参加を促す役割と、そのための様々な支援方法を有しています。

縦割りの制度やしきみ、公私の枠組みを超えて、地域で暮らす住民一人ひとりがその人らしい暮らしを送れるよう、住民一人ひとりの多様な暮らしの課題解決をオーダーメイドで支える個別支援から、地域が主体的に解決をめざす活動支援まで、住民本位の切れ目のない総合的・包括的支援を可能にする援助技術と実践力が求められています。

地域に密着した中間支援組織としても、地域福祉活動をコーディネート（調整） 6 する総合的・包括的支援組織としても、これらを実現していくためには、社協の最大の強みであるコーディネート能力をこれまで以上に発揮していかなければならないと考えます。

この能力を高めていくためには、職員の一層の資質向上を図るとともに、多様化する地域の課題に対応するためにも住民の生活圈域（小地域）をとらえた組織全体での取り組み体制の構築が重要です。特に、既存の5つの地区ボランティアコーナーの役割を明確にし、小地域における活動拠点として、その役割と機能を拡充し、一層の活用を図る必要があります。

(3)住民や多様な活動主体と協働する組織として

身近な地域から広域の活動まで、様々な分野の地域住民（組織・団体）、ボランティア・市民活動団体、学校、企業、行政等の活動主体を結び、協働の橋渡しを行うとともに、分野や目的など必要に応じた活動主体のネットワークづくりの呼びかけや支援を行います。また、様々な課題の解決のために、新宿社協自らも協働の一主体として、種々のネットワークへのかかわりを積極的にもち、ともに行動していきます。

3．新宿区におけるボランティア・市民活動推進の方向性

(1)これからのボランティア・市民活動の支援

ボランティア・市民活動は、身近な地域や社会における共有の課題や潜在的な課題への対応や社会への課題提起を行うなど、先駆的・開拓的な役割を果たしているほか、

活動を通して、活動者自身が生きがいや自己実現の機会、学びや成長を得られることについても広く認識されています。

新宿社協においても、「新宿区のボランティア活動推進計画」(平成8年3月)、「新宿におけるボランティア活動推進のあり方」(平成14年9月)を策定し、新宿ボランティア・市民活動センターでは、具体的な取り組みや支援を行ってまいりました。

基本的にはこれらの考え方、方向性を今後も継承し、本経営計画に投影していくことによってさらなる推進を図ってまいります。家庭や地域コミュニティの変容による新たな暮らしの課題の表出、「新たな公共」を担うNPOをはじめとする市民活動団体の増加、地域や社会の課題解決手法の多様化、そして災害時への備えといった今日の状況や今後予測される新たな課題への対応が求められています。

(2)新宿ボランティア・市民活動センターの役割

ボランティア・市民活動を暮らしに身近なものとするために

ボランティア・市民活動センターは、人と人とがふれあい、互いに共感ができるような機会をつくり、ボランティア・市民活動への参加のきっかけづくりを行い、助ける、助けられる関係ではなく、自然に誰もができることをできるときに支えあっていける関係づくりを支援し、だれもが安心して暮らせる地域コミュニティづくりに貢献してまいります。

そのためには、従来のボランティア・市民活動の周知・啓発活動を強化していくとともに、多様な世代に普及がすすむ携帯電話を使ってボランティア・市民活動情報を配信するなど新たな手段・方法を取り入れ、地域や社会で起こる様々な課題解決に向けた活動への主体的なかかわりの機会を広く提供していきます。

また、共感への第一歩となる気づきの場として、学校・企業・地域等での福祉教育を地域の方々とともに協働して広げて行くほか、身近な拠点としての地区ボランティアコーナーを充実させ、ボランティア・市民活動への入り口をより暮らしに近づけます。

小地域から広域まで多様な活動主体間の協働をコーディネート

情報交換の機会の提供、交流の場やイベントの協働などをコーディネートし、地域住民(組織・団体)、ボランティア、NPO、企業、学校、行政等多様な活動主体間の協働環境づくりに積極的に取り組みます。

また、区市町村社協、都道府県社協のネットワークを活かして広域活動との連携、支援を行うほか、大規模災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げ、行政、NPO・NGO、関係専門機関や区市町村社協、都道府県社協と連携し被災地支援を行うという役割を果たすため、地域住民(組織・団体)から広域活動を行っているNPO・NGO、企業等まで、日頃からの関係づくりに努めます。

4. 「経営計画 2006～2008」の取り組み成果・課題から

「経営計画 2006～2008」の取り組み成果としては、事業面では新規事業及び重点事業はおおむね計画どおり取り組むことができたと考えます。しかし、見直し事業については、

在宅サービス事業を除いて具体的な進捗はありませんでした。また、事業・組織の小地域展開 16 を計画の重要な取り組みの手法として掲げていましたが、組織内に小地域展開構想が十分に浸透せず、地域住民に身近なところで本来のボランティアコーディネーター 27 やコミュニティワーク 11 を発揮することができませんでした。また、地域活動の拠点化を図るために必要な地区ボランティアコーナーの機能も十分に活用することはできませんでした。

他の拡充事業や継続事業については特筆すべきことはありませんが、「経営計画 2006～2008」では十分な見直しの手が入れられず、現状維持的な位置づけとなってしまった事業の中にも、3年間の中で見直し要素を明確にできた事業もありました。

一方、組織運営面では、最も重要な取り組み課題として社協会員制度の見直しがあります。「経営計画 2006～2008」策定後、組織強化推進部会によって新たな会員制度の施行に向けて検討がなされていましたが、各地区民生・児童委員協議会への周知を行い、会費の使途、既存の会員制度との整合についてさらに検討を継続することとなったことから、新たな会員制度の施行は、平成 21 年度に先送りされることとなりました。また、今後地区ごとに会員の組織化をすすめることを想定しており、小地域展開構想とあわせ、将来の地区社協 25 化に向けての重要な位置づけになるものと考えています。

そして、社協会費の議論とも重なる部分ですが、社協の自主財源の募集や使途についても重要な検討課題です。自主財源の一つである共同募金については、共同募金会のすすめる募金事業の見直しスケジュールにあわせ、それを財源にしている社協の助成事業のあり方について平成 22 年度からの実施を目標に検討をすすめています。

新宿社協は、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ 17」の実現に向けて、「経営計画 2006～2008」によって確かな第一歩を踏み出すことができました。今後は、改革に向けて緒についた各取り組みをさらに推し進めていけるよう、次なるステップを明確にする必要があります。

5 . 「経営計画 2009～2013」策定の意義

「経営計画 2006～2008」は、新宿社協が中・長期的展望に立って効果的で効率的な事業、組織運営をめざしたもので、それまで単年度での取り組みを重ねてきた組織のあり方やすすむべき方向性を見直し、組織がめざす将来の目標を区民、行政に明確に示した最初の改革計画でした。

前節でも記載のとおり、「経営計画 2006～2008」では一定の成果は得られたものの、目標を達成できなかった取り組みやいくつかの大きな課題を残しています。

しかし、本章の前段で述べてきた新宿社協を取り巻く新宿区の現状と将来予測、そして行政の地域福祉に対する考え方や動向などを鑑みると、「経営計画 2006～2008」で示した新宿社協のあり方やすすむべき方向性は、今日においても十分に合致する考え方であったと考えます。

これからの新宿社協の取り組みは、これまでの「経営計画 2006～2008」の3年間の取り組み成果を足がかりに、さらなる改革をすすめていくべきと考えます。そのためには、「経営計画 2006～2008」の理念・目標、経営方針を受け継ぐ改革計画として、「経営計画 2009～2013」を策定し、平成 21 年度からの新宿社協の新たな羅針盤としていきます。

概要 Summary

第 章 「経営計画 2009～2013」 の概要

本章では、「経営計画 2009～2013」の概要について記しています。

「経営計画 2009～2013」は、「経営計画 2006～2008」の理念・将来の目標「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」と、その実現に向けて設定した3つの経営方針を継承していきます。

計画の理念・将来の目標として掲げた「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」とは、地域での課題解決をめざす活動が、地域住民の気づきと発意から生まれることによって、希薄となった近隣関係が再び紡ぎ出され、また、新宿に暮らす人々に加え、企業で働く人々や学生など生活者すべてによる協働が推進される多様な支えあいのある地域コミュニティのことで、そして将来、新宿じゅうが、こうした活動がたくさん芽生え、育まれていく豊かな土壌をもつ地域コミュニティによって埋め尽くされることで、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」が実現すると考えるものです。

新宿社協は、平成 21 年度から 5 年間、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現に向けて、3つの経営方針に基づき、以下のような取り組みをすすめていきます。

総合的・包括的な支援の実践

さらなる事業・組織の小地域展開

徹底した選択と集中による事業実施

戦略的な取り組みとして、社協の独自性と専門性を発揮するとともに、総合支援体制を構築

経営計画の進捗管理と成果情報の提供、評価

「経営計画 2009～2013」は、これらの取り組みを実行していくために、以下のような3つの個別計画と1つの取り組み方針で構成されています。

事業実施計画

組織改革計画

人材育成計画

総務強化・財務管理方針

本章以降、第 章では事業実施計画、第 章では組織改革計画、第 章では人材育成計画、そして第 章では総務強化・財務管理方針についてそれぞれの取り組みについて記載を行っていきます。

1．計画の理念・将来の目標～「経営計画 2006～2008」を継承～

暮らしの課題の解決に向けて住民参加をすすめ、地域の社会資源との連携を図り、住民主体で課題解決をめざす活動を支援していくことが、引き続き新宿社協の大きな役割と考えます。

具体的には、住民の気づきと発意から生まれる住民主体の多様な活動が、芽生え育まれる豊かな土壌をもつ地域コミュニティづくりを住民の生活圏域（小地域）で支援していきます。

そして、将来、こうした土壌をもつ地域コミュニティによって新宿じゅうが埋め尽くされることで、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をこれからもめざしていきます。

2．経営方針

「経営計画 2009～2013」の経営方針も「経営計画 2006～2008」を継承していきます。特に次の5年間は、地域の実情に対応できるよう、さらなる小地域展開をすすめながら組織を挙げて総合的・包括的支援を実践していきます。

そのため、3つの経営方針が複合的、重層的に反映する組織・事業運営体制を構築していきます。こうした方向性に基づく取り組みとして、一つは、「総合調整事業」として身近な相談から個別支援、そして地域活動支援まで総合的、包括的にコーディネートしていく事業をこれまでの事業体系に新たに柱立てしました。また、地域の「新たな支えあいのしくみづくり」に向けて、新たな会員制度を創設するとともに、小地域で地域組織化活動 20や事業展開を図っていけるよう事務局組織を改編し、機能強化を図ります。

これからの新宿社協は、暮らしの課題解決の主体である住民を総合的・包括的に支援し、「新たな支えあいのしくみづくり」をコーディネートする「提案・調整・協働型社協」をめざします。

方針1

地域密着型の中間支援組織としての機能向上を図ります

新宿社協は、小地域を対象とする事業展開、地区担当グループ制の導入によるネットワークづくりや社会資源のコーディネート機能を強化することにより、地域に密着した安定的で効果的な中間支援組織としての役割を果たします。

これは、地域の多様な社会資源を活かし、一人ひとりの生活課題の解決を支える個別支援から、地域共有の課題解決に向けて取り組む地域の活動団体・組織の支援や、ネットワークづくりまで一連で、また総合的に支援を行っていくということです。

また、ボランティア・市民活動には身近な地域に目を向けたものだけでなく、NPO・NGOの活動のように広域的な、グローバルな活動もあります。多様な活動主体が集まり、多文化共生のまちである新宿において、広くボランティア・市民活動への参加促進をすすめていくうえでは、小地域展開を図って行く中においても幅広い情報収集と発信

が重要です。

方針 2

社協独自のセーフティネット事業 15 を重点的に推進します

総合相談事業や成年後見制度 19 利用推進事業、地域福祉権利擁護事業 22 や他の民間事業者等では対応しにくい資金の貸付事業など安心のための個別生活支援事業を、新宿社協独自のセーフティネット事業として位置づけ重点的に推進します。

また、現行事業のさらなる見直しと効率化を図るとともに、住民参加による地域での「新たな支えあいのしくみづくり」や地域の暮らしの課題に応える先駆的事業の企画・実施とそれに対応するための組織資源の育成・確保に、精力的に取り組んでいきます。

方針 3

自律に基づく組織運営の強化を図ります

今、NPO等が新たな公共を担い始め、この領域が少しずつ広がりを見せています。また、地域ではコミュニティ活動に地区協議会が加わり、地域課題の解決に向けての取り組みを始めています。さらに、コミュニティビジネス 10 など多様な手法や専門性をもって、社会の課題解決に動く活動主体の充実、成長には目をみはるものがあります。

一方、行政等からの委託事業や住民生活に密着した公共性・公益性の強い事業が多く、その存在意義や事業のあり方を問われているのが新宿社協です。こうした状況の中では、既存事業の見直しがなかなか容易ではない性格の事業が多い社協においても、事業の優先順位を明確にし、選択と集中、投入資源の再配分を徹底して行っていかなければ、暮らしの課題解決の主体である住民を総合的・包括的に支援し、「新たな支えあいのしくみづくり」をコーディネートする「提案・調整・協働型社協」としての役割は果たせないと考えます。引き続きこれらの課題に取り組み、区民や行政から信頼され、自律性の高い組織づくりをめざしていきます。

3．計画の性格

「経営計画 2009～2013」は、新宿社協が「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現をめざすため、新宿社協の今後 5 年間の方向性を明確にする総合的計画です。新宿社協独自のセーフティネット機能や地域密着型の中間支援組織としての機能を発揮するとともに、これらの機能をもって住民の生活圏域（小地域）における総合的・包括的支援を実現させるため、徹底した法人の自律経営もめざしていく改革計画でもあります。

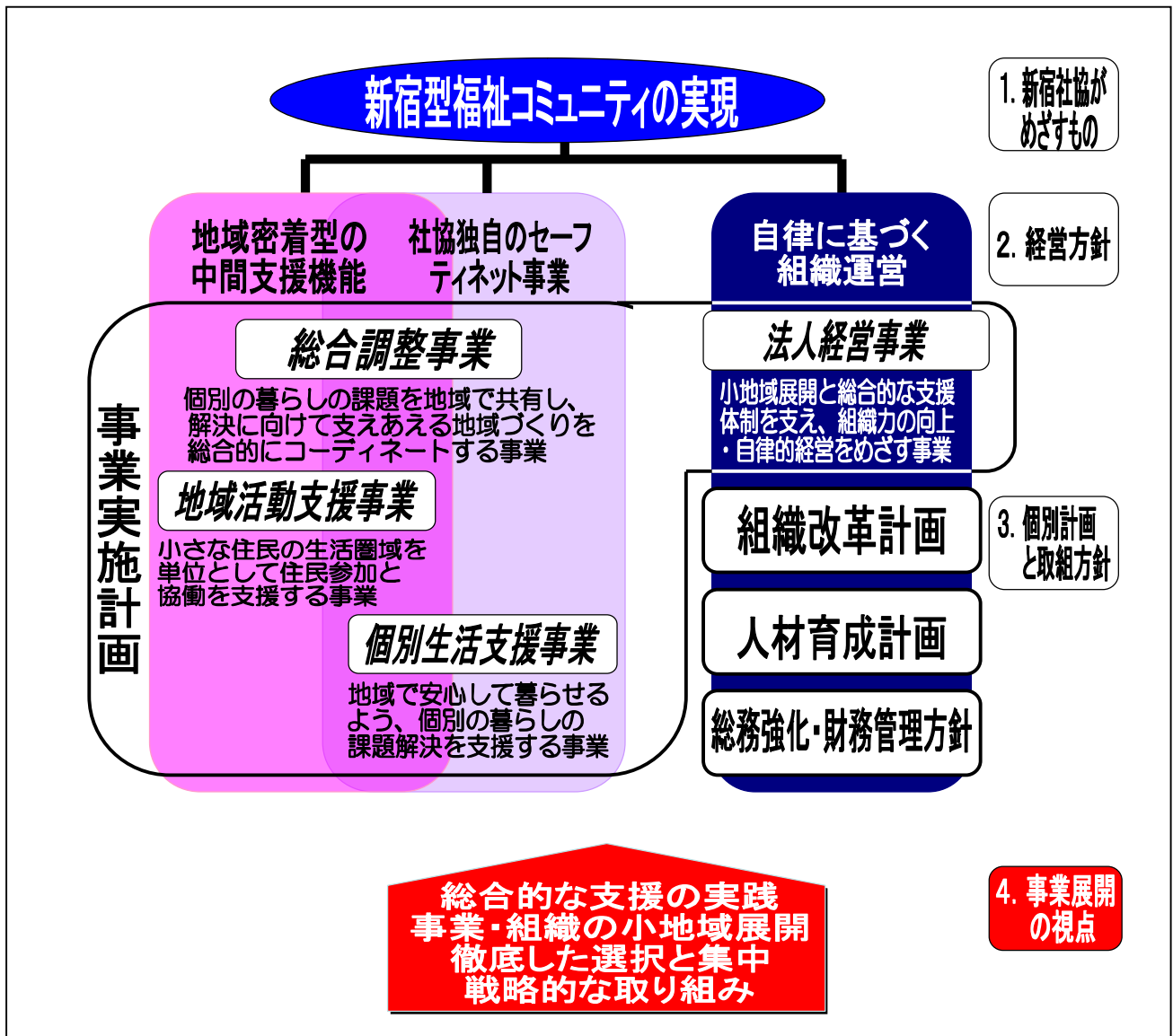
4．計画の期間

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とし、3 年次目にあたる平成 23 年度に計画の中間の見直しを行います。

5. 計画全体の構成

この計画の構成は下記の図のとおりです。事業実施計画を中心として、組織改革計画、人材育成計画の3つの個別計画と総務強化・財務管理方針により総合的に推進し、「経営計画 2009～2013」の目標達成をめざします。

「経営計画 2006～2008」で個別計画に包含していた人事給与改革計画と財政計画については、本計画では総務強化・財務管理方針の中に位置づけを行いました。



6. 「経営計画 2009～2013」における新宿社協の事業展開の視点

(1) 総合的・包括的な支援の実践

個別支援から地域活動支援まで切れ目なく、住民本位の支援を行うため、有償事業・無償事業、自主事業・受託事業の枠組みを超え、新宿社協内外の事業の総合化・統合化を図ります。

(2)さらなる事業・組織の小地域展開

現在の5つの地区ボランティアコーナーを拠点に、区内10の特別出張所の地域単位で事業運営・組織体制をすすめます。住民の生活圏域（小地域）を基盤に地域に密着した取組みを住民とともにすすめ、将来の地区社協化をめざします。

(3)徹底した選択と集中による事業実施

これまでのように多くの事業すべてを総力で取り組むのではなく、取組みの優先順位をつけ、力点のおき方や投入する資源の配分を見直し、事業効率を高め最大限の達成成果をめざします。

(4)戦略的な取組み

「経営計画2009～2013」・各個別計画の中で、目標と手段を明確に立ててすすめていきます。具体的には以下のように、本計画5年間で特に重要な取組みとしてすすめます。

社協の独自性と専門性の発揮

- ・コミュニティ・ソーシャルワーク 9の実践による総合的支援の実現
- ・社協地区パートナー制度（新たな社協会員制度）の実現

総合支援体制の構築

- ・地域活動支援部門と在宅生活支援部門の融合
- ・地区担当グループ制の実行
- ・コミュニティ・ソーシャルワーカー 9の設置
- ・人材育成及び育成環境の整備
- ・組織全体での情報共有環境の構築

7.「経営計画2009～2013」の評価について

「経営計画2009～2013」の進捗管理については、単年度ごとの自己評価を積み重ねていくとともに、計画期間前半において新宿社協独自の評価方法と成果指標づくりを完成させ、後半期からは外部委員等による評価が受けられるよう、体制づくりについて検討します。

具体的には以下のような取組みを行います。

(1)経営計画の進捗管理を組織で実践

各部署の課長はそれぞれの進捗管理責任者として、各企画・調整担当者とともに組織全体で経営計画進捗管理を行います。

(2)新宿社協独自の評価プログラムの構築

社協の取組みは、定量的に成果を表現することは困難な部分が多く、定性的になりがちです。また、5年、10年という時間的な幅や経年変化から取組み成果を表現しなければならない事業も多いことから、これまでも、評価プログラムづくりを行い実行してきましたが必ずしも十分ではありませんでした。

そこで、取組み成果情報を区民へ公開し、しっかりと説明責任が果たせるよう評価プログラム開発検討会を設け、専門家等外部委員の協力を得て独自の評価プログラムを作成し、事業・組織運営のPDCAサイクル 26の構築を計画期間中にめ

ざします。

(3) 成果報告書（データブック）の作成

毎年度終了後、実績報告（決算書）とは別に、事業・事務の取り組み成果情報を事前の計画と比較し、評価情報を加えた資料を作成・発行します。計画期間中に経年の変化も見える資料にするとともに、コスト面の状況も見えるものにしていきます。

(4) 経営計画評価委員会の設置・運営

評価プログラムの完成を待って、計画2年次目からを目標に外部委員による経営計画評価委員会を設置します。職員等による自己評価（内部評価）に加え、外部からの評価を得て、成果報告書に反映します。

また、職員がコスト意識、経営意識を常にもって仕事に臨めるよう、専門家から経営面でのアドバイスを受けたり、分析手法などを学ぶことについても検討します。

概要 Summary

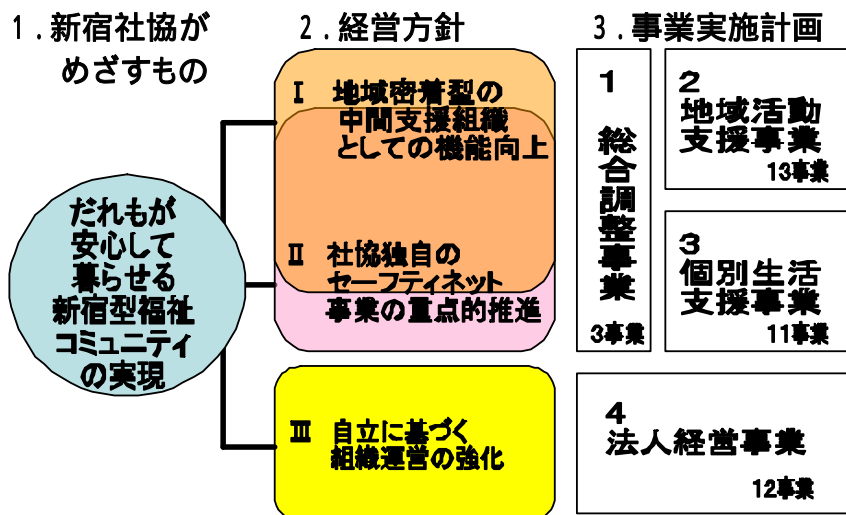
第 章 事業実施計画

本計画の理念に基づき、目標を達成するため、事業実施計画を策定して各事業を実施していきます。

これまでの地域活動支援事業、在宅生活支援事業、法人経営事業の3つの事業体系を見直し、新宿社協のすべての事業を有償・無償、委託・独自といった事業の枠組みを超えて、総合的、包括的にすすめていく事業を新たに総合調整事業として実施します。また、地域活動支援事業は、これまで以上に住民の生活圏域(小地域)の中での事業展開に力を注ぎ、個別支援事業については新宿社協独自のセーフティネット事業として一層充実を図ります。

本章では、5年間の取り組み期間における、各個別事業の取り組み項目、成果目標等を示していますが、3年次目には計画事業全体について取り組みの見直しを行います。

事業体系



1. 総合調整事業

個別の暮らしの課題を地域で共有し、解決に向けて支えあえる地域づくりを総合的にコーディネートする事業を行います。

2. 地域活動支援事業

住民の生活圏域(小地域)を単位として住民参加と協働を支援する事業を行います。

3. 個別生活支援事業

地域で安心して暮らせるよう個別の暮らしの課題解決を支援する事業を行います。

4. 法人経営事業

小地域展開と総合的な支援体制を支える組織力の向上・自律的経営をめざす事業を行います。

1 総合調整事業	重点	(1)ふれあい福祉相談事業(区補助事業)
	重点	(2)ボランティア・市民活動コーディネート事業
	新規	(3)暮らしのサポート事業(区補助事業)
2 地域活動支援事業	新規	(1)社協地区パートナー組織運営事業
		(2)小地域活動支援基盤整備事業
	重点	地区ボランティアコーナー運営事業
	重点	福祉教育推進事業
	重点	人材育成・研修事業
	新規・見直し	情報収集・提供事業(携帯電話情報配信システム、ボランティア情報紙発行)
		(3)コミュニティづくり推進事業
	重点	西戸山・百人町地区<戸山団地社会調査活用事業>
	重点	早稲田鶴巻町・榎町地区
	新規	戸山2丁目地区
	継続	(4)ボランティア・市民活動推進事業(普及啓発・市民活動支援・協働事業)
	見直し	(5)地域活動費助成事業
	重点	(6)ふれあい訪問・地域見守り協力員事業(区委託事業)
	重点	(7)ふれあいいきいきサロン推進事業(区委託事業)
継続	(8)ちょこっと困りごと支援事業(区委託事業)	
3 個別生活支援事業	重点	(1)地域福祉権利擁護事業(東京都社協委託事業)
	重点	(2)成年後見制度利用推進事業(区委託事業)
	継続	(3)ファミリーサポート事業(区委託事業)
		(4)資金の貸付
	継続	生活福祉資金貸付事業(東京都社協委託事業)
	継続	応急小口資金貸付事業(区補助事業)
	見直し	いきいき資金貸付事業
	継続	(5)車椅子貸出事業
	見直し	(6)手話通訳者派遣事業(区委託事業)
	継続	(7)緊急援護事業(区補助事業)
見直し	(8)ハンディキャブ運行事業(自主事業/区補助事業)	
見直し	(9)高齢者就業支援事業(区補助事業)	
4 法人経営事業		(1)組織運営事業
	重点	理事会・評議員会運営事業(区補助事業)
	重点	部会運営事業(区補助事業)
	重点	(2)会員制度・会員管理事業
		(3)企画・調整事業
	重点	企画調整事業
	継続	連絡調整事業(関係団体等との連絡調整)
	継続	(4)広報・広聴・情報管理事業(自主事業/区補助事業)
	継続	(5)共同募金運動事業(赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動)
		(6)法人管理事業
	重点	人材育成事業(自主事業/区補助事業)
新規	IT推進事業(区補助事業)	
継続	寄付金募集事業	
重点	経理・給与事務	
重点	災害等危機管理対策事業	

表示の説明

「新規」…新規事業。「重点」…重点化・事業統合等により重点的に取り組む事業。「継続」…基幹の事業で継続して行う既存事業。

計画の推進期間		5年後の達成目標	計画期間の経費総額(円)
21～23年度	24～25年度		
関係機関との連携強化 総合的に支援体制づくり	地区なんでも相談開設準備	ボランティアコーナーに身近な相談窓口が開設できている	5,040,000
ボランティア情報携帯電話配信 地区情報・ニーズ調査	イントラネット構築 イントラネット運用	地区のニーズ、特性に応じた活動支援ができています	3,175,000
試行実施 → 本格実施		地域で支えあえる住民主体のしくみづくりができています	28,113,000
社協地区パートナー制度周知 町会・自治会ニーズ調査	地区懇談会 地区ボランティアコーナー運営へ参加	社協地区パートナーの組織化がすすんでいる	958,000
			16,245,000
地区ボランティアコーナー運営組織立ち上げ 落合三代交流スペースにコーナー開設	支援組織の活動活性化	地区の特性に応じた総合支援体制と、多様なコーナー運営	1,975,000
地域の人材・社会資源との協働によるプログラム作り 授業に体験学習協力が関わる		授業体系に位置づけられ、日常的な交流が活性化している	560,000
講座体系組み直し 講座の評価・振り返り	コーナー運営組織 等が企画に参加	参加者等が自主活動に参加したり、リーダーとなっている	3,000,000
ボランティア情報携帯電話配信 ボランティアミニ情報簡素化	地区ボランティアコーナー からの情報発信	コーナー等からの情報発信でボランティアやパートナー増加	10,710,000
			1,122,000
ネットワーク会議開催 企画・イベント支援	14・15号棟状況調査 16・17号棟状況調査	団地内外の関係者によるコミュニティづくりを支援できている	692,000
校内サロン 参加者の増 地域の現状把握	サロン以外の活動が始まる 教員と地域住民との関係性深まる サロンの定期開催	校内で生涯学習活動が始まり、住民の企画・運営が活性化 地区内で定期的にサロンが開催されている	215,000
町会・自治会との関係づくり 情報発信のあり方検討	他団体との関係づくり	地域でのささえあいから広域の市民活動まで支援できている	10,195,000
協働事業の新たな方向性検討 助成金のあり方	3つの助成事業統合 新たな助成事業開始	公平・透明な事業運営と募金意思の反映、助成成果の開示	38,780,000
検討会答申 協力員340人 対象者580人 サロン55ヶ所 子育てサロン5ヶ所増	370人 630人 65ヶ所 5ヶ所増	地区ボランティアコーナーを拠点に見守り活動展開 サロンの数が75ヶ所以上に増えている	105,000,000
協力員同士の連携支援 事業PR、支援ネットワーク構築	協力員のネット ワーク化支援	相互扶助の関係づくり 協力者のネットワークと包括的支援体制の整備	19,005,000
総合的支援体制整備 普及啓発 相談・支援機能強化	小地域展開5地区で対応 小地域支援ネットワーク構築	事業周知と関係機関との連携で小地域支援ネットワーク構築 制度理解及び社会資源間の情報共有体制構築	7,340,000
利用ニーズの変化を分析	ニーズにあった 提供会員の確保	子育て世代の地域交流深まる	229,950,000
			84,760,000
			160,859,000
相談支援 体制の強化 相談支援体制の強化	関係機関との連携 制度の周知	生活相談窓口として多様なニーズに総合的に対応している	18,450,000
債権管理システム活用し償還の徹底・強化 現利用者のみ継続し 新規は東京都の制度で対応		償還までの管理体制、償還業務への専門家の関わり方明確化 東京都の長期生活支援資金の活用ができています	109,394,000
暮らしのサポートと連携 古い車椅子廃棄 新宿区登録手話通訳者の支援	会員会費制度導入検討 長期貸出の整理	地域の個人・団体へ貸出し、宅配 拠点としての協力呼びかけ	33,015,000
現状・実態の把握、方向性の協議 生活福祉課と定期的な連絡会開催 要保護者への支援と適正な事業執行	適切な団体の育成	適切な団体へ業務移行、聴覚障害者へ地域支援ができています	6,675,000
情報集やニーズの吸い上げ 業務移管の準備	事業の方向性や車両 管理体制等の検討	生活福祉課との連携で必要な支援、適正な事業執行ができています	19,465,000
事業PR、相談体制強化	業務移管	事業を見直し、ニーズに合わせた事業に移行ができています	14,500,000
		事業移管完了し、安定した事業が行えている	26,790,000
			32,534,000
			17,035,000
各事業の進捗管理 経営計画評価 経営計画実行支援	暮らしのサポート事業 本格実施促進 役員定数見直しへの検討	第3次経営計画 への検討	13,105,000
部会のあり方検討 社協地区パートナー制度施行・周知 社協協力者の総合的把握	新たな部会体制スタート 現行会員制度と社協地区 パートナー制度の統合	新たな部会体制が構築・運用できている	3,930,000
		2制度の統合、会費使途の明確化、社協協力者が総合化	37,359,000
			10,730,000
事業成果報告書作成 評価プログラムの検討	経営計画 第3次経営計画の策定	組織全体の企画調整力の向上、PDCAサイクルの確立	3,555,000
地区担当グループが地区の各種会合に出席 民児協、町会・自治会等との協議		パートナー制度の理解浸透、民生委員との協力体制の確立	7,175,000
広報紙面の工夫・改善 広報スキルの向上	広報媒体の効果測定 ホームページへのスポンサー 導入検討	紙面充実し広報効果が向上、区民等との双方向の媒体へ	47,305,000
共同募金のあり方検討 町会・自治会等への調査	新たな見舞金・配分金 制度のスタート	募金者に募金使途が明確に伝わり理解されている	10,850,000
			53,413,000
地域資源を活用した研修 職層研修の体系化	内部研修の比重増 に基づく研修	総合支援能力向上、小地域展開 進展、地域への造形深まる	3,710,000
イントラネット開発申請 社会資源情報の整理	イントラネット導入・稼働 遠隔地データバックアップ導入検討	情報管理部門の設置 遠隔地データバックアップ導入申請	3,000,000
使途を明確にした寄付金活用事業の設定や新たな基金の創設 寄贈者情報の社会資源としてのシステム化		寄贈意思の有形化、自主財源事業増加、成果報告行っている	45,903,000
経理・給与の複数担当者体制・定期的な異動 財務・保険等専門研修、自主財源の有効活用の検討		安全・適正な財務運用、基金運用、給与・労務管理できている	0
災害時想定訓練の実施 災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂(隔年)	事業継続計画(BCP)策定	災害時の社協の役割、日常の支えあいの重要性理解広がる	800,000

「拡充」…充実を図る既存事業。「見直し」…計画期間中に内容を精査し、縮小・継続・拡充等の方向性を見定める事業。

計 1,010,738,000

各個別事業カードの見方・各個別事業カードの説明

3-(2)	成年後見制度利用推進事業[区委託事業]	担当課	在宅生活支援課	①
②	1. 事業概要		重点事業	
	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、新宿区成年後見センターを設置、運営し、成年後見制度の利用を支援する。 所管部署：区福祉部地域福祉課			
	2. 5年間の取り組み			
	(1) 現状と課題	(2) 取り組みの方向性		③
	・地域の社会資源への周知活動・関係づくり及び連携による地域ぐるみ支援体制の構築 ・職員の専門性や、知識の習得及び体制整備 ・制度の隙間や低所得者への支援・仕組みづくり	・社協小地域展開を活用し、制度PR及び判断能力が十分でない人への理解、生活課題の把握及び関係機関等との連携強化、小地域ネットワークを構築 ・支援体制整備(①職員増員・研修②専門相談員との連携強化③後見人育成④調整会議活用⑤専門委員会設置)について、所管部署と検討する。		
④	3. 5年後の到達目標	5. 計画事業と5年間の実施目標 (単位:千円)		⑥
	福祉関係者に制度が正しく理解されて地域福祉権利擁護事業と連携し、お互いに情報共有ができています。	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度	
		●制度の普及・啓発活動 ●相談・支援機能の強化 (地域の相談窓口との連携) ●後見人の支援・育成 (後見人養成講座・後見人連絡会・後見監督人の検討) ●小地域支援ネットワーク構築		
⑤	4. 取り組み戦略など	体制	体制の検証	⑦
	社協機能及び小地域展開活動、調整会議等を活用する。	5人 (常勤4人・非常勤1人)		
		財源		
		自主 特定●45,990		

事業体系に基づく個別事業番号・個別事業名・所管する部署名

事業概要・・・

事業を行う目的と主な取り組み内容を記載しています。右端の四角の枠には、本計画における事業の位置づけを表示しています。

5年間の取り組み・・・

(1) 現状と課題

実態・現状や重要な取り組み課題・問題点

(2) 取り組みの方向性

現状と課題に対し、計画期間中に実施する具体的な取り組み、または取り組みの方向性・考え方

5年後の到達目標・・・

5か年の取り組みによってどのような状況になっているか、5年後のあるべき姿としての到達目標を記載しています。

取り組み戦略など・・・

より大きな成果につなげるための工夫、具体的な手段や活用する社会資源等を記載しています。

計画事業と5年間の実施目標・・・

計画前期3年・後期2年に分けて具体的な取り組みや成果指標を記載しています。

体制、財源・・・

上段に、各事業を担当する職員体制を、下段に当該事業に係る財源種別(自主財源または補助金・委託金等の特定財源)及び平成21年度当初予算額を記載しています。(一部の委託事業は人件費を含みます。)

1.総合調整事業(3事業)

- (1)ふれあい福祉相談事業(区補助事業)
- (2)ボランティア・市民活動コーディネート事業
- (3)暮らしのサポート事業(区補助事業)

1 - (1) ふれあい福祉相談

1-(1)	ふれあい福祉相談(区補助事業)	担当課	在宅生活支援課
-------	-----------------	-----	---------

1. 事業概要

住民の生活全般の相談に、幅広く対応できる地域の身近な窓口として、行政・民間の各関係機関と連携・協働を図りながら、地域住民によるなんでも相談員と各種専門相談員による総合相談を実施する。課題の改善・解決に向けて相談者に寄りそい、ともに考えていく。

重点事業

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・相談の受けとめ体制とスーパーバイズ体制を確立する
 ・社協内相談情報の一元化。
 ・別の相談機関に受け渡し後の検証がされていない。継続相談の実践

(2) 取り組みの方向性

・各地区ボランティアコーナーにふれあい福祉相談窓口を開設する他、住民独自の相談窓口の開設を支援
 ・社協イントラネット構築後、相談関連事業の書式の共通化をすすめる。
 ・区内相談機関との連携

3. 5年後の到達目標

・各地区ボランティアコーナーにふれあい福祉相談窓口が開設され、専門相談と連携し地域の身近な窓口となっている。

4. 取り組み戦略など

・地区ボランティアコーナーを含めたふれあい福祉相談窓口の開設場所検討
 ・区内相談機関との連携強化

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

事業	平成21年度～平成23年度		平成24年度～平成25年度	
	なんでも相談員確保・育成 スーパーバイズ体制強化 関係機関との連携強化 社協内相談 情報収集整理 成年後見センター等相談窓口との連携による総合的支援体制づくり	なんでも相談 拠点化検討 区内相談機関との連携 ネットワークの構築 イントラ構築による社協総合 情報システムの導入・活用	地区なんでも 相談開設準備	順次 開設
体制	常勤2人(兼務) 非常勤1人	→ 地区担当グループ 専門相談・統括1人(常勤・兼務)		
財源	自主 特定 1,008			

1 - (2) ボランティア・市民活動コーディネート事業

1-(2)	ボランティア・市民活動コーディネート事業	担当課	地域活動支援課
-------	----------------------	-----	---------

1. 事業概要

ボランティア・市民活動を始めたい人やボランティアの援助を必要としている人等に対する相談から支援までを行うとともに、地域ニーズに応じた住民活動の支援とネットワークづくりを目的とするコーディネート事業。

重点事業

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・情報提供・コーディネートのための基礎資料の整理
 ・職員のコミュニティワーク能力の向上とコーディネート、コミュニティワーク経験の共有
 ・地区のニーズ、特性に応じた活動支援

(2) 取り組みの方向性

・携帯電話ボランティア情報等配信システムの活用
 ・イントラネットの構築による地区ボランティアコーナーでの社会資源データベース活用、情報共有
 ・研修強化、実践経験の蓄積が図れる職場環境構築
 ・地区別の状況、ニーズ把握調査の実施

3. 5年後の到達目標

・地区のニーズ、特性に応じた活動支援ができている。

4. 取り組み戦略など

・職員研修の強化
 ・地区担当グループ制の実行

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

事業	平成21年度～平成23年度		平成24年度～平成25年度	
	社協イントラネット構築申請 携帯電話配信システム稼働 地区状況・ニーズ調査 職員研修 地区別ミーティング	社協イントラネット構築・稼働 地区ボランティアコーナーからの配信開始		
体制	(地区担当グループ)			
財源	自主 3,175 特定			

1 - (3) 暮らしのサポート事業

1-(3)	暮らしのサポート事業〔区補助事業〕	担当課	地域活動支援課
-------	-------------------	-----	---------

1. 事業概要

新規事業

(1)目的

地域で暮らす一人ひとりがその人らしく生活が送れるよう、住民参加によるサポート活動を社協がコーディネートして地域の支えあいのきっかけづくりを促進し、その活動を小地域で支援することで「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」の実現を図る。

基本的には、社協が住民同士の出会いをコーディネートして日常的な関係づくりを深め、その中でお互いの生活課題に気づき、共感し、共有することで主体的な活動へとつながるよう支援していく。サービス提供を目的とする事業を実施するのではなく、社協の役割を發揮して、地域コミュニティの再構築に向けた土壌づくりをめざし、地域の支えあい活動を支援していく地域づくりの事業として位置付ける。

また、地区のコミュニティ・ソーシャルワーカーが住民の相談に応じ、必要に応じて社会資源を利用できるよう援助する。

(2)内容

地域住民がお互いに助けあい、支援する人も受ける人も同じ会員として利用する。また、事業は有償活動を基本とするが、住民相互の主体的な支えあい活動としていくために、利用料の額やその授受についても、原則として利用者と協力者の間で直接行うこととし、地区のコミュニティ・ソーシャルワーカーが日常的に地域のニーズに応じた活動を支援し、関係機関との連携を図りながら、総合的に事業の調整を行う。

対象：日常生活で支援を必要とする地域住民すべてを対象

内容：日常生活上の困りごとで、住民相互の支えあいで共感できるサポートなら何でも可。ただし、他施策・サービスを活用した上で、一定の資格や危険を伴うものは除く。

安心・安全に暮らすサポート

- ・日常の食材の買物・食事づくり

- ・生活必需品の買物及び行政・医療機関等との連絡、薬の受取

- ・手紙等の代筆、朗読、見守り等

日常生活をつつがなく暮らすサポート

- ・簡単な身の回りの介助及び通院・通学付添等

- ・寝具及び衣類の洗濯・補修及び布団の日干し・取込み

- ・日常的な住居等の清掃、整理整頓等

心豊かに暮らすサポート

- ・話し相手、趣味の相手

- ・観劇・墓参り・稽古・食事・デパート等への外出や散歩の付添

- ・ペットの世話、花の水遣り等

その他、住民が日常生活に必要とする援助で、新宿社協が必要と認めるサポート。

時間：午前7時～午後7時(特に必要な場合は要相談)

登録料：年額1,000円(保険料含む)

利用料：1時間800円(あくまでも基準) その他交通費等の実費は利用者負担

2. 5年間の取り組み

(1)現状と課題

- ・職員のコミュニティ・ソーシャルワーク能力の向上と組織体制づくり
- ・事業の周知と助けあいの土壌づくり
- ・認知症等利用者の状況や地域のニーズ特性に応じた活動支援
- ・コーディネートのための情報収集と基礎資料の整理

(2)取り組みの方向性

- ・社協関係者、関係機関、団体から周知
- ・社協地区パートナー制度との連携
- ・コミュニティ・ソーシャルワーク実践経験の蓄積・共有
- ・地域福祉権利擁護事業等との連携等、ニーズに合わせサポートする。
- ・地区別の状況、ニーズの把握

3. 5年後の到達目標

- ・地域で支えあえる住民主体のしくみづくりができている。

4. 取り組み戦略など

- ・職員研修の強化
- ・地区担当グループ制の実行

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度		平成24年度～平成25年度
事業		H21年度試行実施 ・体制づくりと課題解決	H22～本格実施 ・配食協力施設の拡充 ・協力者の確保	地域で支えあえる住民主体のしくみづくりができています
		・配食協力施設との調整 ・地域福祉権利擁護事業等との連携	・地域関係団体との連携・調整ができています 地域での支えあいづくりを支援する、きっかけづくりの事業となっている	
体制		(地区担当グループ) →		
財源	自主	7,233		
	特定	4,880		

2.地域活動支援事業(13事業)

- (1)社協地区パートナー組織運営事業
- (2)小地域活動支援基盤整備事業
 - 地区ボランティアコーナー運営事業
 - 福祉教育推進事業
 - 人材育成・研修事業
 - 情報収集・提供事業
- (3)コミュニティづくり推進事業
 - 西戸山・百人町地区 <戸山団地社会調査活用事業>
 - 早稲田鶴巻町・榎町地区
 - 戸山2丁目地区
- (4)ボランティア・市民活動推進事業
- (5)地域活動費助成事業
- (6)ふれあい訪問・地域見守り協力員事業(区委託事業)
- (7)ふれあいいきいきサロン推進事業(区委託事業)
- (8)ちょこっと困りごと支援事業(区委託事業)

2 - (1) 社協地区パートナー組織運営事業

2 - (1)	社協地区パートナー組織運営事業	担当課	地域活動支援課
---------	-----------------	-----	---------

1. 事業概要

新規事業

「社協地区パートナー」は、賛助的支援者としての現社協会員とは別に、それぞれの持つ時間、経験、情報、特技などを活かし、地域づくりに貢献する活動的支援者で、社協活動等への参加を通じてだれもが安心して暮らせる地域づくりに貢献する仲間である。本事業は、この仲間づくりを小地域ですすめ、将来の地区社協化をめざすうえでの基盤とすべく地区ごとの組織化を図っていくための事業である。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・町会・自治会等との関係強化
- ・地区協議会との整合性
- ・社協地区パートナー組織の核づくり
- ・現行の社協会員制度との統合
- ・職員のコミュニティワーク力の底上げ

(2) 取り組みの方向性

- ・社協地区パートナー制度の周知とニーズ調査
- ・町会・自治会等との協働活動の提案・実行
- ・社協地区パートナー活動のメニュー提案と周知
- ・共同募金、社協会費の使途、活用方法の検討
- ・社協地区パートナー懇談会の定期的開催など

3. 5年後の到達目標

・社協地区パートナー懇談会やイベント等により、社協地区パートナーの組織化がすすんでいる。

4. 取り組み戦略など

・社協に関わっている協力者から社協地区パートナーとして参加を呼びかける

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	社協地区パートナー制度周知	→	→
	地区協議会との整合について検討	→	→
	社協地区パートナー懇談会検討	→	→
	地区ボランティアコーナー運営組織立ち上げ	→	→
	職員研修	→	→
体制	(各地区担当グループ)	→	→
財源	自主 158 特定		

2 - (2) 小地域活動支援基盤整備事業

2 - (2) -	地区ボランティアコーナー運営事業	担当課	地域活動支援課
-----------	------------------	-----	---------

1. 事業概要

重点事業

ボランティア・市民活動についての身近な総合相談窓口・活動拠点として、5地区の特別出張所内にある地区ボランティアコーナーに常駐職員を配置し、地域密着の活動支援、小地域のネットワークづくりの支援などを行う。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・小地域展開に向けて、ボランティアセンターと地区ボランティアコーナー、区との連携強化
- ・今後の地区ボランティアコーナー設置場所等の検討
- ・地域課題の吸い上げや協力者の発掘、小地域のネットワークづくり

(2) 取り組みの方向性

- ・小地域展開に向けてのイントラネットの整備
- ・地区ボランティアコーナー支援組織の立上げ
- ・新しい拠点の確保のための予算確保・職員体制の見直し、社協の後方支援のあり方等の検討
- ・区との入念な調整

3. 5年後の到達目標

・地区ボランティアコーナーで地域の特性に応じた総合支援体制ができています。
・住民運営も含めた様々な形態の地区ボランティアコーナー支援ができています。

4. 取り組み戦略など

・住民主体の地区支援組織を立ち上げる。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	落合三代交流スペース内にミニコーナー開設	→	→
	(多様な管理運営形態のコーナーのあり方検討)コーナー運営組織の立上げ	→	→
体制	(地区担当グループ)	→	→
財源	自主 395 特定		

1. 事業概要

重点事業

小・中学校等が行う福祉教育への取り組みへの企画協力や講師の紹介、福祉機器等の貸し出しや資料の提供を行い、地域の障害者や高齢者等との交流を通して、地域の身近な課題や様々な多様性を感じるきっかけづくりの場を提供しボランティアの種まきを行う。また地域の様々な資源と学校を結びつけるきっかけづくりを行う。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・学校からの依頼が増大
- ・社協の協力意図が学校側に十分伝わらず。
- ・一過的な授業になりがちで深めてもらう機会少ない。
- ・授業協力者の声を聞く場があまりない。
- ・総合的な学習の時間の削減

(2) 取り組みの方向性

- ・学校、教育委員会、協力者を交えプログラム検討
- ・学校が主体のコーディネートができるようにする。
- ・教育委員会(校長会等)への働きかけを行う。
- ・授業協力者を交えた振り返り・評価を行う。
- ・地域における体験学習協力者の養成を行う。

3. 5年後の到達目標

- ・体験学習が区教育委員会の授業体系に位置づけられている。
- ・体験学習の機会以外に日常的な交流が活発化している。

4. 取り組み戦略など

- ・授業協力者や教育委員会と協働する。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業		学校が主体的に授業に 取り組めるようになっている 地域の人材・社会資源と 協働して授業のプログラム づくりが出来ている 授業に体験学習協力者が 関わっている	授業だけではなく 日々の交流が活発化 している 体験学習が 新宿区の授業 体系に取り込ま れている
体制		(地区担当グループ) →	
財源	自主 112 特定		

1. 事業概要

重点事業

地域のボランティアを掘り起こすとともに、まちづくりに主体的、創造的に取り組み、中心的な活動を担う人材の発掘・連携をめざし、これにより小地区ごとの課題共有や様々な福祉課題等に関する啓発を図る。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・地域の協力者発掘
- ・事務量の増加
- ・講座企画にあたってのニーズの受止め
- ・講座後のフォローアップ
- ・企画の幅、ノウハウの不足

(2) 取り組みの方向性

- ・周知活動の強化
- ・住民や多様な団体等との協働企画、開催
- ・講座出席者のアンケート有効活用、評価の実施
- ・区内の生活課題に応じた企画立案
- ・講座の体系化

3. 5年後の到達目標

- ・講座参加者と企画者が地域の自主的な活動に参加したり、地域のリーダーとなっている。

4. 取り組み戦略など

- ・体系的な講座実施
- ・社協IT事業の活用
- ・社協地区パートナー等の情報とネットワーク活用

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業		小地域活動入門 講座5ヶ所で実施 入門講座のステップ アップとしてパートナー 講座を実施 講座体系の組み直し 講座開催後の評価・振返	コーナー運営委員会等 による講座企画運営に向 けての打合せ、住民企画 の講座の実験的開催 数箇所住民 企画の講座の開催
体制		(地区担当グループ) →	
財源	自主 600 特定		

1. 事業概要

新規・見直し事業

支援を求める個人、施設・団体からのボランティア依頼に対し、ボランティア活動を希望する個人・団体へ効率的に情報を提供し、効果的な支援を図る。
 将来的には、住民参加型の相互扶助事業(暮らしのサポート・ファミリーサポート・ちょこっと困りごと援助事業)や、災害時における情報発信やボランティアの需給調整を行う。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・ボランティア・市民活動情報の提供機会・情報量少ない
- ・各地区ボランティアコーナーとのイントラネットが未構築
- ・コーディネート明確な数値化等評価が困難
- ・急な支援依頼・緊急要請への対応力が低い
- ・既存のボランティア情報紙の発行コストが膨大

(2) 取り組みの方向性

- ・携帯電話を使った情報配信システムの導入・稼動
- ・社協、各地区ボランティアコーナー間のイントラネットの構築と社協総合情報システムとの連動
- ・ホームページ等のリンクによる情報の効果的発信
- ・ボランティア情報紙の減量・PRパンフレット化・窓口配架への変更

3. 5年後の到達目標

地区ボランティアコーナー等拠点からも情報発信ができ、ボランティアや社協地区パートナーが増加している。

4. 取り組み戦略など

- ・ボランティア情報紙発行経費の充用
- ・携帯電話の活用によるボランティア活動者の掘起し

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	携帯配信システム開発	携帯配信システム本稼動	コーナーからの情報発信開始
	ボランティア実活動者の増	ミニ情報紙の簡素化と窓口配架	
体制	(地区担当グループ) ITPT(各課担当者)		
財源	自主 1,969 特定 2,809		運用経費(検討)

2-(3) コミュニティづくり推進事業

1. 事業概要

重点事業

戸山団地における社会調査の結果に基づき、団地内外の住民参加による課題解決活動へつなげていくため、活動主体間や行政とのネットワークづくりをすすめ、団地のコミュニティ力の向上を支援する。また、団地内外から活動の担い手を発掘するための基盤づくりを行う。 < 戸山団地社会調査活用事業 >

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・戸山団地14～17号棟への入居状況の把握
- ・生活上の不安・課題を抱える人へのアプローチ
- ・棟役員の支援、独居高齢者への働きかけ
- ・団地内外の活動主体、社会資源のコーディネート

(2) 取り組みの方向性

- ・14・15号棟及び16・17号棟への当該共益組織、連絡会、地域包括支援センター等との共同調査の企画・実施
- ・高田馬場高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)等との連絡調整、共同出張相談窓口の開設
- ・戸山団地ネットワーク会議の提案・運営
- ・団地外からの支援ツールをコーディネート

3. 5年後の到達目標

連絡会及び隣接町会、関係機関、施設、NPO、ボランティア等によるネットワークが戸山団地のコミュニティづくりを支援できている。

4. 取り組み戦略など

- ・関係者が一堂に会する場をつくる。
- ・区との連携強化

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	共同出張相談窓口	14・15号棟状況調査	16・17号棟状況調査
	ネットワーク会議	暮らしのサポート事業の試行	暮らしのサポート事業の本格実施
体制	(地区担当グループ) 企画調整担当		
財源	自主 (割合拡大へ)118 特定		

1. 事業概要

重点事業

小地域(生活圏域)における住民主体のコミュニティづくりを支援する。住民一人ひとりが参加、実践していく過程の支援に重点をおき、地域のニーズ、状況に応じたコミュニティの基盤づくりを支援する。区立早稲田鶴巻小学校を地域の活動拠点、交流拠点として子どもを軸としたコミュニティづくりを地域住民、学校とともにすすめる。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・サロンの運営を担う地域の人が少ない
 ・場所が3Fで参加者の昇り降りが困難
 ・サロン活動が授業終了後の時間帯
 ・教員、保護者など様々な方の参加が少ない
 ・学校と地域をつなぐことの必要性の理解を広げる

(2) 取り組みの方向性

・住民が学校へ貢献できるプログラムを提案する
 ・PTAや幼稚園保護者会等で活動の周知を行う
 ・サロン運営の中で教員と地域住民との接点づくり
 ・地域住民が学校を利用し、生涯学習を進めていけるようなプログラムの提案を行う

3. 5年後の到達目標

・小学校内で生涯学習活動が始まっている。
 ・住民による企画・運営が活発に行われている。

4. 取り組み戦略など

・放課後子ども広場との連携、生涯学習の視点の活動を提案する。
 ・教員との接点づくり

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	・参加者の数が増える ・様々な世代の方が参加している ・サロン活動以外の活動が始まる ・教員と地域の方との関係性が深まる ・住民と学校の協力関係が図られやすいプログラムを提案 ・運営メンバーが増える	・運営メンバーが増え、地域の人々が主体となった運営が図られる。 ・モデル事業として区内外へ発信 ・鶴巻小での実践を他地区へ発信する。
体制	(地区担当グループ)	
財源	自主 43 特定	

1. 事業概要

新規事業

小地域(生活圏域)における住民主体のコミュニティづくりを支援する。住民一人ひとりが参加、実践していく過程の支援に重点をおき、地域のニーズ、状況に応じたコミュニティの基盤づくりを支援する。都営戸山ハイツの集会室や空き店舗等の社会資源を活用し、住民が気軽に集える拠点づくりの検討をすすめ、住民相互の支えあい・助けあいの関係づくりや小地域活動を広げる。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・町会・自治会等との連携不足
 ・団地の規模が大きく、現状把握が出来ていない
 ・住民との顔の見える関係づくり
 ・活動拠点となる場所・担い手をどう発掘していくか

(2) 取り組みの方向性

・こまめに地域の現状把握を行う。
 ・町会・自治会、キーパーソン等との関係づくりをすすめる。
 ・拠点とする場所探し・働きかけ、気軽に住民が寄れる場所(いきいきサロン等)を実験的につくる。
 ・社協の出張コーナーを設置

3. 5年後の到達目標

・戸山2丁目地区内で住民の気軽な交流拠点として、定期的にサロンが開催されている。

4. 取り組み戦略など

・暮らしのサポート事業等社協事業も一体的に推進
 ・世代等複合型サロンの要素を取り入れる。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	・地域の現状把握 ・町会・自治会との関係づくり ・サロン等の場所の確保と実験的サロンの開催	・サロンの定期的開催 ・社協出張コーナーの実施 ・地域拠点へ機能拡充
体制	(地区担当グループ)	
財源	自主 29 特定	

2 - (4) ボランティア・市民活動推進事業

2-(4)	ボランティア・市民活動推進事業	担当課	地域活動支援課
-------	-----------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

(1) 普及啓発

ボランティア・市民活動へ参加するきっかけとなるような情報の提供とともに学び・体験する場の設定を行う。夏季休暇を利用した体験ボランティアを実施し、青少年層を中心にボランティア活動への理解と将来の活動参加のきっかけづくりを行う。また、誰もが参加しやすい活動として、使用済み切手やカードの収集を通し、国際協力に寄与するリサイクル活動の普及・啓発を行う。

(2) 市民活動支援事業

暮らしやすいまちづくりに向けて、住民、団体、企業、NPO法人等の市民活動への発意を支援し、市民主体の取り組みの必要性や課題の共有をともに行う。企業の社会貢献の支援や住民交流イベントへの機材の貸出事業など、社協ならではのコミュニティ・ソーシャルワークにより様々な形で支援を行う。

(3) 地域団体との協働事業

他団体(福祉施設、地域団体、他地区社協、ボランティアグループ、学校機関等)と業務種別を越えて、連携、協働し、同一の目的を達成すべく事業を行う。子どもを対象とした自然体験や障害者団体主催のもちつき大会の企画及び実施を他団体とともに進行。

2. 5年間の取り組み

(1) 普及啓発

多様な情報発信のあり方を検討し、誰もが参加しやすい活動メニューの紹介、地域の課題を共感・共有できる機会を作る。

(2) 市民活動支援事業

多様な団体との連携・協働のネットワークが確立できるよう、他団体との接点を意図的に設け、関係作りを積極的に行う。

(3) 地域団体との協働事業

現状の分析を基に、他団体との立ち位置や共催意義、課題等の再確認を行い、新たな方向性の検討を行う。

3. 5年後の到達目標

地域課題の気づき、共有の機会を設け、誰もが出来るときに無理なく出来る支えあいの活動が地域に広がっていると同時に、多様な主体との連携・協働により、地域で課題を解決する気風が地域に広がっている。また、NPO法人の支援や災害時の取り組みなどを通じ、広域的なボランティア・市民活動の支援を行う。

4. 取り組み戦略など

地区ごとの担当グループにより地域との関係を深め、横断的に地域支援を行うと共に、地区ボランティアコーナーを拠点とし、小地域の支えあい活動から広域的な市民活動まで幅広い活動の入り口をより身近なものとする。

2 - (5) 地域活動費助成事業

2-(5)	地域活動費助成事業	担当課	法人経営課
-------	-----------	-----	-------

1. 事業概要

見直し事業

(1) 福祉団体等地域活動助成

高齢者・障害者等の当事者団体等が実施する地域福祉活動を助成することにより、当事者等の地域生活の支援及び社会参加等を促進していく。

(2) ふれあいのまちづくり事業助成

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりをめざし、区民が自主的に参加し、共有する問題の解決に向けて取り組む地域における支えあい、助けあいの活動等に対し経費の一部を助成することにより、地域福祉の向上を図っていく。

(3) ボランティア団体助成

新宿区の地域福祉向上のため意欲的に取り組んでいるボランティア団体の活動に対し、必要な資金援助を行い、ボランティア団体(グループ)の育成・発展を図る。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・利用団体の固定化
 ・本事業の周知及び理解の不足、申請手続き簡略化
 ・歳末たすけあい募金が財源であることの周知不足
 ・事業実績・成果報告の住民への広報・周知

(2) 取り組みの方向性

・3つの助成金を統合し新たな助成事業の創設をめざす。
 ・助成金のあり方検討委員会で新たな助成金制度を検討
 ・申請書類の簡便化、申請時のコミュニケーション支援
 ・広報紙、区報、HP、地域の種々の会合等で周知
 ・成果報告の冊子等を作成し普及啓発を図る。

3. 5年後の到達目標

・公平性・客観性・透明性の高い助成事業が運営できている。
 ・募金者の意思を反映でき、助成成果も伝えることができている。

4. 取り組み戦略など

・東京都共同募金会の検討との整合を図る。

2 - (6) ふれあい訪問・地域見守り協力員事業

2-(6)	ふれあい訪問・地域見守り協力員事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課
-------	--------------------------	-----	---------

1. 事業概要

重点事業

高齢者世帯の生活を見守り、また近隣同士が支えあっていくことで、助けあいのある地域(まち)・人・環境づくりをすすめる。
 地域見守り協力員事業は、月2回程度訪問をすることにより、安否確認や孤独感の解消をはかる。ふれあい訪問事業は、地域との交流機会が少ない方等に、月1回専門相談員が訪問・相談に応じる。対象は、65歳以上の高齢者世帯等。
 所管部署: 区福祉部地域福祉課

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・認知症高齢者の増加に伴う対応
 ・高齢者が抱える課題の多様化・複雑化
 ・地域住民の見守りネットワークへの参加促進
 ・地区ごとの協力員の自主組織化
 ・町会、高齢者クラブ、地区協議会等との協働

(2) 取り組みの方向性

・地域の実情に応じた住民活動の支援
 ・暮らしのサポート事業や成年後見制度、地域福祉権利擁護事業等との連携
 ・地区担当グループによる総合的支援
 ・個人と地域をつなぐ役割を担う

3. 5年後の到達目標

・事業の枠を超えた住民主体の支えあい活動が始まる。
 ・個人と地域をつなぐ視点をもったキーパーソンが育成され増えている。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

事業	平成21年度～平成23年度			平成24年度～平成25年度	
	協力員数340人 → 370 → 400 対象者数580人 → 630 → 680 見守り活動の普及・浸透 地区ごとに特徴ある活動展開 暮らしのサポート事業との連携	→	→	→	→
地区ボランティアコーナーを拠点に見守り活動支援					
世話人を中心とした協力員の自主活動支援					
地区ごとに協力員が自主活動展開					
住民の発意でサロン活動等支えあい活動が展開					
体制	推進員10人(非常勤) (地区担当グループ)				
財源	自主 特定 21,000				

4. 取り組み戦略など

・地区担当グループの機能強化

2 - (7) ふれあいいきいきサロン推進事業

2-(7)	ふれあいいきいきサロン推進事業〔区委託事業〕	担当課	地域活動支援課
-------	------------------------	-----	---------

1. 事業概要

重点事業

外出機会の少ない高齢者や障害者、また子育て中の母親等の、閉じこもり防止やいきがづくり、情報交換や交流、子育て中の不安解消など効果を目的に区内で開かれる、ふれあいいきいきサロン活動の普及啓発、立上げや運営を支援する。
 所管部署: 区福祉部地域福祉課

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・新たな担い手の育成、人材の発掘
 ・地域ニーズの情報収集
 ・地域住民へのサロン活動の周知
 ・サロン活動拠点の地域の偏りを軽減

(2) 取り組みの方向性

・各サロンとの日々の関わりを密にし、地域のニーズ把握を行い、効果的なコーディネートを行う。
 ・サロン活動の取り組みや必要性を広く周知し、啓発を行い、担い手を発掘する。
 ・拠点となるような場所の新規開拓を行う。

3. 5年後の到達目標

・サロン数が75ヶ所以上に増えている。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

事業	平成21年度～平成23年度		平成24年度～平成25年度	
	サロン55ヶ所目標 子育てサロン5ヶ所増 地域情報の受発信機能の強化 普及啓発活動の強化	→	→	→
サロン65ヶ所目標 子育てサロン5ヶ所増 活動中のサロンの支援強化 普及啓発活動の強化				
サロン75ヶ所目標				
体制	(地区担当グループ) 1人(統括)			
財源	自主 特定 4,708			

4. 取り組み戦略など

・サロン活動者への継続支援、普及啓発活動強化
 ・地区担当グループによる総合的支援

2 - (8) ちょこっと困りごと支援事業

2-(8)	ちょこっと困りごと支援事業(区委託事業)	担当課	地域活動支援課
-------	----------------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

一人暮らし等の高齢者に対して、日常生活でのちょっとした困りごとの解決に協力できるボランティアを紹介し、援助することで、地域で安心して自立した生活が送れるよう支援するもので、ボランティアによる地域の支えあい活動として、地域との新たなつながりを生み出し、地域コミュニティづくりに寄与する。

所管部署：区福祉部地域福祉課

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・専門性、緊急性の高い依頼が多く、多様なニーズへの対応が求められている。
- ・協力員の地域間のバランスのとれた配置
- ・利用者と協力員の信頼関係づくりの支援
- ・協力員のモチベーション維持のためのサポート
- ・暮らしのサポート事業との包括実施の準備

(2) 取り組みの方向性

- ・社協事業との総合的・包括的实施
- ・多様な機関との連携、社会資源の活用を図る。
- ・参加を促すための広報活動、普及事業の強化

3. 5年後の到達目標

- ・協力者間のネットワークを形成し、包括的支援体制が整備できている。
- ・協力員の自主的な活動により共助による地域づくりが始まっている。

4. 取り組み戦略など

- ・暮らしのサポート事業との包括実施に向けた準備・調整

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	協力員間のネットワーク化支援	利用者との主体的支えあいへ	相互扶助の関係づくり
	協力員同士の連携支援		近隣関係への広がり
		協力員の自主的な活動へ	
体制	(地区担当グループ) 1人(統括)		
財源	自主特定 3,801		

3.個別生活支援事業(11事業)

- (1)地域福祉権利擁護事業(東京都社協委託事業)
- (2)成年後見制度利用推進事業(区委託事業)
- (3)ファミリーサポート事業(区委託事業)
- (4)資金の貸付
 - 生活福祉資金貸付事業(東京都社協委託事業)
 - 応急小口資金貸付事業(区補助事業)
 - いきいき資金貸付事業
- (5)車椅子貸出事業
- (6)手話通訳者派遣事業(区委託事業)
- (7)緊急援護事業(区補助事業)
- (8)ハンディキャブ運行事業(自主事業/区補助事業)
- (9)高年齢者就業支援事業(区補助事業)

3 - (1) 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

3-(1)	地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業) (東京都社協委託事業)	担当課	在宅生活支援課
-------	---------------------------------------	-----	---------

1. 事業概要

重点事業

認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない人が、地域で安心して自立した生活を送れるよう支援する。支援内容は、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用についての相談や助言・情報提供による選択・契約等の支援を基本に、必要に応じて、日常的な金銭管理の援助、通帳・印鑑・証書等の重要書類の預かりを行う。(利用にあたり各種手帳の有無は問わない。)

所管部署:東京都社会福祉協議会地域福祉部

2. 5年間の取り組み

(1)現状と課題

- ・事業の周知、実施体制が不十分
- ・契約までの信頼関係づくりに時間がかかる。
- ・困難ケース増加、制度の隙間や低所得者支援
- ・高度な専門性、関係機関とのネットワーク不可欠
- ・財産保全サービスとの整合、独自サービス検討

(2)取り組みの方向性

- ・地域福祉権利擁護事業のPR及び対象者に対する理解促進
- ・成年後見事業と連携、コミュニティ・ソーシャルワーク実践
- ・関係機関等と連携、支援ネットワーク構築を図る。
- ・専門員・生活支援員の相談支援力を高める。
- ・専門員及び生活支援員の増員について、所管部署と検討

3. 5年後の到達目標

・事業が広く周知され関係機関等との連携による小地域支援ネットワークが構築されている。

4. 取り組み戦略など

・社協機能及び小地域展開を有効活用し、ネットワークづくりにつなげる。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	事業PR・理解の促進 支援ネットワーク構築 総合的支援体制整備 財産保全サービス 事業との整合検討	小地域展開 5地区で対応
体制	専門員3人(兼務) 生活支援員15人	5地区体制の 検証・整備
財源	自主 480 特定 988	

3 - (2) 成年後見制度利用推進事業

3-(2)	成年後見制度利用推進事業(区委託事業)	担当課	在宅生活支援課
-------	---------------------	-----	---------

1. 事業概要

重点事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等判断能力が十分でない人の権利を守り、地域で安心して生活を継続できるよう、新宿区成年後見センターを設置、運営し、成年後見制度の利用を支援する。

所管部署:区福祉部地域福祉課

2. 5年間の取り組み

(1)現状と課題

- ・地域の社会資源への周知活動・関係づくり及び連携による地域ぐるみ支援体制の構築
- ・職員の専門性や、知識の習得及び体制整備
- ・制度の隙間や低所得者への支援・仕組みづくり

(2)取り組みの方向性

- ・広く区民、関係者等へ制度の普及啓発を図るとともに、判断能力が十分でない人の権利侵害や虐待等の予防、ニーズの早期発見、早期対応を図るよう関係機関等との連携を強化し、小地域ネットワークを構築する。
- ・支援体制整備(職員増員・研修 専門相談員との連携強化 後見人育成 調整会議活用 専門委員会設置)について、所管部署と検討する。

3. 5年後の到達目標

・福祉関係者に制度が正しく理解されて地域福祉権利擁護事業と連携し、地域の社会資源との情報共有ができていく。

4. 取り組み戦略など

・社協機能及び小地域展開活動、調整会議等を活用する。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	制度の普及・啓発活動 相談・支援機能の強化 (地域の相談窓口との連携) 後見人の支援・育成 (後見人養成講座・後見人連絡会・後見監督人の検討) 小地域支援ネットワーク構築	
体制	5人 (常勤4人・非常勤1人)	体制の 検証
財源	自主 特定 45,990	

3 - (3) ファミリーサポート事業

3 - (3)	ファミリーサポート事業(区委託事業)	担当課	在宅生活支援課
---------	--------------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

会員相互による援助活動を行うことにより、主に仕事と育児の両立支援を中心とした、区民の子育て支援と児童の福祉の向上を図るとともに、地域の支えあいのきっかけづくりを促す。
 所管部署:区子ども家庭部子どもサービス課

2. 5年間の取り組み

(1)現状と課題

・利用希望のニーズにあった提供会員の確保
 提供会員の地区分布にばらつきがある。
 ・病後児・病気児の支援(既会員のみ対象)
 利用・協力会員の信頼関係のもと、実際に活動している場合がある。

(2)取り組みの方向性

・広報活動を積極的に行い、新たな広報活動を検討し、会員確保をはかる。
 ・会員相互の信頼関係による活動だが、運用ルール等を明確にするとともに、病後児・病気児の支援活動について、所管部署と検討する。

3. 5年後の到達目標

・地域での相互支援活動として、社協の他の事業と連携し、総合的な援助ができていく。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

事業	平成21年度～平成23年度			平成24年度～平成25年度	
	利用希望ニーズの変化を分析	提供会員の地区間のばらつき減少	提供会員地区ばらつき解消	ニーズにあった提供会員を十分に確保する	子育て世代の地域とのつながりが深まる
病後児等活動条件整備のために情報収集	病後児等支援活動団体や他のファミリーサポートセンター実態調査				
体制	非常勤4人 → 体制の検証				
財源	自主特定 16,952				

4. 取り組み戦略など

・第2次次世代育成計画での位置づけを明確にできるよう区所管課と連携

3 - (4) 資金の貸付

3 - (4) -	生活福祉資金貸付事業(東京都社協委託事業)	担当課	在宅生活支援課
-----------	-----------------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

他の公的貸付制度や金融機関から借入が困難な所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付をし、その世帯の安定と経済的自立を支援する。
 所管部署:東京都社会福祉協議会地域福祉部

2. 5年間の取り組み

・関係機関の研修・連絡会に積極的に参加し、知識習得と情報共有を行う。
 ・東社協と協力・連携して適正な事務執行に努める。
 ・東社協と市町村社協間でITを活用し事務の効率化と簡素化が図れるよう委託元の東社協へ要望する。
 ・社協の生活相談の窓口として多様なニーズに総合的に対応できるよう社協の他事業や関係機関との連携を図る。

3. 5年後の到達目標

・社協の生活相談の窓口として多様なニーズに総合的に対応できている。

4. 取り組み戦略など

・東社協、民生・児童委員、関係機関と密に連携を図る。

3-(4)-	応急小口資金貸付事業(区補助事業)	担当課	在宅生活支援課
--------	-------------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

緊急に資金を必要として、一般金融機関等、どこからも借り入れることが困難な世帯に対して、資金を貸し付けることにより、生活の安定を支援する。主に医療、冠婚葬祭、緊急旅行、転宅、就職支度費等を目的とする貸付。(区内在住3ヶ月以上の世帯、収入が生活保護基準の1.7倍以下の世帯、返済可能な収入が確実な世帯、世帯中心者が借受人となる)

2. 5年間の取り組み

- ・督促の強化。強化月間を設ける。
- ・職場全体で長期滞納者の自宅訪問等対応を検討
- ・専用システムを活用し、延滞利子含めた償還徹底
- ・情報共有を密にし、研修に参加する。
- ・職員体制の見直しについて、所管部署と検討する。

3. 5年後の到達目標

- ・貸付から償還までの管理体制が確立
- ・職員の人材育成に合わせて償還業務の専門家への支援要請等方向性を明確にする。

4. 取り組み戦略など

- ・応急小口債権管理システムの開発、有効活用
- ・専門家への支援要請またはアウトソーシング

3-(4)-	いきいき資金融資制度	担当課	在宅生活支援課
--------	------------	-----	---------

1. 事業概要

見直し事業

有償在宅福祉サービス事業利用会員に対し、在宅生活を維持するために不動産を担保に必要な資金の融資を斡旋し、日常生活の安定を図る。社協が金融機関と提携し、利息分を社協が貸付する。

2. 5年間の取り組み

- ・提携金融機関の新規融資が中止されるとともに、在宅サービス事業の廃止に伴い、新規は東京都の長期生活支援資金及び要保護世帯向け長期生活支援資金で対応する。
- ・現利用者2名は継続する。

3. 5年後の到達目標

東京都の長期生活支援資金の活用ができています。

3-(5) 車椅子貸出事業

3-(5)	車椅子貸出事業	担当課	在宅生活支援課
-------	---------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

寄贈による車椅子を必要な方へ無料で貸出、日常生活の支援を行うとともに、貸出を通じ、福祉ニーズを把握する最初の窓口として総合的に受け止め、適切な対応につなげる。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・介護保険の動向による影響が大
- ・保有台数、貸出台数多く管理が困難
- ・中古車椅子の譲渡の基準、会員制度の明確化、会員会費の導入
- ・貸出窓口の開拓、宅配のシステム化
- ・特別出張所の短期貸出との今後の方向性

(2) 取り組みの方向性

- ・老朽化した車椅子の廃棄またはケースにより譲渡
- ・地域の貸出窓口、宅配を行う個人・団体等への働きかけ
- ・暮らしのサポート事業と連携
- ・社協地区パートナーのメリットとして導入検討



3. 5年後の到達目標

- ・地域の個人、団体に貸出拠点としての協力を呼びかけ、身近なところで必要な人が気軽に借りれる場ができています。

4. 取り組み戦略など

- ・小地域における貸出し協力者への働きかけ
- ・社協地区パートナー制度との連携・活用

3 - (6) 手話通訳者派遣事業

3-(6)	手話通訳者派遣事業(区委託事業)	担当課	在宅生活支援課
-------	------------------	-----	---------

1. 事業概要

見直し事業

日常生活において手話通訳を必要とする聴覚障害者等に対して、手話通訳者を派遣し、聴覚障害者等の日常生活の円滑化と社会参加の向上を図る。また、この事業を受託することにより新宿社協として、手話を通じて地域住民や区内の企業・団体等への聴覚障害者の理解を深める機会を広げる。

対象者は、区内に在住の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者及び音声・言語機能障害者、またその障害者を主な構成員とする団体。利用については、新宿区障害者福祉課に登録が必要。

所管部署：区福祉部障害者福祉課

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・昭和63年事業受託時のボランティアとしての手話通訳者による住民参加の事業から、通訳者の手話通訳士制度の創設による専門職化や、平成18年10月からの障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業への変化に伴い、社協の受託事業としての位置づけの見直しが必要
 ・区の担当課との現状や実態の共有
 ・通訳者のスキルアップ、通訳者の養成が必要

(2) 取り組みの方向性

・区所管課・登録通訳者・利用当事者との懇談等の場で現状や実態を把握するとともに、区所管課と事業の適切な団体の育成支援等を検討し、事業の方向性と業務移行について協議する。
 ・通訳者の通訳力向上等、新宿区登録手話通訳者を支援

3. 5年後の到達目標

・適切な団体が育成され、業務移行できている。
 ・地域活動支援事業の小地域展開の中で、関係機関と連携し聴覚障害者への支援ができています。

4. 取り組み戦略など

・区所管課、手話通訳者、利用者との交流、協働

3 - (7) 緊急援護事業

3-(7)	緊急援護事業(区補助事業)	担当課	在宅生活支援課
-------	---------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

福祉部生活福祉課相談係を通じて住所不定者等、要保護者に対し、食料費、交通費、日用品費、宿泊費、就職支度費等の援助を行う。

2. 5年間の取り組み

・定期的な情報交換の場として、月1度の生活福祉課との連絡会を活用するほか、日々の連絡を緊密にとってすすめる。

3. 5年後の到達目標

・生活福祉課と連携し、要保護者等に対し必要な支援として適正な事業執行ができています。

3 - (8) ハンディキャブ運行事業

3-(8)	ハンディキャブ運行事業(自主事業/区補助事業)	担当課	在宅生活支援課
-------	-------------------------	-----	---------

1. 事業概要

見直し事業

車椅子利用者や歩行困難な方々への移動手段として有償で運行。車両の運転を地域住民がボランティアで協力する住民参加型事業として活動を行っている。保有車両は3台。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・利用者の減少(6割減)、民間事業者の増加
 ・有償運行事業の枠組みの遵守
 ・いずれの車両も耐用年数(10年)に近い
 ・車両事故への対応、車両の保守管理
 ・運転ボランティアの今後の関わり方
 ・平成18年6月から道路交通法の改正により福祉有償運送事業として陸運局から見直し運行の認可を受け事業を継続

(2) 取り組みの方向性

・事業の方向性について検討を行う。
 ・購入9年目の車両は東京都道路交通規則の一部改正に伴い、車両改造が必要なため更新せず、2台体制での運行を検討。
 ・車両のリース化を検討する。
 ・車両貸出し事業への事業変更について検討する。
 ・運転ボランティアミーティングを頻繁にもち検討する。

3. 5年後の到達目標

・ニーズに合わせた新事業をスタートさせることができています。
 ・利用者や運転ボランティアに対し他事業への移行や活動の場を提供できている。

4. 取り組み戦略など

・車両更新、福祉有償運送更新期限のタイミングを活用して事業リニューアルを図る。

3 - (9) 高齢者就業支援事業

3-(9)	高齢者就業支援事業(区補助事業)	担当課	高齢者就業支援課
-------	------------------	-----	----------

1. 事業概要

見直し事業

概ね55歳以上の高齢者の経験、知識、能力を積極的に活用するため、求職者と求人者間の雇用関係の成立を支援する。
 所管部署：区地域文化部副参事

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- ・求人と求職者のマッチング機能強化
- ・相談機能のレベルアップ
- ・事業内容の広報・PR
- ・新宿区勤労者・仕事支援センターへの業務移管の準備

(2) 取り組みの方向性

- ・企業の採用担当者との話し合いの機会を増やす。
- ・専門員による就業相談を随時受付けていることをPRし相談の機会を増やす。
- ・求人情報提供、イベント告知等、更新回数を増やし、最新情報がネットで見られるよう利用者の利便性向上を図る。
- ・定期的に課内で話し合いを持つ。

3. 5年後の到達目標

- ・新宿区勤労者・仕事支援センターへの移管が完了し、安定した事業が行えている。

4. 取り組み戦略など

- ・職員研修の充実と広報等を利用したPRの強化

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	業務移管の準備	→	新宿区勤労者・仕事支援センターへ業務移管
	事業内容の広報・PR	→	
	相談受け入れ体制強化	→	
	相談機能のレベルアップ	→	
体制	4人	→	
財源	自主 特定 16,267		

4.法人経営事業(12事業)

- (1)組織運営事業
 - 理事会・評議員会運営事業(区補助事業)
 - 部会運営事業(区補助事業)
- (2)会員制度・会員管理事業
- (3)企画・調整事業
 - 企画調整事業
 - 連絡調整事業
- (4)広報・広聴・情報管理事業(自主事業/区補助事業)
- (5)共同募金運動事業(赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動)
- (6)法人管理事業
 - 人材育成事業(自主事業/区補助事業)
 - IT推進事業(区補助事業)
 - 寄付金募集事業
 - 経理・給与事務
 - 災害等危機管理対策事業

4 - (1) 組織運営事業

4-(1)-	理事会・評議員会運営事業〔区補助事業〕	担当課	法人経営課
--------	---------------------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

理事会・評議員会は、新宿社協の目的達成をめざし、経営原則に基づいた法人運営を行う。また、補助機関である部会と強く連携し、具体的施策に反映させる。理事会は法人の業務の決定を行い、評議員会は、法人の業務や財産の状況、役員業務執行状況について意見を述べ、また諮問への答申などを行う。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- 法人の適正な経営
- 組織・事業運営進捗状況の把握
- 経営方針・戦略の検討
- 理事会・評議員会の位置づけの明確化
- 分野代表制・地域代表制の担保

(2) 取り組みの方向性

- 経営計画の評価を2年毎に行い、検証・評価を実施し、実行性を担保する。
- 議案審議に加え、協議時間を設定する。
- 部会との合同会議を開催し専門的な協議・研究を行う。
- 役員研修の実施、就任時の事務局説明を徹底

3. 5年後の到達目標

経営的な視点で課題解決の実効性が高まっている。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	「経営計画2009～2013」の導入に伴う諸課題(社協地区パートナー制度等)の検証 各事業の進捗管理 役員研修、部会との合同会議随時開催	暮らしのサポート事業の本格実施 経営計画評価 遅延事業・未実施事業等の検証・評価 事業測定・再評価 役員選出見直し 第3次経営計画へ向けての検討 経営計画評価
体制	1人 (各担当者間の情報共有化による連携)	
財源	自主 特定 2,621	

4. 取り組み戦略など

- 経営コンサルタント(または研究機関)の活用
- 経営計画評価委員会との連携

4-(1)-	部会運営事業〔区補助事業〕	担当課	法人経営課
--------	---------------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

理事会の補助機関として、本会の運営に関する各専門事項について調査研究を行い、必要に応じて所掌事項にかかわる事業を執行するため、住民参加により設置される専門部会である。部会長には社協理事が理事会と部会をつなぐ重要な役割を担っている。現在、組織強化推進部会、市民活動推進部会、地域福祉推進部会の3部会が設置されている。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

- 部会間の検討テーマに関連性が出てきている。
- 部会規程上の所掌事項と課の所掌事項にズレ
- 「経営計画2009～2013」への提言の実現・課題検討
- 部会のあり方・機能の明確化
- 一般区民や会員が参加する手段がない。

(2) 取り組みの方向性

- 合同で議論する機会を設け、議論を深めていく。
- 社協の現状、経営計画に合った部会のあり方・機能を次期部会で検討する。
- 理事会補助機関としての位置づけを明確にする。
- 多様な参画方法、運営方法を次期部会で検討する。

3. 5年後の到達目標

新たな部会体制が構築・運用できている。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	「経営計画2009～2013」提言事項の実行支援 3部会合同開催 「経営計画2009～2013」積み残し課題検討 部会のあり方の検討	新たな部会体制スタート
体制	各課1人(兼務)	新部会体制に応じた事務局
財源	自主 特定 786	

4. 取り組み戦略など

- 3部会協議テーマの多くの共通点から、次期は3部会合同で効率的に協議してすすめる。

4 - (2) 会員制度・会員管理事業

4 - (2)	会員制度・会員管理事業	担当課	法人経営課
---------	-------------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

区民、区内関係者・団体の方々に、社協活動を物心両面から支援する会員となっただくことで、誰もが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティの実現をめざす。
 会員の方々からの会費は、社協の事業・事務経費として活用させていただき、地域福祉の増進を図る。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・社協に関わりのある人の総合的な把握
 ・現在は関わりの低い地域活動者・支援者の発掘
 ・現行会員制度 (= 賛助的) を本来のあり方に
 ・小地域での組織化活動 将来の地区社協化
 ・会費の用途の明確化

(2) 取り組みの方向性

・社協地区パートナー制度の創設
 ・各事業協力者の一元的把握・管理 (IT の活用)
 ・現行会員制度と社協地区パートナー制度の統合
 ・町会・自治会のコミュニティ活動等とのパイプづくり
 ・用途と募金の流れの明確化

3. 5年後の到達目標

・2制度が統合され、新たな会員制度がスタート
 ・会費の用途が明確になっている。
 ・社協協力者が総合化、包括化されている。

4. 取り組み戦略など

・地区担当グループが社協地区パートナー、現行会員の地区組織化をすすめる。
 ・IT の活用 (情報整理)

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位: 千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	社協地区パートナー制度の施行	暮らしのサポート事業を通じて社協協力者の包括化	現行制度と新たな制度の統合
	社協協力者の総合的把握	現行会員への新たな制度への参加誘致と、パートナーを賛助者としても参加の幅広げる	社協地区パートナーの増加
体制	ITPT 1人	地区担当グループ (地区組織化) 1人 (制度運用・会費管理) + ITPT	社協地区パートナーの増加
	財源	自主 収入7,325	会費用途の明確化
特定			

4 - (3) 企画調整事業

4 - (3) -	企画調整事業	担当課	法人経営課
-----------	--------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

組織目標の達成に向けて、効果的な組織運営と事業遂行を図るため、社協組織及び事業運営に関する企画立案、組織内調整を行う。また、各種調査研究を行い新宿社協を取り巻く状況の変化を把握し、その情報を組織内で共有するとともに事業反映に活かす。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・環境、状況の変化に対応できる組織づくり
 ・経営計画進捗管理の徹底
 ・職員のニーズ把握・分析力、政策形成力の養成
 ・調査に基づく事業企画と実施への反映

(2) 取り組みの方向性

・法人経営課と地区担当グループに企画調整担当を配し、社協内における事業調整・進捗管理を実施。
 ・事業評価をもとに取組成果報告書を毎年作成。単年度ごとの進捗管理を徹底する。
 ・各種調査の実施とともに、住民福祉活動計画を再考。

3. 5年後の到達目標

・組織全体の企画調整力が向上している。
 ・事業・組織運営のPDCAサイクルが確立。進捗管理がなされている

4. 取り組み戦略など

・企画調整担当による調整会議。地区・課間調整及び経営計画進捗管理、調査企画を実施。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位: 千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	企画調整チーム設置、開催	計画の見直し	計画の見直し
	事業成果報告書作成	評価委員会設置	計画中間評価
体制	評価プログラムの検討	住民福祉活動計画 2004更新の検討	次期計画の策定
	ニーズ把握のための調査 (随時)		
財源	自主 711	各地区1名	総合企画調整1名
	特定		

4-(3)-	連絡調整事業(関係団体等との連絡調整)	担当課	地域活動支援課
--------	---------------------	-----	---------

1. 事業概要

継続事業

地域に根付いた民生・児童委員活動や町会・自治会のコミュニティ活動の中から出てきた地域課題への解決の道をもとに探り、社協活動において必要な地域の協力を求めるなど、密接な協力関係のもと新宿の地域づくりに寄与していく。

2. 5年間の取り組み

- ・地区担当グループから担当者が各地区の各種会合に出席
- ・社協地区パートナー制度の周知・浸透に向けて民生・児童委員、町会・自治会等と協議を重ねる。

3. 5年後の到達目標

- ・社協地区パートナー制度の理解浸透
- ・社協の地区担当グループと地区民生・児童委員との協力体制が確立されている。

4. 取り組み戦略など

- ・地区担当グループ制の実行
- ・社協地区パートナー制度の施行・周知

4-(4) 広報・広聴・情報管理事業

4-(4)	広報・広聴・情報管理事業(自主事業/区補助事業)	担当課	法人経営課
-------	--------------------------	-----	-------

1. 事業概要

継続事業

本会の活動内容の周知理解を促進するための事業。総合的な事業・組織紹介としての事業案内「社協ガイドの発行」、新聞折込と公共施設の窓口配架により広く情報を周知する「広報紙の発行」、タイムリーな情報を随時提供し周知を促進する「ホームページの運営」の3本を機軸に、地域福祉活動、ボランティア・市民活動情報や地域情報を発信。地域コミュニティづくりや、ボランティア・市民活動への参加を促していく

2. 5年間の取り組み

- ・情報の伝わりやすい広報紙面、ページの作成。作成のスキルアップ。
- ・一方的発信でなく、区民ニーズや地域事情なども伝えたり、生の声を紙面に活かす工夫。
- ・広報媒体の作成効果を測定する。また経費削減のための広告欄、ホームページへのスポンサーバナーの導入検討。

3. 5年後の到達目標

- ・誰にも読みやすく、充実した紙面、ページになっており、広報効果が高まっている。
- ・会員、地区パートナー、区民との双方向の媒体になっている。

4. 取り組み戦略など

- ・効果測定方法の検討と実施
- ・IT検討チームとも協力体制をとり、広報検討チームとして総合的に作成、管理を実施。

4-(5) 共同募金運動事業

4-(5)	赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動	担当課	法人経営課
-------	--------------------	-----	-------

1. 事業概要

継続事業

戦後まもなく、戦災復興をめざし始まった制度。「たすけあい」の精神のもと、10月から年末まで赤い羽根共同募金を、12月に歳末たすけあい運動を実施する。「地域住民からのご厚志を地域福祉の増進に役立てる」ことを目的に募金活動を実施し、地域における「たすけあい」精神の喚起・醸成を促す。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

・募金の目的と募金者の理解との乖離、用途が不明確。
・共同募金地区協力会理事会、配分推せん委員会の役割の強化 地域から寄せられたお金は地域で使うこと、地域の人による明確化。

(2) 取り組みの方向性

・団体が用途報告を発表するなど募金者への配慮の機会・方法を検討。また東京都へ地域の実情を繰返し伝える。
・共同募金地区協力会を活性化し、配分案の作成から配分推せん委員会が積極的に関わらせる。

3. 5年後の到達目標

・募金者に募金用途が明確に伝わり理解され、募金運動が展開できている。

4. 取り組み戦略など

・各検討会を活用するとともに、各町会の会合に参加し、理解を求める。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度		平成24年度～平成25年度	
事業	共同募金のあり方検討町会等への調査	検討結果を活かした見舞金・配分金制度の実施	配分推せん委員会の強化	団体の用途報告会開催
体制	1人 地区担当グループ			
財源	自主 収入21,700(両募金で) 特定			

4 - (6) 法人管理事業

4-(6)-	人材育成事業(自主事業/区補助事業)	担当課	法人経営課
--------	--------------------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

新宿社協が求める職員像をめざし、採用後の職員をコーディネーター及びコミュニティ・ソーシャルワーカーとして必要な知識、技術、経験等幅広い能力を開発し高めることを目的とする。さらに、研修を受けることで社協職員として共通認識を深め、連帯意識の高揚を図るとともに、社協における政策形成能力を養う。また、組織目標達成への貢献と個人目標の達成との両立が実現できるよう環境づくりを行う。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

(2) 取り組みの方向性

組織の総合支援能力の開発・育成
小地域展開をすすめるコミュニティワーク力の向上
地域資源・地域性を知り、活動主体と関係を深める
現場実践力・課題解決プロセスの蓄積
各階層別研修、リーダー育成

職員のニーズ調査を実施し、内部研修を企画する。
新宿区内の社会資源を活用した研修の企画・実施
研修情報の共有環境、職員同士の研修環境の構築
職場内研修の強化・習慣化
役員・管理職・リーダー研修の強化

3. 5年後の到達目標

・組織の総合支援能力が高まっている。
・小地域展開がスムーズにすすんでいる。
・地域資源・地域特性への造形が深まっている。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	職員のニーズ把握	→	→
	職員同士の研修システムの構築	→	→
	地域資源を活用した研修実施	→	→
	職層研修の体系化(中堅職員研修実施)	→	→
報告書書式変更	→	→	
体制	1人	企画調整(1人)	→
財源	自主 (1/2)371	特定 (1/2)371	

4. 取り組み戦略など

・実践豊富な先輩職員が後輩の育成を現場で地域の協力を得て行うと同時に職場環境を整える。

4-(6)-	IT推進事業	担当課	法人経営課
--------	--------	-----	-------

1. 事業概要

新規事業

事業:組織の小地域展開を効果的にすすめるため、ITを活用した地域との情報の収集・提供・共有の仕組みを構築する。また、新宿社協が蓄積してきた社会資源情報や具体的な活動情報を地域へ伝えるとともに、地区ボランティアコーナーと共有し、各拠点でのコーディネートが本部同等で行えるようにする。

2. 5年間の取り組み

(1) 現状と課題

(2) 取り組みの方向性

・地区ボランティアコーナーとのイントラネット環境が未構築
・職員のIT能力・技術の向上
・ITの開発・導入に手間と時間を要する。
・住民が求める情報を頻繁に提供できる環境構築

・新宿区へ開発・導入について計画的に申請し承認を得る。
・専用イントラネット構築までに職員のIT研修を強化する。
・社会資源情報の管理体制について検討する。
・IT導入・開発・運用に必要な経費の自主財源化の検討
・携帯電話を活用した情報配信システムの稼動・活用
・大量のデータ整理に臨時職員の雇用を検討

3. 5年後の到達目標

・地区ボランティアコーナー含め社協組織全体で情報共有環境、リスク対応環境が整っている。

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

		平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	イントラネット開発・導入	稼動(H22.10～)	→
	開発申請	→	→
	職員IT研修	→	→
	社会資源情報の整理	→	→
携帯電話情報配信システム開発・稼動	→	→	
体制	IT検討チーム	→	→
財源	自主 0	特定 0	

4. 取り組み戦略など

・蓄積してきた社会資源情報を活用
・イントラネット構築後は各地区ボランティアコーナーから情報配信

4-(6)-	寄付金募集事業	担当課	法人経営課
--------	---------	-----	-------

1. 事業概要

継続事業

社協の自主事業を経済的に支えられるよう寄付金の募集を行い、財源を確保する。用途を特定する指定寄付の場合は、寄付者の意志に基づき対応する。また、企業等の社会貢献活動の受け皿としても対応し、個人、法人ともに税控除を受けることができる。寄付者に対しては、広報紙に芳名を掲載(本人の了承後)、一定金額以上の場合には加えて感謝状を贈呈する。

2. 5年間の取り組み

- ・寄付金活用事業を定め用途を明確にして周知・募集、寄付者の意思の有形化に貢献することで財源獲得に努める。
- ・寄付者情報をシステム化し社会資源として管理する。
- ・災害対策や地域活動拠点の運営、地域人材育成、IT推進等を目的とする新たな基金を創設し、寄付を募集する。

3. 5年後の到達目標

- ・寄付者の意思の有形化に貢献でき、かつ、自主財源運用事業が増加。
- ・システム化され、寄付者へ継続した事業成果報告等が行え、またその事業への参加を促している。

4. 取り組み戦略など

- ・より地域還元を目指した寄付金活用事業のメニュー化のため、地区担当グループと連携

4-(6)-	経理・給与事務	担当課	法人経営課
--------	---------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

組織目標の達成に向けて、法人の運営と事業運営にともなう財務を安全、適正に運用する。また、各種事業・運営に携わる職員の給与・労務管理を適正に行う。

2. 5年間の取り組み

- ・定期的な異動を実施する。すべての職員が経験すべきだが、総括、管理職となる人材は事前に経験、研鑽積む。
- ・経理、給与の複数チェック体制確立のため、チーム体制を組む。
- ・財務会計研修、社会保険研修等により専門知識を得る。また業務マニュアルを作成。自主財源の有効活用についても検討

3. 5年後の到達目標

- ・安全・適正な財務運用、基金運用及び給与・労務管理ができています。
- ・3人チーム体制で経理・給与事務が行え、安定した異動ローテーションが構築できている。

4. 取り組み戦略など

- ・3人チーム体制確立と定期的人事異動の実行

4-(6)-	災害等危機管理対策事業	担当課	法人経営課
--------	-------------	-----	-------

1. 事業概要

重点事業

大規模災害や事故、感染症など通常業務が遂行できない場合に即応し、業務の継続・安定化を図るとともに、区との協定に基づき、災害ボランティアセンターを立上げ、効果的な運営を行えるよう体制を常に整えておくことを目的とする。

2. 5年間の取り組み

(1)現状と課題

- ・災害時想定訓練の実施、災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂
- ・事業継続計画が未策定
- ・NGO、企業、東京災害ボランティアネットワーク、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議等との連携
- ・町会、民生・児童委員等地元支援者との連携
- ・磁気データの保護・保管体制、個人情報保護体制

(2)取り組みの方向性

- ・災害時想定訓練の定期実施
- ・事業継続計画の策定
- ・災害時ネットワークづくり(会合、合同訓練参加等)
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルを関係団体と合同で見直し隔年で配布
- ・磁気データの職場内、遠隔地バックアップの検討

3. 5年後の到達目標

- ・社協の災害時の役割が理解されている。
- ・災害対策の取り組みを通じて日常の支えあい・助けあいの重要性の理解が広がっている。

4. 取り組み戦略など

- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの定期的改訂や地域の災害対策訓練等への参加機会を活用

5. 計画事業と5年間の実施目標

(単位:千円)

	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成25年度
事業	災害時想定訓練実施(毎年)	→
	事業継続計画策定	→
	連携を想定する団体とのネットワークづくり	→
	磁気データ保管、遠隔地バックアップの検討	→
	災害ボランティアセンター運営マニュアル改訂 →	
体制	災害対策PT 1人	IT検討チーム
		企画調整担当(1人)
財源	自主 0	特定

新たな会員制度「社協地区パートナー制度」の創設

「経営計画 2006～2008」策定後、新宿社協を構成する最も重要な構成員である会員についての見直しを行ってきましたが、現行の会員制度に加え、さらに多様な参加を可能とする新たな会員制度「社協地区パートナー制度」を創設することとなりました。

住民相互の支えあいや助けあいが生まれ、そうした活動をさらに支援する人たちやネットワークの輪を広げていくしくみで、住民の生活圏域（小地域）に根づく地域福祉活動の基盤として、制度の小地域展開をすすめ、将来の地区社協化をめざしていきます。

本章では、新宿社協にかかわる活動者や協力者、支援者の方々から社協地区パートナーとして参加を呼びかけていくことから、現行の社協会員制度との将来の統合化や地区協議会との整合や連携についてなど、制度運営を行っていくうえでいくつかの重要な検討課題について記載しています。

理事会・評議員会・部会のこれからのあり方

新宿社協の意思決定や重要事項の承認等を行う理事会・評議員会、また理事会の補助機関として専門的な事項の研究・協議を行う部会の役割の明確化や今後のあり方について検討の方向性について記載しました。

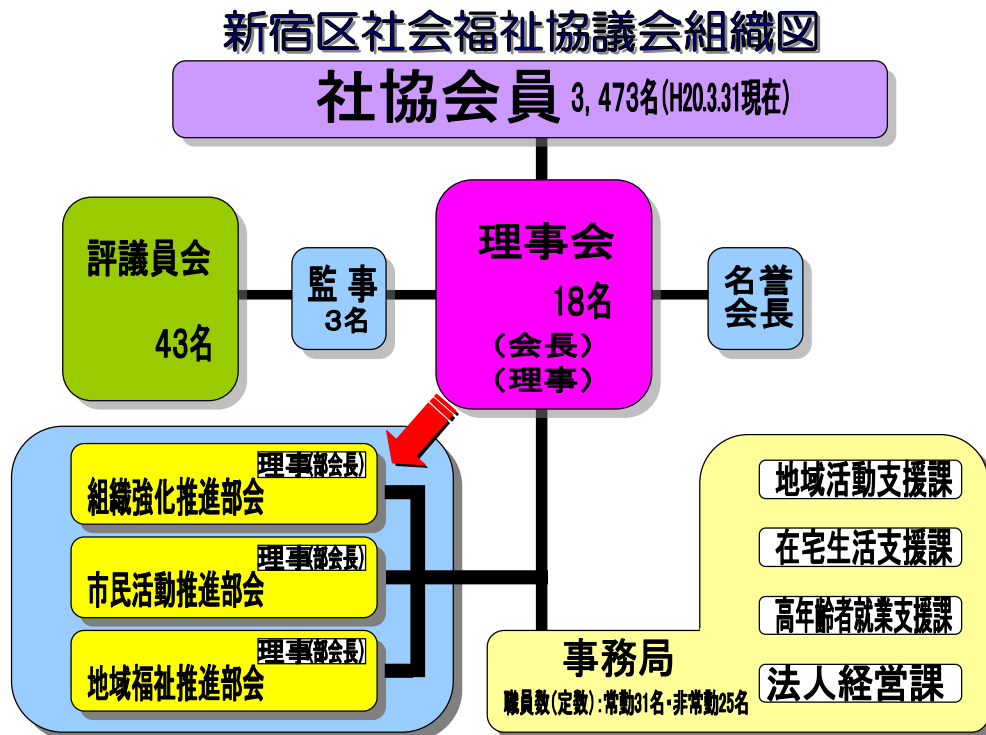
事務局組織の小地域展開・総合支援体制を構築

本計画を実行していくうえで必要な事務局体制を整えます。事務局の編成替えの時期は、暮らしのサポート事業が本格実施となる、戸塚特別出張所の移転完了後の平成 22 年度からとし、現在の 4 課体制から地域活動支援課（ボランティア・市民活動センター）と在宅生活支援課を統合し 3 課に改めます。統合後の新たな課には、5 つの地区担当グループ制が敷かれ、住民の生活圏域（小地域）への対応を見据えた総合支援体制の第一歩がスタートします。

本章では、平成 21 年度から平成 22 年度への改編される事務局組織の構成図とともに説明を行いました。

社会情勢や地域課題、区民の生活課題等に対応し、住民主体の課題解決の支援を可能にする組織へと改めます。

下記の図は平成 20 年度の社協組織全体図です。



1. 社協会員制度

(1) 現行の会員制度

昭和 28 年、新宿区社会福祉協議会は、民生・児童委員、町会・自治会、保護司の方々を中心とした区民の手により設立されました。

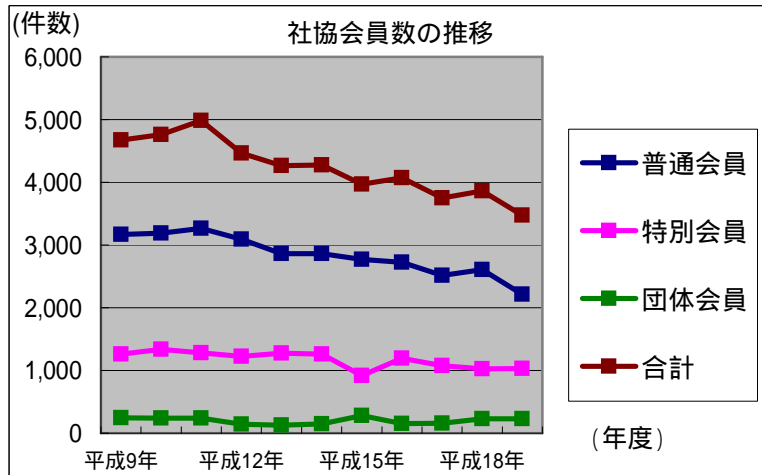
設立当初は、戦後まもない、公的なサービスも乏しい時代であったため、要援護者への法外援助や慰問、資金の貸付、募金などの活動を行い、そうした様々な事業や活動への物心両面でのご支援が現在の会員制度の原点となっています。

しかし、時代の流れとともに、福祉サービスが整備され、地域社会への帰属意識も希薄になり、会員の方々の社協活動へ参加する機会が減り、現在は、どちらかと言えば賛助者としてのかかわりが主体の制度となっています。

(2) 現行の会員、事業協力者・活動者の状況

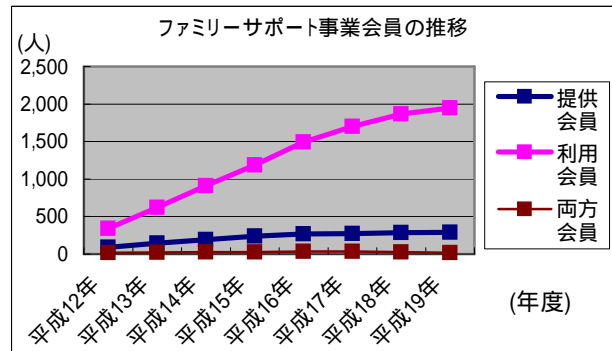
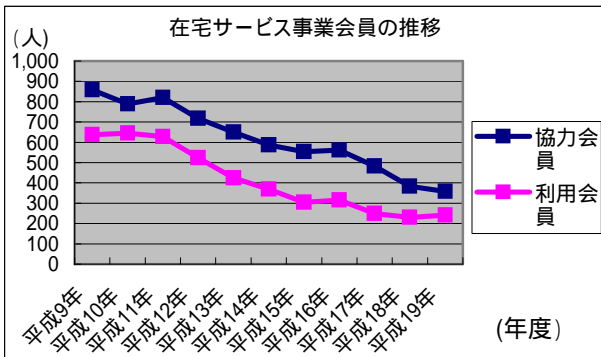
社協会員

平成 11 年度の会員数は 4,986 件、会費収入 8,522,000 円で、この年をピークに、以降、微減傾向が続いています。平成 19 年度では会員数 3,473 件、会費収入 6,064,500 円と、会員数、会費収入ともに平成 11 年度の 7 割までに減少している状況です。

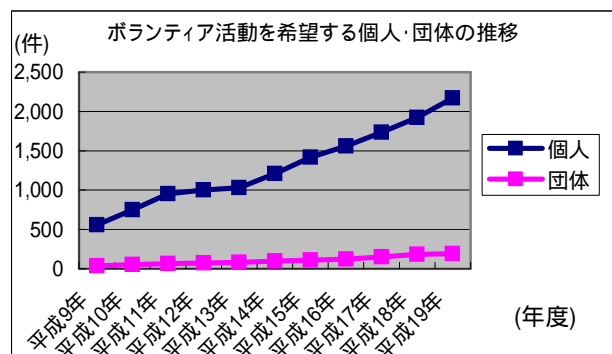
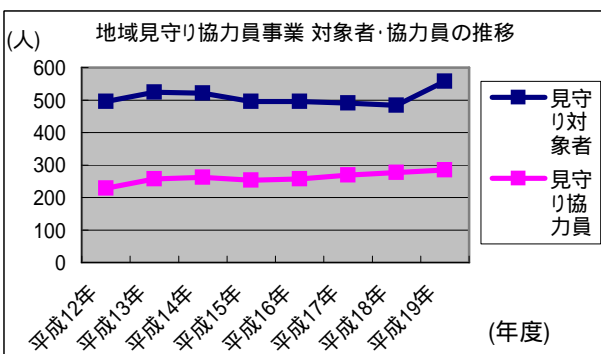


事業協力者・活動者の状況

事業協力者のうち、有償の在宅サービス事業の平成19年度末の状況をみると、利用者はピーク時の37%、協力者も42%で、ともに介護保険制度施行後大きく減少しています。平成12年度から有償サービス事業として開始したファミリーサポート事業は、利用者が急増するものの協力者は大きな伸びはなく、最近では横ばいとなっていて利用者と協力者の数に大きな開きがあります。(下図参照)



一方、無償の活動として行っている地域見守り協力員事業は、利用者は横ばい傾向(平成19年度は増加)で、協力者は微増という状況です。また、ボランティア活動を希望する個人や団体は、毎年増加をしています。団体に属する個人までを含めると、平成19年度末の時点で活動希望者は6,525人にのびります。(下図参照)



(3)新たな会員制度「社協地区パートナー制度」の創設

支えあい・助けあいのまちづくりを行うには、地域のつながりは欠かせません。こうしたつながりを広げていく地域福祉活動の担い手として、一人でも多くの住民の

方々に活動への参加を促す必要があります。そのため、地域住民の方々が地域福祉活動へ参加するしくみとして、新たに会員制度「社協地区パートナー制度」を創設します。

「社協地区パートナー制度」は、新宿のまちや住みなれた地域を良くしていきたいという住民の方々の思いから、住民主体の活動への参加につながり、相互に支えあいや助けあいが生まれ、そうした活動をさらに支援する人たちやネットワークの輪を広げていくしくみです。とりわけ、住民の生活圏域（小地域）に根づく地域福祉活動の基盤としていきたいと考えます。

この制度は、現行の「社協会員制度」が社協の事業・事務を主に資金面からご支援いただく賛助会員のなしくみであるのに対して、個人・団体の有する時間、経験、特技、情報、ノウハウ、人脈などをもって地域福祉活動に参加していただいたり、新宿社協の事業への参加・協力を通じて、支えあい・助けあいの活動が活発に行われる地域の基盤づくりに寄与する活動会員制度的なしくみです。現行の「社協会員制度」とともに地域をよくするためのしくみとして運用していきます。

(4)「社協地区パートナー制度」の導入の流れと目標

当面は、現行の「社協会員制度」とともに有機的に運用し、将来、両制度の統合をめざします。

まず社協地区パートナーには、すでに新宿社協に関わりをもち、地域に貢献している様々な個人・団体に呼びかけ、それぞれの思いや形で地域活動や社協事業への参加をすすめ、支えあい・助けあいのあるコミュニティづくりへとつなげます。

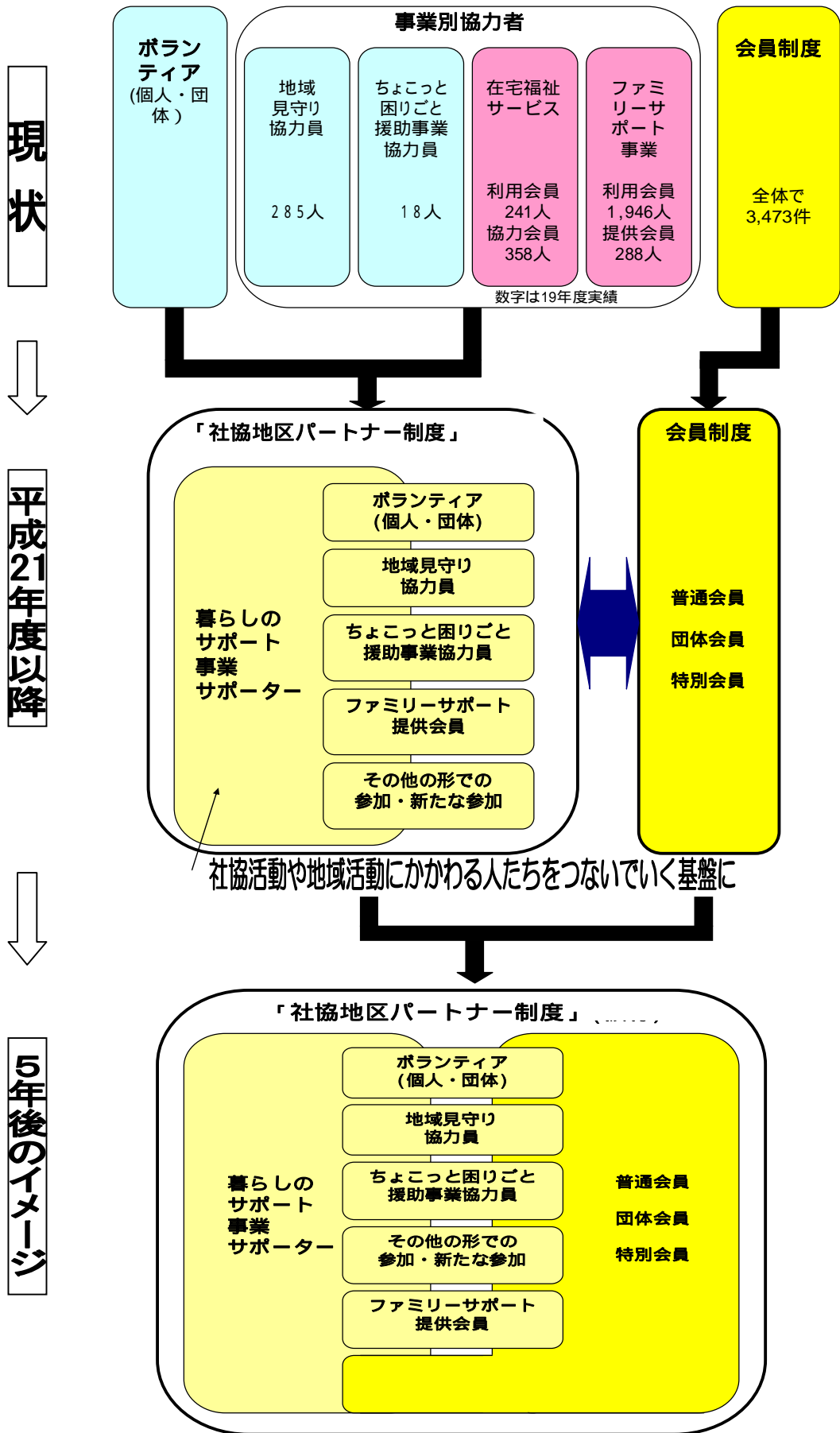
平成 22 年度から、新宿社協の総合的支援・包括的支援事業の柱となる「暮らしのサポート事業」（平成 21 年度は試行実施）が始まります。身近な地域での支えあい・助けあいのコミュニティづくりを目的とする事業ですが、その担い手となる「暮らしのサポーター」も、社協地区パートナーを構成する仲間として位置づけていきます。

これまでいくつかの事業別に登録されていた協力者・活動者は、「暮らしのサポート事業」に参加することで、従来の活動枠にとらわれることなく活動を広げられ、より主体的な活動としていくことができます。また一定の時間を共有してきた協力者と利用者の間には信頼関係が生まれ、その信頼関係を元にお互い様の近隣関係づくりやコミュニティづくりにつながるものと考えます。

そのような多様な参加形態を通じ様々な個人・団体とそして社協とのかかわりが深まり、それぞれの思いが形になるとともに、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」を実現できる制度づくりを一つ目の取り組み目標とします。

二つ目の目標は、現行の「社協会員制度」との将来に向けての統合です。現行の「社協会員」の方々からは年会費によって社協の事業・事務を支えていただいています。現行制度の目的や性格から「社協会員」を「賛助会員」（賛助パートナー）として明確化し、一方、新たな「社協地区パートナー制度」によって地域福祉活動や社協事業に具体的に参加・協力する方々を「活動会員」（活動パートナー）とし、ともに一つの会員制度の中に位置づけることとします。

社協地区パートナー制度導入の流れ



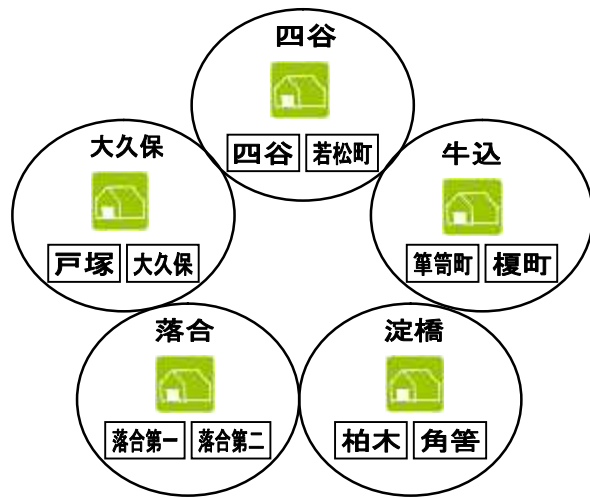
現在の社協会員の約8割は、民生・児童委員が日頃、社協の活動趣旨にご賛同いただけるよう会員募集に地域を歩き、入会をすすめてくださった方々です。民生・児童委員の方々には新宿社協発足以来半世紀にわたって継続してご尽力いただき、社協会員とのパイプ役を担っていただいています。こうした歴史や経緯があり定着している現行制度との統合は、会員、民生・児童委員はじめ関係者との十分な検討と周知の時間をもってすすめていく必要があります。本計画では、計画期間内での統合をめざします。

(5)社協地区パートナー制度の小地域展開

将来の地区社協化を見据え、この制度を住民の生活圏域（小地域）における組織化とネットワークづくりをすすめる基盤とするために、社協地区パートナーの地区ごとの仲間づくり（地域組織化）をすすめていきます。

まずは既存の事業・活動をベースに仲間づくりを広げます。さらに住民の生活圏域（小地域）単位で仲間づくりがすすむよう地域懇談会を立ち上げるなどの働きかけを行います。それにより関わる事業の枠を超えた交流が図られ、これまでにない繋がり・活動の広がりが期待できます。

そして、社協地区パートナー同士の関係や地域活動が深まり、支えあい・助けあいのある地域コミュニティが醸成されていくことによって、将来は小地域で社協が組織化されるよう制度の運用を図ります。具体的には上記の図のように、特別出張所ごとのエリアの中でさらに小学校通学区域や町会、団地などのように地区ごとに組織化をすすめ、より小さな地域から仲間づくりをすすめていきます。



㊦地区ボランティアコーナーエリア ㊦特別出張所エリア

(6)社協地区パートナーを支援する職員の能力の向上について

事業・組織の小地域展開を図るため、社協地区パートナーの組織化を支援していく職員体制を5つに分け、地区担当グループを編成して臨みます。地区担当グループは、これまでのような事業担当者が必要に応じて他の部署の事業担当者と連携・協力するという形ではなく、グループ内の職員はだれもが地区内のことについて全て受け止め、関わるといった総合支援を行っていきます。そのためには職員一人ひとりに質の高いコーディネート力と同時に高い企画提案能力、課題解決能力、そして適正・迅速な判断能力が求められます。

そういった職員を育成するために従来の研修に加え、特に企画政策能力、コミュニケーション能力を高める研修を行うほか、多様な課題解決手法とプロセスを実践で身につけていけるよう職場内（現場）研修に力を入れ、コミュニティ・ソーシャルワーカーとして育成します。また現場での迅速な判断を可能にするとともに、地区の特性

に応じた支援を行っていくため、地区担当グループにグループリーダーを置き一定の権限委譲を行います。

(7)今後の課題について

社協会員の会費の使途について

社協会員・社協地区パートナーの繋がりづくりや、住民の生活課題や地域課題の改善・解決をめざす活動の財源にするなど、地域で活かされる資金となるよう社協会員が納得できる活用方法を明確にするため、さらなる検討を行い、計画期間中に提案できるようめざします。

各事業間の登録制度の整合について

ボランティアをはじめとする無償の事業とファミリーサポートのような有償事業、また登録費用の必要な「暮らしのサポート事業」など、それぞれが社協地区パートナーとして参加、活動していただくためには、各事業間の整合をどう図っていくかが課題となります。新宿区からの委託事業も多く、行政との調整を図っていきます。

地区協議会との関係について

現在、各特別出張所単位に住民参加による地区協議会が設置され、生活・福祉、環境など様々な地域課題の解決に向けての検討が行われています。新宿社協が支援する地域福祉活動と地域の自治活動とは多くの部分で重なり合い、他市の例では地区協議会が地区社協として活動を行うといったものもあります。新宿区内においても、地域福祉活動として具体的な取り組みを始めている地区協議会もあり、社協地区パートナーの地区組織化に向けて、整合性・関係性を明確にし、連携が図れるよう検討を行います。

2. 理事会・評議員会のあり方の明確化

理事会は、法人の業務を決定する最も重要な意思決定機関で、いわば経営組織です。評議員会も理事会と同様に、法人の重要事項について審議する機関で、法人の業務と財産状況、役員の業務執行の状況について役員に対して意見を述べるなどします（定款）。

また、社協は住民が組織する公共性の高い団体として、理事・評議員は、会員を基礎として各分野、地域から漏れなく選出される必要があります。新宿社協の選任基準に沿って選任されております。多くは団体や機関の代表者の職にある方が就任するケースがほとんどです

こうした状況のもと、理事や評議員が担える役割はある程度限られてくるものと考えます。社協の舵取りという責任の大きさと、参画する理事・評議員の理解や参画意識の開きをできるだけ少なくする工夫を行い、法人運営へ積極的に参画できるよう配慮をします。

そのためには、新宿社協における理事会・評議員会のあり方や参画の意義を明確にする必要があります。今後、役員の改選時期等を見据えながら、理事会・評議員会や各部会において、また、選出母体である関係団体、関係機関等と十分な時間をかけて検討を行ってまいります。

3. 部会のあり方の明確化と新たな部会運営

現在、部会の位置づけは、理事会の補助機関として、「専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。」とされています（定款）。また、部会規程を別途定め、所掌事項や運営等に関して規定しています。これらの規程等と「経営計画 2006～2008」に基づいて3つの部会が設置・構成され、特に昨今では「経営計画 2009～2013」へ反映すべき重要な課題について具体的な提言をまとめるべく、研究・協議を重ねてきました。

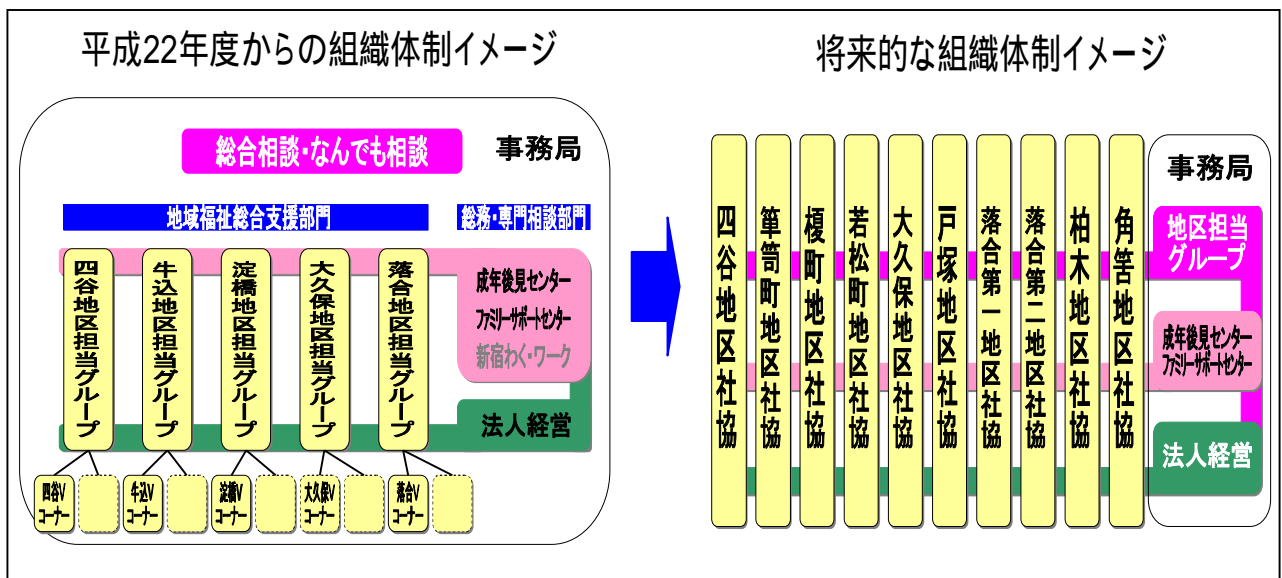
今後はさらなる小地域展開を図り、事業・組織の運営を総合的・包括的にすすめていくために、部会のあり方としては、小地域 広域、公的サービス 住民主体の活動、個別支援 地域活動支援などの視点を持ち、新たな課題への対応、事業や組織運営戦略の検討・研究など、より大きなテーマについて検討を行う場としていくべきと考えます。今後、「調整・提案・協働型社協」としてシンクタンク的な性格を多分に有していくことを考えれば、部会はまさに新宿社協専属の住民コンサルタントといった役割を果たす場にもなります。

「経営計画 2009～2013」1年次目における部会（任期：平成21年1月～平成22年3月）は、本計画に対する各部会からの提言事項の実現に向けて、前任期中の積み残し課題の検討や詰めの作業をすすめつつ、新たな部会のあり方や役割について提言をまとめ、事務局組織が改編される平成22年度からは新たな部会体制でのスタートをめざします。

4. 事務局組織の改革

総合的・包括的支援体制を整えるとともに、事業・組織の小地域展開をさらにすすめるため、平成22年度から現在の地域活動支援課と在宅生活支援課を統合し、5つの地区担当グループ制を導入します。複数のコミュニティ・ソーシャルワーカーがグループで地区を担当します。

(1) 事務局体制のこれからのイメージ



前頁の左の図は平成 22 年度以降の事務局組織のイメージ図ですが、将来的には社協地区パートナー、社協会員や多くの協力者、支援者により 10 の小地域で新宿社協が組織化されるよう、事務局組織も段階的に形を変えていきます。55 年前に現在の新宿社協が区民の手によってつくられたように、住民の身近な小地域で、住民が必要とする住民主体の活動組織づくりをめざします。今回の計画はその具体的な第一歩になります。

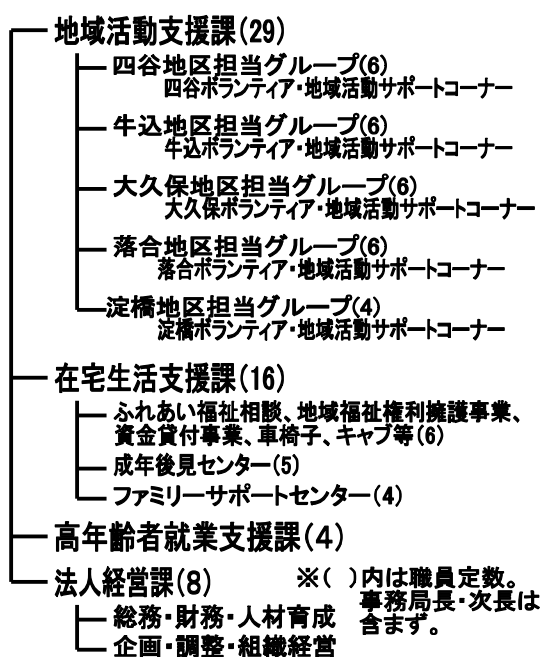
(2)平成 22 年度からの新たな事務局体制

新たな事務局体制は計画の 2 年次目から実施します。「暮らしのサポート事業」が本格実施となる平成 22 年 4 月にあわせ、事務局内の編成替えを行います。平成 21 年度については 5 つの地区担当グループによる職場内連携を積極的に進め、総合支援体制づくりに備えます。

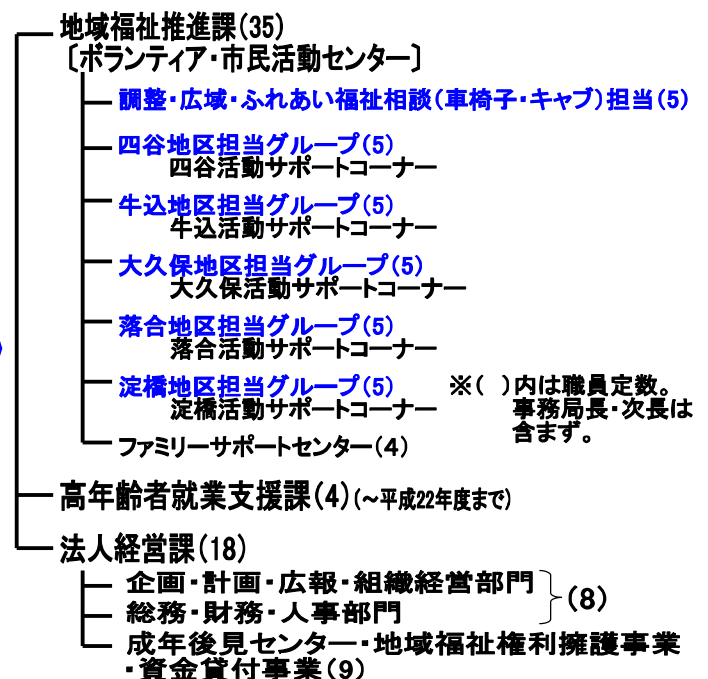
基本的には、現行の地域活動支援課（ボランティア・市民活動センター）と在宅生活支援課を統合し、地域福祉推進課（ボランティア・市民活動センター）（仮称）を設置します。有償・無償、自主・委託といった事業の枠組みを超えた総合的、包括的事業実施環境を確立し、地域に密着した住民の暮らしに対して切れ目のない支援の実現をめざします。

また、一方では、広域性、専門性をもった事業展開も必要です。そのために、広域担当を地域福祉推進課（仮称）内に置き、NPO との連携・協働や広域ボランティア・市民活動の支援を行います。専門的な対応を要する場合は、法人経営課内の専門相談部門と連携して対応します。

平成21年度



平成22年度～（課名は仮称）



(3)地区担当グループ

従来、各課ごとに必要に応じて地区担当者を配置していましたが、事業の一層の小

地域展開をすすめていくとともに、総合的・包括的支援体制を構築するため、複数の職員によるグループを5つの地区展開体制に合わせて設置します。特別出張所2つ分の管轄地域を1グループが担当します。これにより、職員間の連携がスムーズに行われ、内容によっては複数で関わることができ、住民へのきめ細かな対応が可能になると考えます。

(4) コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成・配置

平成22年度から本格的に開始する「暮らしのサポート事業」をはじめ、これからの新宿社協のすべての事業は、地域に密着した総合的・包括的支援の視点が不可欠です。そのためには、事業・組織を支える職員一人ひとりに幅の広い視野とさらなる支援能力が必要です。

今後、こうした事業遂行能力を備えたコミュニティ・ソーシャルワーカーを育成し、各地区担当グループに配置していきます。

(5) 企画・調整機能の強化

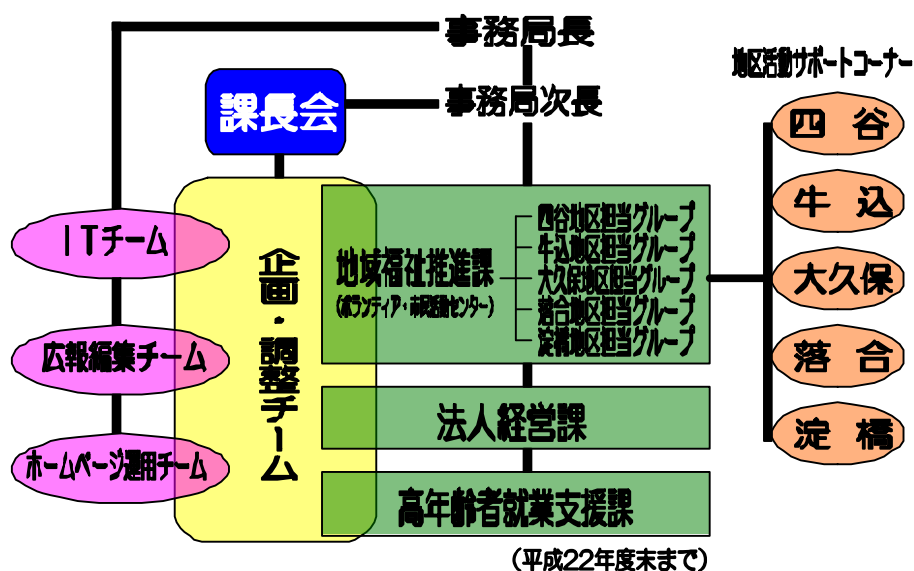
従来は、法人経営課に企画・調整担当を置いて各課や各種検討チーム、そして課長会との調整を図っていたほか、組織全体に関わる企画や調整業務を行っていました。

平成22年度からは、現場である地域福祉推進課(仮称)内にも調整担当を置き、各地区担当グループとの連携を密に図ります。多様なニーズへの対応をはじめ、新たな課題への対応や地域人材の育成、社会資源の開発、様々な調査・研究事業の企画立案など、政策立案機能を高めていきます。

また、現在も必要に応じて専門的な検討チームを適宜発足させ、職員が積極的に組織や事務の改善に取り組んでいます。こうした場合は職員の知見や経験、主体性、積極性を育む場ともなっており、今後も職場内外の時宜の課題に応じて、職員による検討チームの活動を継続してまいります。

職員による検討チームを含む新宿社協事務局内の組織構成図も掲載します。

H22年度からの事務局内組織のイメージ



概要

Summary

第 章 人材育成計画

本計画に掲げる事業・組織運営における各取り組みを確実に実行していくために、最も重要で不可欠な要素は、職員一人ひとりの熱意と能力です。何よりも人材育成に注力し、組織として質の高い実行体制をいかに強化できるかが本計画の成否につながります。

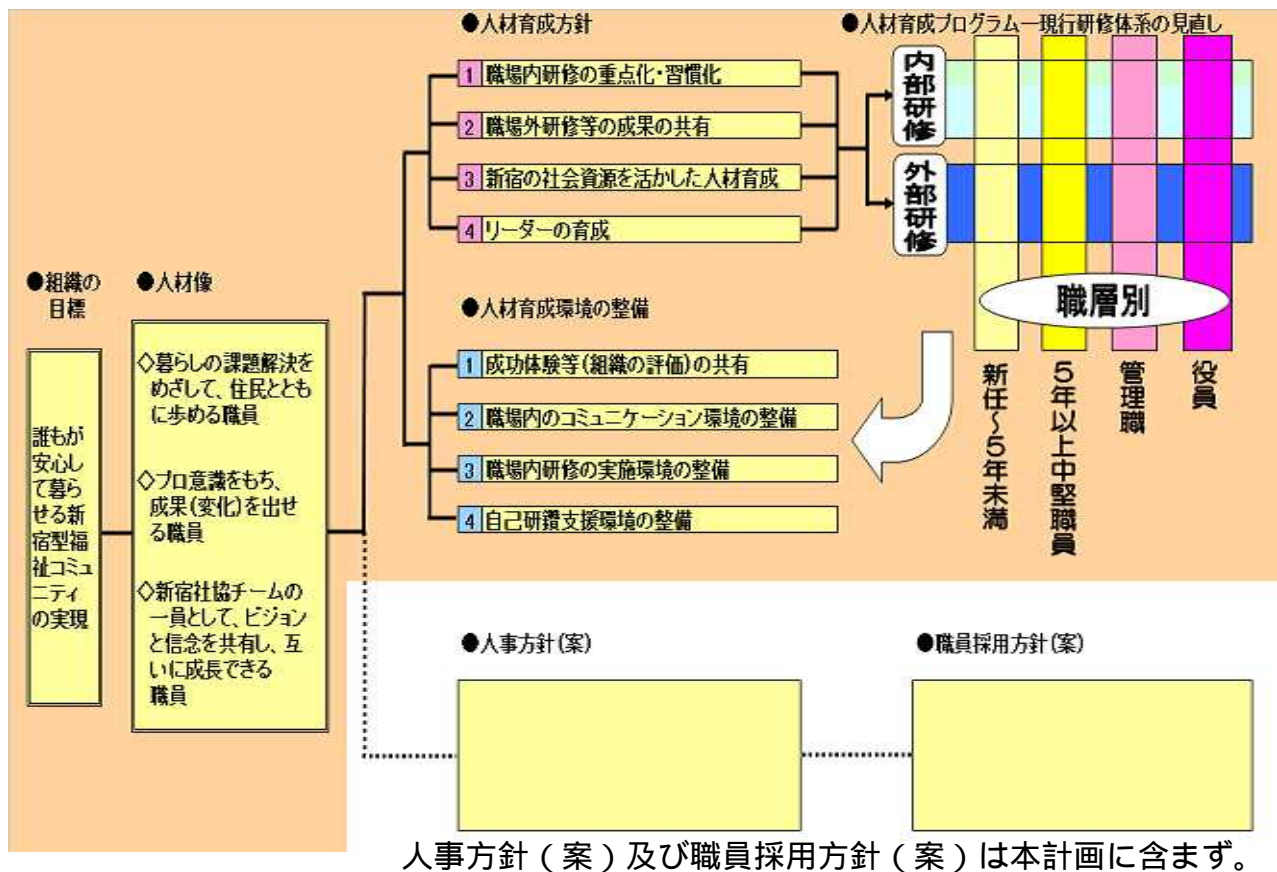
本計画では、新たに新宿社協の求める人材像に基づき、その重点方針として4つの人材育成方針を定めました。一言で言えば、新宿という地域に密着してのコミュニティ・ソーシャルワークの実践力の養成・蓄積につきると言えます。その点で、職場内研修（OJT 2）や内部の企画研修に重心を移すなどの重点化を図りました。また、人材育成プログラムのみによることなく、組織全体で人を育て、育ちあう環境を日常の中で整えていこうという視点から、4つの人材育成環境の整備方針も掲げました。

章 人材育成計画

「経営計画 2009～2013」は、暮らしのサポート事業をはじめとする総合的・包括的支援の実践とその実行体制を早期に実現し、社協地区パートナー制度の定着化や地区ボランティアコーナーの機能強化など、事業・組織の一層の小地域展開が成否につながると考えます。そのためには、職員一人ひとりが計画の目標を理解し、これまでの業務領域にとどまることなく幅広い視野と新たな発想をもって、それぞれが有する能力を高め、十二分に発揮していかなければなりません。

今期の計画では、現行の「経営計画 2006～2008」の人事給与改革・人材育成計画のスタイルを継承せずに、人材育成計画に特化して策定しました。これは、新宿社協が人材の育成を優先課題としたことによるものです。

人材育成計画構成図



1. 新宿社協の求める人材像

新宿社協は、本計画の柱となる総合的・包括的支援体制の構築、社協地区パートナーの組織化をはじめとして、住民の生活圏域(小地域)における様々な取り組みをすすめていくためには、以下のような人材像を描きました。

暮らしの課題解決をめざして、住民とともに歩める職員

区民の暮らしや各々の地域の変化にいつも心を配り、課題を真摯に受け止めること

ができ、住民とともに改善・解決に向けて誠意と情熱をもって考え、行動する住民目線の職員です。

プロ意識をもち、成果（変化）を出せる職員

地域福祉を推進する新宿社協の一員として、また、コミュニティ・ソーシャルワーカーとしての誇りと責任をもち、住民主体で住民本位の支援を一貫して重ねていくことで、住民の望む暮らし、住民の望む地域に変えていける職員です。

新宿社協チームの一員として、ビジョンと信念を共有し、互いに成長できる職員

組織人として組織目標の達成に向けてビジョンと信念をもって臨め、仲間と困難や成果を共有し、互いを支え高めあえる信頼とコミュニケーション能力を有する職員です。

2．人材育成方針

人材育成方針は、採用後に職員をどのように育成していくか、その考え方と取り組み方針を示すものです。具体的には仕事の現場を人材育成の場とし、地域の多くの力を借りながら職員一人ひとりの実践能力を高めるという考え方を基本に、外部研修から内部研修へ比重を移してまいります。

(1)職場内研修（OJT）の重点化・習慣化をすすめます

新宿社協は、この数年の間に、職員の1/3が入れ替わっています。経験の少ない若手職員も増え、現場における実践力の低下は否めません。ゆえに総合的・包括的支援を小地域で実践していけるコミュニティ・ソーシャルワーカーとしての職員の能力の底上げが緊急に求められています。

これまでは、外部の関係機関等が行っていた研修への参加が中心でしたが、今後は先輩や上司が自らの仕事の現場で後輩を積極的に育てます。地区担当グループ制は、こうした日常業務の中でケーススタディを通じ、お互いに切磋琢磨ができる場ともなります。従来のような地区割はしていても、一人で業務を担当する環境では十分な議論を行う機会が乏しいままでした。また、新宿社協の強化したい能力、獲得したい情報・知識や技術など日常の中で研修を行ったり、新宿という地域性や環境も踏まえた研修を行うためには、独自に必要な内部研修を企画・実施するほうが効果的です。外部の研修に参加することも当然必要ですが、「理論よりもまず実践」を優先し、特別な時間を用意するのではなく、日々の業務の中のわずかな時間でも、後輩は現場で学び、先輩、上司は現場で学ばせるという意識をもって業務に臨むことが大切です。

(2)職場外研修（OFF-JT 3）等の成果の共有を図ります

職場内研修を重点化することについては前述したとおりですが、広い視野や多角的な視点、新たな発想力を育てていくためには、職場外研修は大変有効です。また、最新の福祉行政の動向に関する情報や援助技術等の吸収、広域の人脈構築などには欠かすことのできない機会です。

こうした機会を最大限活用していきませんが、取捨選択をして真に必要なものへ系統

的に参加していきます。そして、参加した職員は研修成果を職場へ持ち帰り、職場全体で共有できる環境としくみをつくります。

(3)新宿の社会資源を活かした人材育成を行います

職場内研修を重点的に行う上で、私たちの日々の活動現場である新宿そのものが研修の軸となります。区内の多種多様な個人、団体、施設、関係機関等との連携・協力なくしては、私たちの仕事は遂行できません。こうした関係者等の力を借りることで、職員が区内の社会資源を知り、理解する好機としていくとともに、さらには関係者の方々と新宿社協との関係を広げ、深めていきます。

(4)リーダーの育成をすすめます

組織設立の目的達成のために将来にわたって貢献していく人材一人ひとりをどのように育成していくかという長期的な視点が欠かせません。

こうした人材育成の要になるのは各職場のリーダーです。今後、高い現場実践力を求められる職員の育成には、現場での実践経験豊富な職員がその経験を元にリーダーシップを発揮し、自覚をもって積極的に後輩の育成にあたる必要があります。

そのためには、まず、以下のような職員のリーダーシップを育てるための環境づくりが必要です。

職層研修の体系化（現場での実践経験豊富な中堅層の研修を優先）

各地区担当グループに一定の権限をもった地区リーダーを配置

現場部門にも調整担当者を配置

3．人材育成環境の整備

研修プログラムは重要な要素ですが、研修前後の職場環境をしっかりと整えておくことも不可欠です。以下に具体的な取り組みを示しました。

(1)成功体験等（組織の評価）の共有

研修成果の共有だけでなく、同僚の取り組みがうまく成果につながった事例（逆の事例も）を共有することも重要です。組織から評価を受けることによって、仕事への自信に繋がるとともに次への取り組み意欲を高めてくれます。上司、先輩はこうした機会を逃さず、ミーティングや職場内研修の場を用いて人材育成の機会としていきます。

(2)職場内のコミュニケーション環境の整備

職場内のコミュニケーションを活性化させることは、組織運営において最も基本的なことであるにもかかわらず、なかなか実行、維持できない取り組みでもあります。特に一人一事業担当が主流の現況では、情報の共有に困難を伴うこともしばしばです。

総合的・包括的支援、小地域展開をすすめる各地区担当グループは、同じ地域という共通の土俵の上で、メンバーがすべての仕事を協働してすすめていく環境となるため、濃厚なコミュニケーションを図っていくことが今まで以上に必要となります。また、各地区担当グループ間、他の部署との間もグループリーダーや管理職が密接に、

そして積極的にコミュニケーションを図っていくことが不可欠です。

(3)職場内研修の実施環境の整備

日々の業務の中で、意識的に研修を行っていくには、上司やグループリーダーが職員一人ひとりにあわせて育成計画を立て、実行していく必要があります。その際、部署または地区担当グループ内の同僚の理解とフォロー体制が欠かせません。そして、それらが得られる環境づくりに配慮していきます。

(4)自己研鑽支援環境の整備

新宿社協では、自己の職務等に関連、または社協職員として必要な知識の習得を目的に、民間の教育機関等の実施する講座や通信教育を自発的に受講する職員に対して、経費の一部を援助する制度があります。こうした既存の制度をより利用しやすくするなど、職場環境をさらに整えていきます。

概要 Summary

第 章

総務強化・財務管理方針

総務強化

総務については、適正で効率的な事業・組織の運営を行うため、適切な事務体制を整備していくことについてまとめています。特に、本計画においては、災害時等危機管理対策について初めて記載を行いました。事業継続計画の策定などを新たな取り組みとして掲げています。また、人事面では、人材育成を環境・制度面からも図っていけるよう、新宿社協独自のポスト設定、職員採用方法等の見直しなどについても新たな取り組み目標として掲げました。

財務管理

本計画においては財政計画としませんでしたが、新宿社協の財政方針や5年間の財政フレームを含めて財務管理方針として記載を行いました。

「経営計画 2006～2008」の財政計画の方針を継承し、引き続き、適正で効率的、かつ確実な財務運営を行ってまいります。

1. 総務について

法人を運営するにあたって、事務所の維持管理、人事管理、施設・備品管理、文書や情報の管理、会員管理、経理事務や個人情報保護・情報公開などの総務事務は、必須の業務です。適正で効率的な事業・組織の運営を行うため、適切な総務事務体制を整えてすすめていきます。

(1)新宿社協事務所について

現在は、新宿区戸塚特別出張所庁舎の約40%を事務所として無償で使用しており、建物や施設管理については戸塚特別出張所が行っています。

平成22年2月に、戸塚特別出張所が新築移転を予定しており、移転後は成年後見センターやボランティア・市民活動センターの拡充などを計画しています。また、施設内への高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）7などの移転設置も予定されています。さらに、昇降機の設置検討や空調など施設改修が予定されています。

新宿社協の小地域展開にあたっては、地域における拠点確保の検討も必要となりますので、本計画期間中に調査・検討を行います。

(2)個人情報保護・情報公開制度

新宿社協の事業運営にあたっては、様々な個人情報を扱っており、個人情報の保護は特に重要と考えています。

このため、新宿区社会福祉協議会個人情報保護規程により、「個人情報保護に関する法令の遵守や新宿社協が実施するあらゆる事業を通じての個人情報保護に努めること」としており、個人情報の収集・保管・利用する場合の原則を定めて推進していきます。

また、情報セキュリティについては、コンピュータ情報システムの運用管理に関する諸規程を定め、情報管理やデータの適正管理を行っています。

一方、新宿社協の事業運営は区民の方々に開かれたものであり、社協事業への一層の理解と信頼の向上を図るために、新宿区社会福祉協議会情報公開規程により、個人情報保護については厳守したうえで保管している文書は原則として公開し、区民の方々への知る権利を保障しております。

(3)経理・給与事務や文書など庶務事務

経理・給与などの庶務事務については、新宿社協の事業運営を支える重要な事務ですが、新宿社協は、職員に社会福祉士及び社会福祉主事を採用していることから、庶務事務になじみにくい状況もあります。

しかしながら、庶務事務に携わることで、新宿社協の全体像が把握でき、事業の位置づけや予算の仕組みなど、視野を広くもって事業運営に携わることもできるようになることから、できるだけ多くの職員が従事、経験することとし、人事異動に際

し考慮していきます。

(4)職員のメンタルヘルスに関する取り組み

職員が持てる能力を十二分に発揮していくためには、心と身体の健康が欠かせません。特に、社協職員は人を相手にする仕事です。時には相談者等の内面にふれたり、時には、地域で多くの人々の心に働きかけていくこともあります。このような仕事を行っていく職員自身が不健康な状況では、的確な判断や求められる成果は得られません。

そのため、職場環境の改善について職場衛生委員会で検討を行うとともに、産業医による個人相談や定期的な健康診断を実施し、職員の健康の維持・管理に努めていきます。

(5)事業継続計画（BCP） 13 について

新宿社協は、新宿区との協定により大規模災害発生時などには、災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の支援と地域の復興支援を行います。しかし、被災時などの状況下においても、新宿社協が通常行っている業務は継続していく必要があります。もちろん、すべての事業を行うことはできませんが、見守り・声かけ活動、移送、資金貸付をはじめとする各種相談事業、成年後見・地域福祉権利擁護事業等、住民の方々の生活を支える重要な事業は継続していきます。

そのため、本計画期間中できるだけ早期に、大規模災害発生時等を想定した事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定することとします。

2. 人事について

(1)現状について

職員の定数は、平成 11 年度の新宿区福祉公社との統合時の常勤、非常勤職員数を基準として、新規事業の開始に合わせて定数の変更を行ってきましたが、平成 13 年度以降は新宿区の退職者不補充の例にならい、原則として常勤職員の採用を中止し、非常勤職員で対応してきた期間があったため、常勤職員の年齢構成の歪みが生じている状況が続いています。

事務局の役職員は、局長、次長、課長、主査で、事案決定権限は、従来から次長以上の職に限られ、新宿区管理職選考試験合格者を対象としており、現在は登用制度がありません。

職員定数は、「経営計画 2006～2008」において、平成 18 年度から常勤職員の定数を 2 名削減し 29 名とし、非常勤職員を 30 名としていましたが、計画策定後、新宿区からいくつかの事業を受託などしたため、平成 20 年 4 月現在で、常勤職員が 31 名、非常勤職員が 25 名となっています。

職員採用基準については、プロパー（固有の）職員は、常勤、非常勤職員ともに、原則として社会福祉主事任用資格以上を条件とし、常勤職員は一般教養試験・論文・面接試験による公募試験を実施しています。また、非常勤職員については、論文・面接試験により行っています。

人事異動については、常勤職員は、自己申告制度に基づく職員の意向と人事ローテーションに基づき、適材適所な配置に努めています。また、非常勤職員については、週5日勤務制の職員は平成20年度より常勤職員に準じて人事異動を開始しました。週4日以下の勤務の職員は、従来どおり原則として採用時による人事配置としています。

新宿社協の人事、給与の決定については、新宿区から人件費の補助を受けているため、基本的に新宿区が実施している方法、基準に準じています。

(2)人事に関する今後の取り組み

独自ポストの設定

地区担当グループ制の実施に際して、グループリーダーを配置します。給与表に反映しない位置づけですが、現場の責任者として一定の権限を持ちます。

職員採用方法の見直し

- ・面接試験の重視と面接手法の検討・改善

予め新宿社協の求める人材像を採用試験応募者へ明確に伝え、従来以上に面接を重視し、将来にわたっての組織への貢献度や成果をもたらす可能性、資質を見出すコンピテンシー面接 12などの導入を検討していきます。

- ・非常勤職員の登用制度導入の検討

これまで育成してきた多くの優秀な非常勤職員が他の社協へ正規採用等で離職するケースが増えてきています。

新宿社協の常勤職員を希望する週5日勤務の非常勤職員で、勤務成績等一定の基準をクリアする人材については、公正・公平な方法で登用することを検討していきます。

自己目標管理制度の継続

常勤職員及び週5日勤務の非常勤職員については、自己目標管理制度を導入しています。職員の努力を組織全体の目標達成に方向づけるとともに組織の活性化と職務能率の向上及び能力開発を図ります。

人事考課制度

常勤職員については、自己目標管理制度及び自己申告制度の活用と役職者のヒアリングによる人事考課制度を導入し、給与制度へ反映させています。

役職昇格基準

事務局役職員の昇格基準については、以下のとおりとします。

- ・課長級職員昇格基準

外郭団体事務局長会の定める外郭団体課長職選考試験合格者を昇任基準とします。

- ・局長・次長職員昇格基準

外郭団体事務局長会が定める選考試験制度がないことから、そのあり方について検討していきます。

他団体との人事交流について

他団体への職員派遣については、平成22年度に予定している組織改正後に東京都社会福祉協議会及び都内区市町村社協との交換人事の実現に向けて検討します。

(3) 給与に関する今後の取り組み

給与制度については、特殊勤務手当等を除き、区職員の例に準じて処遇しています。今後、新宿社協独自の給与体系の創設に向けて検討を行っていきませんが、当面は、区の給与体系に準じることとしています。給料表を除く諸手当等に関して、事業事務等の実態を勘案して、新宿区と協議のうえ新宿社協独自の制度導入が可能か検討します。

退職金制度については、平成 16 年 4 月から外郭団体が統一した制度に移行しています。

3. 新宿社協の財政方針について

新宿社協の財政は、次頁のグラフで示すとおり、財源の約 7 割以上が新宿区からの補助金と委託金で賄われています。これは収益を目的としない団体である社協の特性であり、自主財源で賄いきれない人件費等は公的援助によることが容認されています。自主財源である会員会費は、新宿社協の事業費及び事務費として活用しています。また寄付金は、寄付者等の意思を確認し指定の事業経費に使用することを原則とし、募金についても配分計画を立案したうえで、地域福祉の向上に資する事業に使用しています。

したがって、新宿社協の組織を維持する経費と職員の人件費については、必然的に公的援助を受けることとなります。基本的には、職員人件費と組織維持経費については、新宿区からの公的援助を受けるものとし、事業経費は、自主財源をもって行ってまいりたいと考えます。新宿区には、こうした社協の性格を一層ご理解いただき、新宿社協への補助を前提とする一方で、景気動向が不安定な経済状況や社会福祉基礎構造改革による福祉の考え方の変化等も踏まえて、公的援助をできるだけ節減することと自主財源の拡大・活用に全力を挙げて取り組んでいきます。

4. 財務管理方針について

平成 21 年度の新宿社協の収支予算のバランスは、次頁のような状況です。

新宿社協の経費支出や現預金管理などは、新宿区社会福祉協議会経理規程に基づき実施しており、随時顧問税理士の指導を受けるとともに、定期的に公認会計士などによる監査を受けて、適切な財務管理を実施しております。

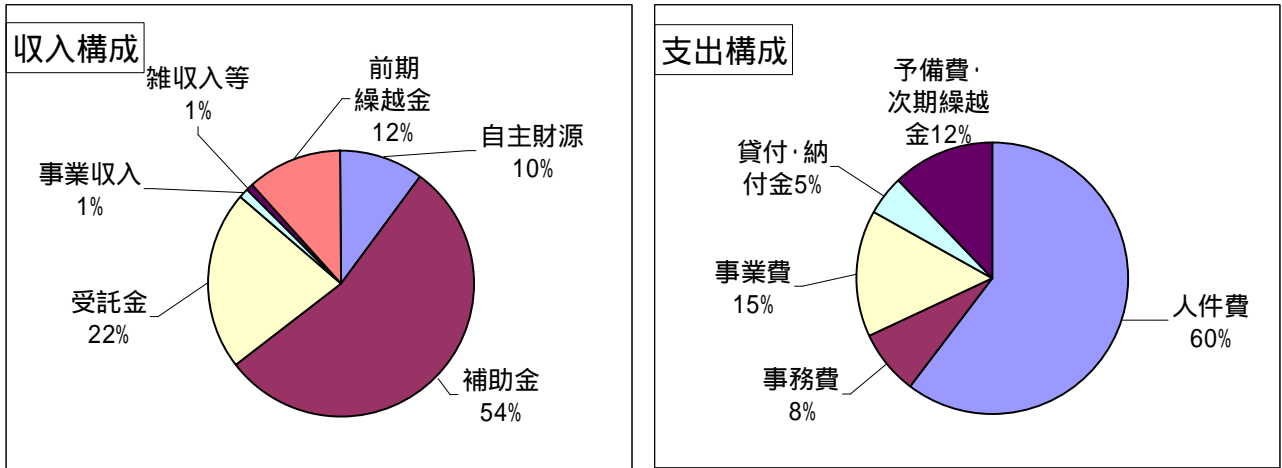
また、新宿区財政援助団体として、定期的に新宿区の監査を受けています。今後も、透明性の高い適切な会計処理や現預金管理をめざしていきます。

基金等の運用にあたっては、安全確実に公正な運用を行うこととしており、国債・公共債及び銀行定期預金での運用を行っています。運用については、金融機関への調査を行った上、事務局職員で構成する「資産運用検討会」で協議の上運用を行っていますが、定期的に会計の専門家から意見を伺いながら、引き続き、安全確実に効率的な運用を行っています。

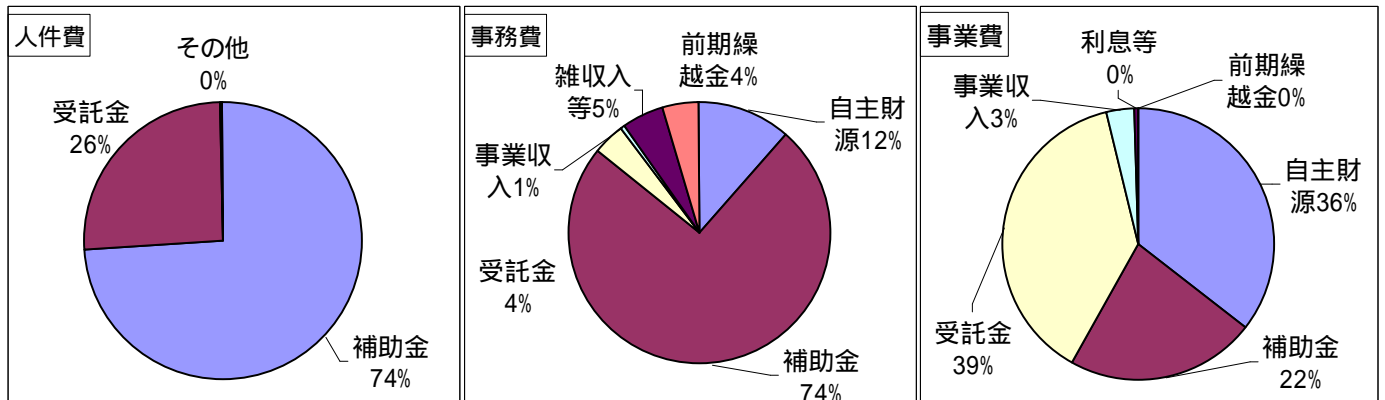
また、これらの管理方法については、マニュアルを作成し、組織のさらなる規律強

化に努めてまいります。

平成 21 年度収支予算構成



平成 21 年度収入予算内訳



年次別財政見通し(計画年次 平成21年度～平成25年度)

支出経費の算定については、人件費は現員現給額、その他の経費については平成21年度予算額を基礎に、増減額が算定できるもののみ変更しました。

年度	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		合計
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
収入合計	500,889	100.0%	498,343	100.0%	480,698	100%	462,151	100%	458,371	100%	2,400,452
自主財源	120,840	24.1%	111,095	22.3%	98,180	20.4%	87,179	18.9%	82,185	17.9%	499,479
会費	7,325	1.5%	7,398	1.5%	7,471	1.6%	7,545	1.6%	7,620	1.7%	37,359
寄付金	10,665	2.1%	10,451	2.1%	10,241	2.1%	10,036	2.2%	9,835	2.1%	51,228
事業収入	3,173	0.6%	3,268	0.7%	3,366	0.7%	3,466	0.7%	3,569	0.8%	16,842
共同募金配分金	12,367	2.5%	12,367	2.5%	12,367	2.6%	12,367	2.7%	12,367	2.7%	61,835
貸付事業等	2,511	0.5%	2,511	0.5%	2,511	0.5%	2,511	0.5%	2,511	0.5%	12,555
その他雑入	726	0.1%	726	0.1%	726	0.2%	726	0.2%	726	0.2%	3,630
受取利子	3,812	0.8%	3,735	0.7%	3,660	0.8%	3,586	0.8%	3,514	0.8%	18,307
前期繰越額	58,561	11.7%	48,939	9.8%	36,138	7.5%	25,242	5.5%	20,343	4.4%	189,223
募金収入	21,700	4.3%	21,700	4.4%	21,700	4.5%	21,700	4.7%	21,700	4.7%	108,500
補助金収入	269,758	53.9%	273,980	55.0%	270,754	56.3%	262,200	56.7%	265,146	57.8%	1,341,838
区補助金	269,758	53.9%	273,980	55.0%	270,754	56.3%	262,200	56.7%	265,146	57.8%	1,341,838
受託金収入	110,291	22.0%	110,518	22.2%	109,014	22.7%	110,022	23.8%	111,040	24.2%	550,885
区受託金	99,640	19.9%	99,867	20.0%	100,865	21.0%	101,873	22.0%	102,891	22.4%	505,136
東社協受託金	10,651	2.1%	10,651	2.1%	8,149	1.7%	8,149	1.8%	8,149	1.8%	45,749
資金取崩収入	0	0.0%	2,750	0.6%	2,750	0.6%	2,750	0.6%	0	0.0%	8,250
支出合計	500,889	100.0%	498,343	100.0%	480,698	100%	462,151	100%	458,371	100%	2,400,452
人件費	294,632	58.8%	297,578	59.7%	285,250	59.3%	288,102	62.3%	290,983	63.5%	1,456,545
事務費	38,146	7.6%	43,467	8.7%	42,955	8.9%	39,855	8.6%	39,855	8.7%	204,278
事業費	73,603	14.7%	71,448	14.3%	77,539	16.1%	69,139	15.0%	69,139	15.1%	360,868
助成・分担金	32,092	6.4%	35,301	7.1%	35,301	7.3%	35,301	7.6%	35,301	7.7%	173,296
固定資産取得	3,316	0.7%	4,250	0.9%	4,250	0.9%	4,250	0.9%	1,500	0.3%	17,566
予備費・積立金	10,161	2.0%	10,161	2.0%	10,161	2.1%	5,161	1.1%	5,161	1.1%	40,805
支払資金残高	48,939	9.8%	36,138	7.3%	25,242	5.3%	20,343	4.4%	16,432	3.6%	147,094

推計の方法

1 収入

- [会費] : 一般会費を推計した。
- [寄付金] : 過去の実績を基に推計した。
- [事業収入] : 過去の実績を基に推計した。
- [共同募金配分金] : 実績を基に、5年間同額で推計した。
- [その他雑入] : 平成21年度予算額と同額を推計値とした。
- [前期繰越金] : 財政フレーム通り事業執行がされたものとして、推計した。
- [募金収入] : 平成21年度予算額と同額を推計値とした。
- [補助金] : 人件費、組織の維持管理費、事業費の一部について従来の負担区分に基づき推計した。
- [受託金] : 受託事業費の総額を推計値とした。
- [資産取崩収入] : 固定資産購入に伴い基金積立金を取崩した。

2 支出

- [人件費] : 職員採用計画に連動して、現員現給を基に推計した。
- [事務費] : 組織の運営経費等を実績を基に推計した。
- [事業費] : 事業実施計画と連動して事業経費を算定した。
- [助成・分担金] : 各種助成事業の原資と共同募金納付金を推計した。
- [固定資産取得] : 年度別に想定される経費を推計した。
- [支払資金残高] : 財政フレーム通り事業執行がなされるものとして、年度末の翌年度への繰越額を推計した。

1. 新たな公共

そもそも日本では、行政が「公」を担うというのが一般的な考え方でした。何が「公共」であるかは行政が決定し、これを行政が担うことが当然という社会認識です。これに対し、近年「新しい公共」についての議論が盛んに行われています。

例えば、私事である「住民の生活課題」を地域に開き、共有することによって、「公共の課題」とすることができます。この「新たな公共」の概念は、行政が公を担いきれないから登場したのではなく、行政の領域とも民間の領域としてもあいまいであった部分が、ライフスタイルが多様化した現代社会においては顕在化してきた結果とも考えられます。

「公共」の定義は、時代によって変化し、個々具体的につくり上げていくものです。「新たな公共」は、行政と住民やNPOボランティアが垂直の関係ではなく、水平の関係でつくり上げていく必要があります。そのためには、「新たな公共」をともに創造していける市民活動団体を新宿に根づかせ育てていく視点が求められています。NPOは、NPO法に基づく団体だけでなく、公益法人やNPO、住民、企業、行政との連携やネットワークによる市民活動の広がりが望まれています。

2. OJT [On-the-job training]

職場内訓練。日常業務を通じ実地に必要な知識・技能を身に付けさせる社員訓練法。

3. OFF - JT

職場外での訓練。従業員の教育訓練を仕事を離れたところで行うこと。

4. 共益活動

都営住宅の居住者は、使用料(家賃)の他に、東京都へ支払うものと自治会へ支払うものの2種類があるとされていて、特にには、街路灯・階段灯・廊下灯・集会室・エレベーター・給水施設などの共同施設の電気代とガス・上下水道代・部品代、ゴミ処理と消毒に要する費用、広場などの清掃・除草・樹木の枝下などの費用、その他自治会等居住者が決定した維持管理費が含まれます。これらについては、居住者自身が費用を負担するとともに、集金や具体的な作業などの管理業務も行わなければならないため、都営住宅の居住者は、必ず何らかの居住者組織を作らざるを得なくなっています。共益活動とは、この居住者組織が行う共益部分の管理業務のことを言います。

5. 協働

一緒に力を合わせてともに協力しあって行動することですが、共同という言葉よりもお互いに深く機能し合うという意味合いがあります。「新宿区・地域との協働推進計画」では、区民・地域団体・ボランティア・NPO・事業者・行政などの様々な主体が、自発性・主体性のもと、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けて、役割を分担し合い協力していくこととしています。「パートナーシップ」と同じ意味でも使われます。

6. コーディネート

物事を調整してまとめ上げること。調和よく、組み合わせること。福祉の分野ではサービス等の連絡・調整を行う意味で使われています。

7. 高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

地域に発生する高齢者の様々な課題・問題を解決するために、総合相談、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護・虐待防止など、地域包括ケア体制を担う地域の中心的な相談機関として、新宿区内 10ヶ所（直営 1ヶ所、委託 9ヶ所）に設置されています。

福祉・介護、保健、医療といったフォーマルなサービスと地域住民、ボランティア等による地域の支えあい活動などのインフォーマルな取り組みと連携し包括的にケアマネジメントを行います。

8. コミュニティ

日本では、多くは「共同体」と訳されますが、特定の地域を構成する共同体の社会としてとらえられています。明確な概念は確立されていませんが、「地域社会」、「地域圏」ととらえることもできます。R.マッキーバーはコミュニティについて、「人間の共同生活が行われる一定の地域である。人間がともに住み、ともに属することによって、おのずから他の地域と区別されるような社会的特徴が現われる。そのみでなく、そこに住む人々は人間生活全体にわたる関心を持ち、したがってそこには共同体感情も生まれる。」と表現しています。

9. コミュニティ・ソーシャルワーク / コミュニティ・ソーシャルワーカー

社会福祉援助技術には、既存の社会資源を活用して個別支援を行うケースワーク、当事者らの仲間づくりなどを繰り広げるグループワーク、そしてコミュニティワーク（下記 11. 参照）があります。これらの協働は欠かせず、密接に関連し合い、補完しあっています。コミュニティ・ソーシャルワークは、これら 3つの社会福祉援助技術を統合化する専門的援助技法です。ソーシャルワーカーが個別支援を行っていくうちに、その支援目標を達成するためには、コミュニティ全体とのかかわりが必要不可欠となる際、地域資源と個人を結びつけるという形でコミュニティワークを行わなければならない場合などのように、個別支援と地域支援、また、制度やサービスとそれらに基づかない援助などを取り結び、総合的に支援する専門援助者をコミュニティ・ソーシャルワーカーと言います。

10. コミュニティビジネス

広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会では、コミュニティビジネスとは、市民が主体となって地域の課題をビジネスの手法で解決し、その活動の利益をコミュニティに還元することによって、コミュニティを再生・活性化するビジネスであるとしています。一般的には、ビジネスの視点を取り入れた地域づくり、コミュニティを基盤としたビジネスという理解が広まっています。

11. コミュニティワーク

コミュニティワークは地域援助技術とも言い、社会福祉援助技術のうち、生活環境の整備や社会資源の連絡調整など間接的に福祉サービスを提供する間接援助技術の一つです。

住民のニーズ、ネットワークに対応し、サービスを支える基盤整備や公私のネットワーク化、地域住民の福祉意識や態度の変容などのうえに成立する福祉コミュニティを形成する活動として位置づけられる専門援助技術であり、住民本位の立場に立ったコミュニティワーカーがこのような手法を用いて、地域に発生する社会福祉上の問題を地域住民自らが組織的に解決できるよう側面から援助を行います。

12. コンピテンシー面接

コンピテンシーとは一般的に能力のことをさします。コンピテンシーを測るということは、知識・経験、動機、思考力、成果イメージといった能力の要素を行動に還元して発揮し、成果を生み出すことができる特性を有しているかを評価することです。

コンピテンシーを発揮している人材は、必ずP D C Aサイクル(26.参照)を回しながら成果を生み出しています。コンピテンシー面接では、能力の各要素が行動に還元されているかどうかを確認したうえで、被面接者がP D C Aサイクルを回しながら行動をし、成果を生み出してきた実績があるかをチェックします。

こうした観点が重要になるのは、そうした行動パターンをもっている人材は、状況が変化しても、その成果を今後、二度、三度と再現することが可能であると予測されるからです。

つまり、人材の将来価値に投資するという考え方に立った場合、投資指標に相当するのがコンピテンシーで、セルフマネジメント・サイクルを有し、再現性のある成果を生み出していける人材かどうかを面接で確認するという手法です。

13. 事業継続計画(B C P)

事業継続(B C : Business Continuity)は、災害がもたらす被害の拡大や地球規模で広がる災害の脅威を背景に生まれた概念で、不測の事態が発生した場合に、企業経営への影響を最小限に食い止め、社会や人々の生活の基盤を守ろうという考え方です。

大規模な災害等によって事業が停止する場合、援助を必要とする方々へもたらされる影響は深刻なものとなります。こうした不測の事態に対する備えとして、重要な事業の継続をどのように実現していくか、その手法や手順を具体的に明らかにしたものが事業継続計画(B C P : Business Continuity Plan)です。現状分析の結果を踏まえて、重要な事業を必要な時間内に再開し継続させるために、事前にどのような対策を講じておくべきか、非常時にどういった手続きを踏むべきかを考え、計画として文書化したものを言います。

14. 社会資源

人・モノ・カネ・場所・コトといった暮らしの課題の改善・解決を図るために活用される施設・設備、資金や物資、さらに集団や個人の有する知識や技能等(情報・知識・人材育成、交流行事、人脈、ノウハウやプロセスなど)の総称です。

15. 社協独自のセーフティネット事業

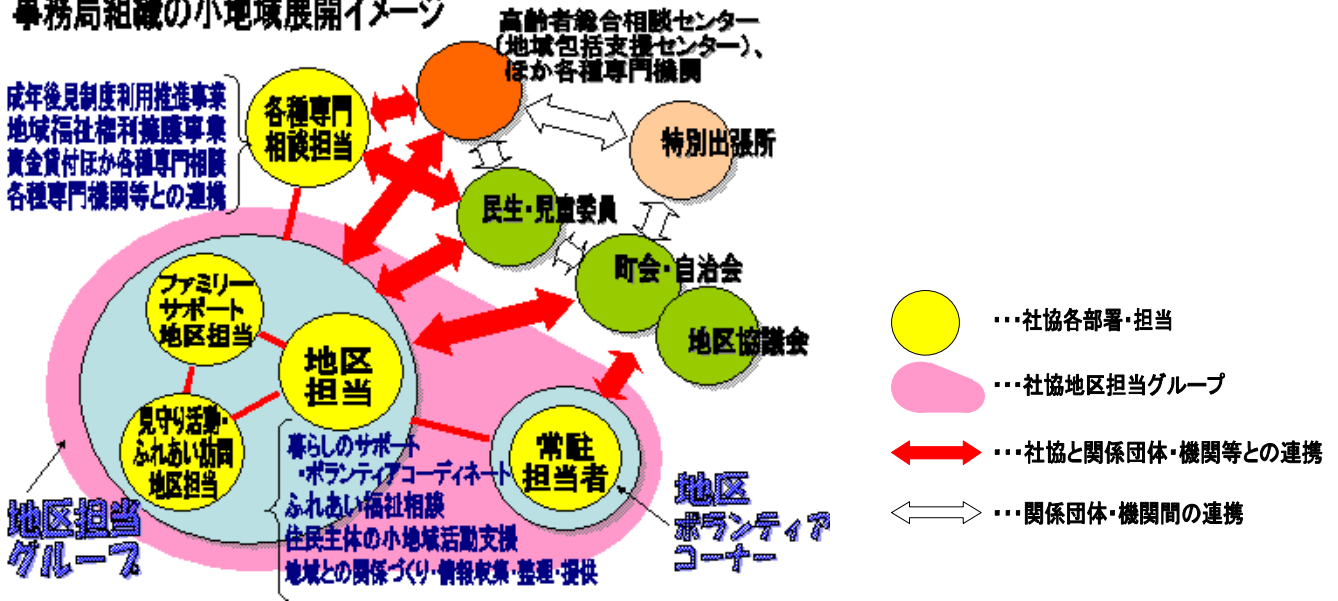
セーフティネットとは、もともとサーカスの空中ブランコの下に張られた網から由来し、社会的に広く安全網を準備する意味に使われています。一般的には、日本国憲法第25条に規定する、国民生活の最低限度の基準の保障という意味で用いられ、主に国の制度を軸として住民生活を守るためのしくみとされてきました。

しかし、本計画で言うところの「社協独自のセーフティネット事業」とは、これとは違うもので、行政の制度・サービスや民間のサービスなどでは充足できないニーズについて対応するとともに、対象者や援助内容について特別な条件を設けないことによって、いわゆる行政制度の狭間などに置かれてしまう人などのニーズに対応していく事業のことを言います。原則として、他の資源・支援の活用を優先します。

16. 事業・組織の小地域展開

経営計画「2006～2008」から新宿社協が打ち出している計画推進手法のことで、社協の組織と事業運営を住民の生活圏域（小地域）において住民主体で展開していこうというものです。下記の図には示されていませんが、組織運営、事業運営ともに社協会員、社協地区パートナーをはじめ、多くの住民の方々とともにすすめていきます。

事務局組織の小地域展開イメージ



17. 新宿型福祉コミュニティ

地域での課題解決をめざす活動が、地域住民の気づきと発意から生まれることによって、希薄となった近隣関係が再び紡ぎ出され、また、新宿に暮らす人々に加え、企業で働く人々や学生など生活者すべてによる協働が推進される多様な支え合いのある地域コミュニティのことで。そして、将来、こうした活動がたくさん芽生え、育まれていく豊かな土壌をもつ地域コミュニティによって新宿じゅうが埋め尽くされることで、「だれもが安心して暮らせる新宿型福祉コミュニティ」が実現すると考えるものです。

18. 生活圏域（小地域）

地域福祉活動の多くは、地域に生活する住民にしか見えない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題解決への取り組みです。したがって、自ずとそのような課題が見える小さな圏域を単位として行われるため、住民自身が地域の生活課題に気づくことのできるような、お互いに顔が見える環境が住民の生活圏域と言えます。こうした圏域を単位とした住民主体の取り組みが小地域福祉活動です。しかし、この生活圏域の幅は地域の状況や課題などによって変わるものであり、一定の領域として決められるものではありません。

19. 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人のために、財産管理や福祉サービスの利用、消費者被害の防止など本人を保護し支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、すでに本人の判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人の適任者を決定す

るしくみで、判断能力の程度によって補助、保佐、後見の3類型があり、それぞれ補助人、保佐人、成年後見人が選任されます。任意後見制度は、本人が前もって能力が低下した時に備え、公正証書による任意後見契約を結び、任意後見人を決めておきます。本人の判断能力が不十分になった時、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで契約が発効します。

20．地域組織化活動

地域組織化活動とは、地域の様々な生活課題に対して、地域住民を組織化し主体的な課題解決につなげ、地域福祉の増進を図るための側面的な援助技術とされています。具体的には、地域におけるニーズと資源の調整を行い、住民の主体的な参加による問題解決能力の向上、民主化された地域社会の構築、「福祉コミュニティ」の実現を目指すものです。地域のニーズに対し社会資源を計画により調整、地域社会の全体的な協調・統合を図ることを目指し、具体的な達成課題よりも、達成するまでの過程自体を重視し、住民の主体的な参加・住民の合意形成によって、地域社会の共同体を作り上げようとするものです。

日本では、「コミュニティ・オーガニゼーション」の理論を「地域組織化」と訳し、その展開は主に社会福祉協議会で実践されています。マレー・G. ロスの「コミュニティ・オーガニゼーション」の理論でいう「住民の主体的な参加による組織化」、「地域社会の団結、全体的調和の確立」という「組織化説」「統合説」の強い影響を受けました。

21．地域福祉

高齢者、障害者、児童、母子および寡婦、低所得者などと、対象者ごとにとらえられている社会福祉について、地域社会を基盤に、住民参加にもとづく公私協働により福祉コミュニティ（従来の単なる地域共同体ではなく、地域の住民が地域福祉の向上のため、福祉施策や事業・活動を重視した福祉型の地域共同体）を構築し、住民一人ひとりの生活保障を実現していく理論と実践方法をいいます。

22．地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症、知的障害、精神障害など判断能力が不十分な方を対象に、その権利を擁護する事業。平成12年4月から施行された介護保険法に併せ、創設された成年後見制度を補完するもので、区市町村社協が本人、または代理人と契約を締結し、外部の有識者で構成される運営審査会の監督のもと、専門員及び生活支援員が福祉サービスの利用・契約の支援やそれに付随した金銭管理などをも支援します。

23．地域密着型の中間支援機能

中間支援とは、英語ではインターミディエイト（intermediate）で、仲介する、媒介するの意があります。市民や市民活動団体、行政、企業などの活動主体間で、それぞれが有する人、モノ、カネ、場所、コトなどを仲介、コーディネート（調整）することを一般に言います。

こうした機能をもった中間支援組織は、地域団体間での情報やノウハウの交換、調査研究、人材育成、財政支援などを通して、地域活動団体の自立に向けた支援を行っていますが、地域住民組織・団体だけでなく、地域で自主的な活動をするグループの組織化から具体的な支援を行い、場合によってはNPOの立上げやその後の技術的支援を行います。

新宿社協では、住民の生活圏域（小地域）で地域組織化、ネットワークづくりをすすめていく社協本来の役割を「地域密着型の中間支援機能」として、独自の定義づけを行いました。

24. 地区協議会

各特別出張所の地区ごとに、区民の区政参画及び地域課題の解決の場として設置された住民及び団体を構成員とする協議機関です。新宿区は、地区協議会の活動が充実するよう支援し、区民との協働をすすめて、住民自治の充実を図ろうというもので、以下のような役割があります。

- (1) 町会などの各種地域団体の情報共有、ネットワークを構築します。
- (2) 多様で開かれた協議会として、地区内の意見が集約される場とします。
- (3) 地域の日常的課題の解決策を検討します。
- (4) 基本計画等、区の計画に関して、区と意見交換・提案をします。
- (5) 各地区の将来の姿を検討し、区へ提言します。

25. 地区社協

地区社協(地区社会福祉協議会)とは、住民の生活圏域(小地域)で地域のニーズや問題を把握し、住民自らが改善・解決の担い手となり福祉のまちづくりを行う活動組織で、地域の中の支えあい、助けあいを育てていくための組織です。新宿社協では、社協会員、社協地区パートナー、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区協議会、その他地区の地域住民や各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織を想定していますが、地域の実情に応じてその形態は種々考えられます。他市では、一つの町会が地区社協となったり、また、一つの地区協議会が地区社協としての活動を行ったりする事例があります。

地区社協は、住民の生活上の様々な課題について話し合い、課題解決のための活動が芽生えるような福祉の土壌づくりから、地域に根ざした福祉活動の展開に至るまで、様々な取り組みを企画・実施していきます。新宿社協は将来、これら地域住民が主体となる地区社協が組織化され、活動が充実、発展するように、地区社協の組織体制、財政基盤、活動拠点、事業活動の支援などを行います。

26. PDCAサイクル

PDCAサイクルは、マネジメントサイクルと呼ばれる管理類型の一種です。自らがすべきことについて、正しい判断を下し(P)、その判断どおりに実行(D)できるだけでなく、ニーズや社会情勢、経営環境といった状況変化に対応するため、取り組みの進捗を自ら確認(C)しながら、新たな状況においてでも成果を生み出せるような改善や工夫(A)を行い、次の取り組みの計画に活かしていくという一連の管理プロセスです。

- P...Plan(計画) 仕事そのものを計画し、実行可能な形にしていく
- D...Do(実行) 仕事を効率的・効果的にすすめるための具体的な行動を起こす
- C...Check(確認) 仕事の成果の評価・分析及び問題点を見つける
- A...Action(改善) 状況の変化に応じて計画や方向を修正し、現実化していく

27. ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターとは、生命、平和、人権が尊重され、個々人が自己実現や生きがいを追及できるような多様で豊かな市民社会を市民たち自身の手でつくっていく活動(ボランティア活動)を連絡・調整、支援する専門職のことを言います。

参考文献・資料一覧

参考文献等

- ・「広辞苑」第5版 / 岩波書店
- ・「コミュニティワーク入門」 / 杉本敏夫・斉藤千鶴 / 中央法規出版
- ・「コンピテンシー面接マニュアル」 / 川上真史・齋藤亮三 / 弘文堂
- ・「社会福祉基本用語集五訂版」 / シリーズ・21世紀の社会福祉編集委員会編 / ミネルヴァ書房
- ・「社会福祉法人経営計画策定マニュアル」 / 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会
- ・社会福祉法人静岡市社会福祉協議会ホームページ / 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会
- ・「社協の底力 地域福祉実践を拓く社協の挑戦」 / 伊賀市社会福祉協議会 / 中央法規出版
- ・「新宿区人材育成基本方針」 / 新宿区総務部職員課
- ・新宿区地域文化部ホームページ / 新宿区 (Web)
- ・「新版地域福祉辞典」 / 日本地域福祉学会 / 中央法規出版
- ・「地域における『新たな支え合い』を求めて 住民と行政の協働による新しい福祉 これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」 / 全国社会福祉協議会
- ・「地域福祉新時代の社会福祉協議会」 / 山本主税・川上富雄 / 中央法規出版
- ・「戸山団地・くらしとコミュニティについての調査」 / 成富正信・小幡正敏 / 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
- ・「民間非営利組織と評価」 / 粉川一郎 / 特定非営利活動法人コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」
- ・「みんなが主役！身近な地域のまちづくりプラン 住民福祉活動計画・2004」 / 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
- ・「よくわかる不測の事態に備える事業継続 BC入門」 / FOM出版 (富士通オフィス機器株式会社)
- ・「立教大学コミュニティ福祉学部紀要第3号 (2001) 研究ノート「住民主体」による福祉コミュニティの形成 地域組織化と地域福祉活動計画」 / 小野春日 / 立教大学コミュニティ福祉学部

参考資料等

- ・「国勢調査 区市町村町丁別報告 平成7年」 / 東京都総務局統計部人口統計課
- ・「国勢調査 区市町村町丁別報告 平成12年」 / 東京都総務局統計部人口統計課
- ・「国勢調査 区市町村町丁別報告 平成17年」 / 東京都総務局統計部人口統計課
- ・「第27回 新宿区の統計」 / 新宿区地域文化部地域調整課
- ・「第32回 新宿区の統計」 / 新宿区地域文化部地域調整課
- ・「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計) / 国立社会保障・人口問題研究所
- ・「日本の将来の将来推計人口」(平成18年12月推計) / 国立社会保障・人口問題研究所
- ・「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成20年3月推計) / 国立社会保障・人口問題研究所
- ・「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成12年3月推計) / 国立社会保障・人口問題研究所
- ・「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計) / 国立社会保障・人口問題研究所
- ・「平成19年度 新宿区の概況」 / 新宿区企画政策部企画政策課
- ・「平成20年度 新宿区の概況」 / 新宿区企画政策部企画政策課

策定作業の経過

	会 議 名	日 付	検 討 内 容
1	第 1 回策定委員会	5 月 22 日	委嘱状伝達、策定作業のすすめ方・予定、自己評価資料説明
2	第 1 回事業分科会	6 月 26 日	基礎情報の共有、現状分析
3	第 1 回組織分科会	6 月 18 日	基礎情報の共有、現状分析
4	第 2 回事業分科会	7 月 17 日	基礎情報の共有(新規事業イメージ VTR 視聴)、現状分析
5	第 2 回組織分科会	7 月 14 日	基礎情報の共有(新規事業イメージ VTR 視聴)、現状分析
6	第 3 回事業分科会	8 月 8 日	具体策を考える(他の社協の事例、応用)
7	第 3 回組織分科会	8 月 4 日	具体策を考える(他の社協の事例、応用)
8	第 4 回事業分科会	8 月 27 日	指標の設定について/具体策を考える
9	第 4 回組織分科会	8 月 28 日	指標の設定について/具体策を考える
10	第 2 回策定委員会	9 月 11 日	計画骨子・中間のまとめについて
11	第 3 回策定委員会	9 月 29 日	中間のまとめづくり
12	第 4 回策定委員会	10 月 27 日	理事会・評議員会、3 部会からのフィードバック、個別事業の検討
13	第 5 回事業分科会	11 月 20 日	事業計画案(個別事業)の検討
14	第 5 回組織分科会	11 月 17 日	事業計画案(個別事業)の検討
15	第 5 回策定委員会	12 月 8 日	3 部会からの提言等、第 1 回素案の検討、パブコメについて
16	第 6 回策定委員会	1 月 22 日	理事会・評議員会・パブコメからのフィードバック、第 2 回素案の検討
17	第 7 回策定委員会	2 月 26 日	現行計画の評価情報のフィードバック、最終素案の検討
18	第 8 回策定委員会	3 月 10 日	計画案のとりまとめ、会長への答申、委員会解散

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員名簿

任期 平成21年3月31日まで
平成20年5月1日現在
(敬称略)

役職	氏名	選出分野
委員長	成富正信	早稲田大学社会科学部教授
副委員長	小菅知三	新宿区民生委員児童委員、 新宿区社会福祉協議会理事・地域福祉推進部会会長
委員	入道修	株式会社フューチャーフロンティア - ズ代表取締役
委員	川井誉久	東京都社会福祉協議会地域福祉部長
委員	佐田俊彦	新宿区社会福祉協議会常務理事・事務局長
委員	長野基	跡見学園女子大学マネジメント学部専任講師
委員	二上映子	新宿区民生委員児童委員、 新宿区社会福祉協議会理事・組織強化推進部会会長
委員	宮原敏高	新宿区民生委員児童委員、 新宿区社会福祉協議会理事・市民活動推進部会会長
委員	山崎文雄	新宿区福祉部地域福祉課長
委員	山本武史	小田急電鉄株式会社経営政策本部経営企画部課長

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会経営計画策定事務局

Tel: 5273-2941 / Fax: 5273-3082
E-mail: shinjuku-shakyo@kbe.biglobe.ne.jp

	氏名	所属部署
職員	村山昇	事務局次長
職員	中村祐	法人経営課長
職員	田宮一茂	法人経営課
職員	料治康子	法人経営課

社会福祉法人 新宿区社会福祉協議会経営計画策定PTメンバー

	氏名	所属部署
職員	高橋直樹	地域活動支援課
職員	木嶋岳生	在宅生活支援課
職員	五十嵐実	高齢者就業支援課
職員	田宮一茂	法人経営課
職員	料治康子	法人経営課

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉基礎構造改革が進むなか、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、事業及び組織等に関する経営計画を策定するため、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会(以下「協議会」という。)に新宿区社会福祉協議会経営計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協議会の主たる事業、組織、人事、人材育成及び財政等を内容とする新宿区社会福祉協議会経営計画について検討を行い、その結果を協議会会長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、協議会会長が委嘱する。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 学識経験者 | 3人以内 |
| (2) 協議会役員 | 3人以内 |
| (3) 社会福祉を目的とする事業者 | 2人以内 |
| (4) 民間事業者 | 2人以内 |
| (5) 行政職員 | 2人以内 |
| (6) 協議会職員 | 2人以内 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員等が委員会に出席したときは、その費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会役員その他の役職者の費用弁償に関する規程第3条の規定による部会及び委員会の委員の額を適用する。

(作業部会の設置)

第8条 委員会に、具体的事項の検討や計画素案作成のために作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、委員会の議事や議題に関する検討や調整を行い、その結果を委員会に報告するとともに、委員会からの下命事項の調査、報告及び計画素案作成等を所掌事務とする。
- 3 作業部会は、5人以内の委員で組織し、委員長が推薦する。
- 4 作業部会委員は、委員会に出席し議題に関する説明及び下命事項の報告を行う。
- 5 作業部会に部会長を置き、作業部会委員の互選により定める。
- 6 部会長が必要と認めるときは、作業部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 作業部会委員の任期は、委員の任期と同日とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、法人経営課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

計画の策定を終えて

新宿区社会福祉協議会第二次経営計画案のとりまとめにあたり、第一次計画策定について関わった者として、この計画の意義についてひとこと述べさせていただきます。

今回の計画も、前回の計画と同様、地域福祉の中核的役割を担う社協が、事業、組織、財源の課題を示しつつ具体的な取り組みの方策を、すべての住民に明らかにしたという点で、重要な意義をもつものと考えます。加えて、今回の計画では、特に事業、組織の面で、前回の計画では一般的な方向性や展望を示すにとどまっていた項目について、委員各位や職員の熱心な議論により、一層踏み込んだ取り組みの道筋を具体化することができ、一歩前進できたのではないかと自負しております。一方、前回からあまり議論が進まなかった課題や、今後改めて議論を深め共通認識を形成すべき課題も存在しております。

私は前回の計画書のあとがきで、残された課題として次のような点を指摘しました。

1. 社協がめざすべき「公益」「公共性」とは何か。

今日「公益」や「公共性」を国や自治体、公益法人だけが独占すべきでなく、「民間」もまた「公益」「公共性」の担い手であるという考え方にたって、独自の存在である社協がめざすべき「公益」や「公共性」を明確にしていく必要がある。

2. 社協の地域展開という方向性に即した事業や組織の編成

計画推進の方法としての「事業、組織の小地域展開」について、組織、財政計画とも関連させながら、より具体的な方策を検討していく必要がある。

3. 会員制度、部会制度のあり方の検討

社協の会員制度・部会制度について、社協の活動の組織的基盤としていけるような制度と組織の見直しが必要である。

このうち、2と3については、かなり具体的な改革の手順や道筋を示すことができたと考えます。詳しくは計画書の内容（とくに -1「社協会員制度」や 4「事務局組織の改革」などをご覧ください。1については、社協の存在意義に関わる重要な論点であることを再確認したものの、それ以上に突っ込んだ議論はできず、今後の課題となりました。しかしこれも、今後社協の小地域展開の実践活動を進める中で、社協ならではの「公共性」イメージが浮かび上がってくるのではないかと考えております。また部会制度のあり方については、早急な検討課題として議論していただくことになっています。

策定委員会では、「中間支援組織」「総合調整」「総合支援」といった、本計画書でキーワードのように使われている用語について、その意味内容が必ずしも明瞭でないという意見も出され、活発な議論が交わされました。私見では、これらの用語は、最初から理念としてあるものではなく、社協職員や活動の中心的担い手の方々などの、いわば現場での実践経験に適した感覚的用語であり、それだけに理屈で説明しにくい面があります。しかし、地域において、これらの用語があらわす機能をもつ組織は、社協以外には見当たらないのではないのでしょうか。社協はさまざまな立場や目的をもつ人々を繋ぐ開かれたネットワークを広げる核あるいは媒体となることでその本来的機能を発揮するのであり、その点のみ

なさまにあらためて確認していただければと思います

最後に、この第二次経営計画の策定が、第一次計画に引き続き、新宿という地域で暮らす住民すべてに「福祉とか暮らしの問題なら、何はともあれ社協に聞いてみよう。きっと何か役に立ってくれるはずだ。」とっていただけるような、住民の信頼に応えられる社協をつくりあげるワンステップとなることを願い、終わりのことばといたします。

平成 21 年 3 月

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
経営計画策定委員会
委員長 成 富 正 信

**新宿区社会福祉協議会
経営計画 2009～2013**

平成 21 年 3 月

社会福祉法人新宿区社会福祉協議会
〒169-0075 新宿区高田馬場一丁目 17 - 20
Tel : 03 (5273) 2941 / Fax : 03 (5273) 3082